小額資金ノ地方貸付ヲ實施スル爲メ、農工銀行ヨリ地方金融組合ニ對シ、左記標準ニ依リ貸付業務ノ委託ヲ爲スモノトス。

一、貸付金額五百圓以下

一、不動産擔保價格　平年ノ收穫高ヲ一割ニテ還元ス、收穫物ノ換算價格ハ農工銀行ニ於テ決定スルコト。

一、貸付價格　擔保價格ノ五割以内。

一、貸付利率　最高四錢五厘（年壹割六分四厘）

一、貸付期間　六箇月以内

一、資金ノ用途　生産資金ニ限ル。

但シ貸出ヲ爲スコトヲ得サル資金ノ種類ハ別紙ノ如シ

右方法ニ依ル貸出ヲ簡易貸付方法トシ、之ニ依ルコト能ハサルモノハ總テ農工銀行ノ貸出手續ニ依ルモノトス。

簡易貸付ニ付テハ申込人ヨリ鑑定料ヲ徴セス。

貸出ヲ爲スコトヲ得サル資金

一、舊債償還

一、納稅資金

一、自作用土地買入ニ要スル資金ノ外土地ノ購入費

一、生活費

一、冠婚葬祭費用

一、家屋建築資金

一、其ノ他不生産的資金

右の如く金融組合に於ては絶えず農工銀行と密接なる連絡を保ちて、其の業務を援助する處あり、以て地方農村に低利農工資金の浸透を期したのであるが、一方にありては農民の貯蓄心を涵養し、殊に中農以下の經濟狀態を改善し向上せしめんが爲めと、また地方貯蓄機關との不備を補ひ、零碎なる資金を拾收して地方農村に還元せんが爲めに、農工銀行の貯蓄預金取次を開始したのである。由來朝鮮在來の住民の多くは其の日暮し主義とも稱すべきか、將來に備ふるの觀念に乏しく今日ありて明日あるを知らない、此の弊風を革新し覺醒せしめ、明日の備をなさしむるといふことは、實に容易なことではなかつた。從來とても金融組合は創立以來極力貯金の奬勵に意を用ひ、主として郵便貯金を勸誘し來つたのではあるが、今農工銀行貯蓄預金の業務取次を爲すに至つて、一段の進捗を來たしたことはいふまでもない。

當時郵便局以外の貯蓄機關としては、內地に本店を有する銀行が之亦內地に本店を有する貯蓄銀行の代理店として、貯蓄業務を取扱つた以外、普通銀行が當座又は定期預金の名目の下に、預金の吸收を行つて居たものであるが、而も僻陬の地には及ばなかつたのみならず、資金運用の點から見て、零碎なる地方農村の資金を內地又は都會地に利用せしむるの無意義なることは敢ていふまでもない。金融組合が農工銀行の貯蓄業務を取次ぐことは、蓋し當然のことであつたであらう。

今左に明治四十五年六月を以て、度支部長官より各道長官宛地方金融組合に於て農工銀行貯蓄

預金取次に關する官通牒及取扱要綱を掲げむ。

地方農民ノ貯蓄ヲ奬勵スルハ、刻下ノ急務ニシテ屢訓示セラレタル次第モ有之候處該貯金ハ銀行所在地外ニ於テハ專ラ郵便貯金ニ依ラシメ候得共尚不便ノ嫌可有之ニ付地方金融組合ヲシテ農工銀行ニ對スル貯金ノ取次ヲ爲サシムル爲メ別紙取次手續ヲ相定メ差向組合員ノ貯蓄預金ヲ取扱シメ度候條管下地方金融組合ヲ督勵シテ夫々實行セシムル樣御取計相成度依命及通牒候也

追テ該預金ハ何時ニテモ引出シ得ルモノニ有之候得共貯蓄ノ趣旨ヲ貫徹スル爲メ疾病其ノ他不測ノ災害アリタルトキ又ハ農事上必要ナル資金ニ使用スル場合等ノ外猥リニ引出ヲ爲サシメサル樣御監督相成度尚地方金融組合ニシテ從來農工銀行ニ當座預金ノ取引ナキモノハ此ノ際取引ヲ開始セシメラレ度申添候也

農工銀行貯蓄預金取次手續

一、地方金融組合ハ農工銀行ニ貯蓄預金ヲ爲スモノノ爲ニ之カ取次ヲ爲スモノトス

二、前項ノ貯蓄預金ハ一回預入高十錢以上トシ月割ヲ以テ年六分ノ利子ヲ附スヘシ但シ預ケ月ノ十五日以前ノモノ及引出月ノ十六日以後ノモノニ對シテハ半月分ノ利子ヲ附スルモノトス

三、地方金融組合ハ組合員ニ對シ貯蓄預金ヲ奬勵シ預ケ入レタルトキハ直ニ其ノ金額ヲ受領シ貯蓄預金通帳ニ記入ノ上通帳ハ預ケ人ニ交付スルモノトス次回以降ノ預ケ入レアリタルトキ亦同シ

四、預金者ヨリ引出ノ請求アリタルトキハ地方金融組合ノ現在金ヲ以テ之カ仕拂ヲ爲スモノトス

但シ全部引出ノ場合ヲ除クノ外通帳ニハ其ノ引出金額ヲ記入シ之ヲ預金者ニ返戻スヘシ

五、地方金融組合ハ農工銀行貯蓄預金元帳ヲ備ヘ各預金者毎ニ其ノ受拂金額ヲ記入整理スルモノトス

六、地方金融組合ハ農工銀行貯蓄預金ノ受拂金額ヲ取纏メ毎日農工銀行ニ通知スルモノトス

七、農工銀行ニ於テ前項受拂ノ通知ヲ受ケタルトキハ當該地方金融組合ノ當座貯金口ニ於テ振替受拂ヲ爲スヘシ

但シ農工銀行ニ於テハ預金者各自ノ記入ヲ省略シ何々地方金融組合取次預金トシテ一口ニ整理スルモノトス

八、前項ノ當座預金口ニ於テ振替受拂ヲ爲シ能ハサルトキ又ハ之ヲ不便トスルトキハ郵便振替貯金ヲ利用シ又ハ現送ノ手續ヲ爲スモノトス

地方金融組合ニ於テ郵便振替貯金當該農工銀行口座ニ振込又ハ現送ヲ爲ス場合ハ金額ノ多寡ニ應シテ半月分以內ニ於テ之ヲ取纏ムルコトヲ得

九、利子ノ計算期日ハ豫メ農工銀行ヨリ地方金融組合ニ通知シ地方金融組合ニ於テ直ニ元加ヲ爲シ之ヲ農工銀行ニ通知シ農工銀行ハ該通知ニ基キ地方金融組合取次預金ニ振込ムモノトス

十、地方金融組合ニ於テ貯蓄預金取次ニ要スル實費ハ農工銀行ニ於テ負擔スルモノトス

十一、農工銀行ハ貯蓄預金ノ取次業務ニ關シ隨時地方金融組合ノ業務ヲ檢査スルコトアルヘシ

十二、地方金融組合ニ於ケル農工銀行貯蓄預金ノ整理方法左ノ如シ(略)

十三、地方金融組合ハ貯蓄預金ノ受拂傳票ヲ毎月取纏メ受拂合計書ヲ附シテ翌月三日マテニ之ヲ農工銀行ニ送付スルモノトス

十四、本手續ニ依ル貯蓄預金通帳、同元帳竝貯蓄預金受拂額通知書及傳票ノ用紙ハ農工銀行ニ於テ調製シ地方金融組合ニ配付スルモノトス

貯蓄預金元帳、貯蓄預金受拂額通知書及傳票ノ樣式ハ左ノ如シ(略)

第六章　朝鮮殖産銀行業務の代理及媒介

以上の規定に從ひ組合員をして不時の用意に備へしめ、貯蓄預金の効果をして空しからざらしめむが爲め、從らに理由なき引出等は愼に訓諭して可成蓄積せしむる方針を取つて、之が勸誘に努めたので、其の成績も相當見るべきものあり、大正三年金融組合令の改正直前までは專ら此の方法に依つて貯蓄業務が代行されたのである。一方代理媒介貸付は可及的紹介に努め該業務の進展に盡す所あつたが、如何せん未だ地方農村にありては、規模の見るべき農業施設もなく、事業興らず、纏まりたる資金の需要もなく、成績概して振はざりしも、大正元年に至りて漸く八萬餘圓の媒介貸付金を見るに至り、翌大正二年度には三十四萬餘圓に達し、漸次增加の域を辿つた。當時各地方金融組合は各農工銀行と夫々該業務に關して契約を爲し、斯業の發達普及を圖つたのであるが、今玆に慶尙農工銀行と其の區域内の金融組合との契約取極書を掲げて參考に供せん。

慶尙農工銀行と地方金融組合の農工銀行貸付業務ノ媒介ヲ爲スコトヲ得

第一條　組合ハ銀行ニ對シ左ノ貸付業務ノ媒介ヲ爲スコトヲ得

一、農工銀行令第五條第一號乃至第三號及第六號乃至第八號ノ貸付

二、動産有價證券又ハ不動産ヲ擔保トスル百圓以上ノ貸付

第二條　銀行ハ左ノ業務ヲ組合ニ委託スルコトヲ得

一、債務者又ハ保證人ノ資産、信用、擔保物及貸付ニ關スル事業ノ調査

二、抵當不動産ノ登記（又ハ證明）手續

三、貸付金鑑定料及利息ノ取立

四、其ノ他銀行業務上必要ナル事項

組合ハ前項業務ノ委託ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ處理シ其ノ顚末ヲ銀行ニ報告スヘシ

第三條　組合カ銀行ニ對スル資金借入媒介ノ申込ヲ受ケタルトキハ申込人ヨリ別記第一項樣式ノ借用金申込書ヲ徵スヘシ、借入資金ノ使途農工資金ナル場合ハ借用金申込書ニ事業計畫書、收支豫算書及關係圖面ヲ添附セシムルコトヲ要ス

第四條　組合ハ借用金申込書ヲ審査シ貸付ヲ爲シ得ヘキ見込アルモノト認メタルトキハ、其ノ意見ヲ記入シ別記第二號樣式ノ申込人ノ信用調査書ヲ添ヘ銀行ニ送付スヘシ

銀行ハ前項申込書ノ送付ヲ受ケタルトキハ、速ニ貸付ヲ爲スヘキ見込アルモノナリヤ否ヤヲ査定シ、貸付ヲ爲スノ見込ナシト認メタルトキハ、直ニ其ノ旨ヲ組合ニ通知シ、貸付ヲ爲スヘキ見込アリト認メタルトキハ直ニ其ノ旨及擔保物ノ調査、連帶債務者資産貸付ニ關スル事業ノ調査ヲ委託スヘキヤ否ヤヲ組合ニ通知スヘシ

第五條　媒介貸付ニ關スル鑑定料ハ鑑定ヲ爲シタルモノノ收入トス

第六條　銀行ニ於テ直接ニ調査ヲ爲ス場合ハ豫メ調査ノ日取ヲ組合ニ通知シ組合ハ相當準備ヲ爲シ置クヘシ

組合カ調査ノ委託ヲ受ケタル場合ハ組合ハ擔保物及事業ニ對シテハ實地ニ就テ調査ヲ爲シ、連帶債務者ノ資産ニ關シテハ公簿ノ閱覽其ノ他ノ方法ニ依リテ調査シ、別記第三號乃至第五號樣式ノ調査書ヲ銀行ニ送付スヘシ

第七條　調査完了シタルトキハ銀行ハ速ニ貸付ノ諾否ヲ決定シ組合ニ通知スヘシ

貸付ヲ承諾シタルトキハ銀行ハ借用金證書其ノ他必要ナル書類ヲ調製シ組合ニ送付スヘシ

第八條　組合ハ前條第二項ノ書類ヲ受ケタルトキハ、不動産擔保ニ付テハ直ニ抵當權設定登記（又ハ證明）ノ手續ヲ爲シ、動産擔保ニ付テハ銀行ノ請求ニ依リ相當ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ不動産擔保ニ對スル登記（又ハ證明）手續完了シタルトキハ組合ハ登記簿（又ハ證明簿）謄本ノ下附ヲ受ケテ銀行ニ送付シ又ハ登記簿（又ハ證明簿）ノ閱覽ヲ爲シ別記第六號樣式ニ依リ銀行ニ通知スヘシ

第九條　前條ノ手續ヲ完了シタルトキハ銀行ハ速ニ貸付現金ヲ組合ニ送付スヘシ

第十條　銀行ハ組合ニ對シ左ノ割合ヲ以テ手數料ヲ支拂フヘシ

第六章　朝鮮殖産銀行業務の代理及媒介

一、媒介貸付金中組合ニ於テ調査ヲ爲シタル年賦及定期償還貸付並普通貸付ニ對シテハ、取立利息ノ百分ノ十

五、擔物證券擔保ニ關シテハ同百分ノ十

本手數料ハ元利金回收ノ際支拂フヘシ、但借用金證書ノ條項ニ依リ返濟期限前ニ利息ノ取立ヲ爲ス場合又ハ銀行ニ於テ延期ヲ承諾セシ場合ハ、利息ノミノ取立ニ對シテモ之ヲ支拂フヘシ

二、媒介貸付金中銀行ニ於テ調査ヲ爲シタルモノニ對シテハ取立利息額ノ百分ノ八

三、組合カ申込ヲ受ケテ銀行ニ紹介シ銀行ニ於テ直接貸付ヲ爲シタル場合ニ於ケル紹介手數料ハ貸付金額千圓迄ハ其ノ千分ノ三、千圓以上ハ五百圓增ス毎ニ一圓ヲ加ヘ十圓ヲ以テ最高限度トス

四、銀行ニ於テ直接貸付ケタル貸付金ノ取立ニ對シテハ取立金額千圓迄ハ其ノ千分ノ三、千圓以上ハ五百圓ヲ增ス毎ニ一圓ヲ加フ

五、利息又ハ鑑定料ノ取立ニ對シテハ取立金額ノ百分ノ三

前項第一號、第二號、第四號及第五號ノ場合ニ於ケル手數料ハ回收又ハ取立ノ都度、組合ニ於テ回收又ハ取立金額中ヨリ控除受入ヲ爲シ、第三號ノ場合ニ於テハ銀行ヨリ迄金スルモノトス

第十一條　組合カ貸付金ニ對スル利息計算期間ハ貸付ノ際銀行カ貸付現金ヲ拂出シタル日ヨリ回收ノ際組合カ受入ヲ爲シタル日迄トス

第十二條　組合カ貸付金、利息鑑定料等ノ取立ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク銀行ニ迄付スヘシ

第十三條　組合ト銀行トノ間ニ於ケル現金ノ受拂ハ當座預金振替貯金其ノ他便宜ノ方法ニ依リテ之ヲ爲スヘシ

第十四條　回金料、登記(又ハ證明)手續ニ要セシ費用ハ債務者ノ負擔トシ、登記簿(又ハ證明簿)謄本下附料及同閱覽料ハ銀行ノ負擔トシ郵稅其ノ他諸雜費ハ組合ノ負擔トス

第二條ニ規定セル業務ノ委託ヲ受ケタル爲メ、組合ニ於テ特ニ要シタル費用ニ付テ銀行ヨリ手數料ヲ支拂ハサル事項ニ關スル分ニ限リ銀行ノ負擔トス

第十五條　組合ハ當ニ媒介貸付ニ關スル債務者ノ資産狀態ニ注意シ、資産ノ減少其ノ他異動ノ事項ヲ知リタルトキハ直ニ銀行ニ通知スヘシ

第十六條　銀行ニ於テ必要ト認メタルトキハ銀行ハ媒介貸付ニ關スル組合ノ業務ヲ調査シ、又ハ組合ニ對シ報告ヲ求ムルコトヲ得

第十七條　組合ニ於ケル本業務ノ執行ニ關シテハ本手數料ノ外銀行所定ノ貸付內規ニ據ルヘシ

第十八條　組合ハ別記第七號樣式ノ媒介貸付金元帳ヲ備フヘシ

第十九條　組合ハ翌月十日限リ別記第八號樣式ノ毎月媒介貸付金殘高報告ヲ道ニ提出スヘシ

第二十條　本手續實施當時ニ於ケル媒介貸付金現在殘高ニ關シテハ本手續ヲ適用ス

第二十一條　本手續ハ大正五年六月一日ヨリ實施ス

右の如く契約書を交換して該業務の遂行に努力したる結果、大正六年度に於ては其の貸付金額百萬圓を突破するに至つた。斯くして翌大正七年に六個の農工銀行は合併して朝鮮殖産銀行となるに至り、また金融組合令改正も同時に行はれ、茲に朝鮮に於ける金融系統は確立せられて、鮮內に殖産銀行と金融組合との提携連絡は愈々密接となり、完全なる金融網が數設せらるゝに至つたので、殖産銀行業務の代理及媒介は從前に倍して益々計數的成績を擧揚し、大正十一年度にありては、千萬圓を超ゆる盛況を見ることゝなつた。

然し乍らその銀行と金融組合間の契約は尙舊農工銀行時代のものを踏襲し、不便尠からざるものがあつたので、茲に朝鮮殖産銀行は朝鮮總督府と協議し、その承認を求め大正十五年九月新契約書を締結した。次で同年十一月殖産銀行の代金取立業務に關しても、その取扱規程の一部を改定する處があつた。左に之を參考として記すことにする。

朝鮮殖産銀行貸付業務代理及媒介取扱規程

第一條　金融組合カ株式會社朝鮮殖産銀行ニ對シ貸付ニ關スル業務ノ代理又ハ媒介ヲ爲スニハ朝鮮殖産銀行令株式會社朝鮮殖産銀行定款本規定及銀行ノ定ムル貸付業務代理媒介取扱手續ニ據リ取扱フモノトス。

第二條　本規定ニ於テ組合ト稱スルハ金融組合ヲ言ヒ銀行ト稱スルハ株式會社朝鮮殖産銀行ヲ謂フ。

第三條　組合ノ取扱業務ノ種類左ノ如シ。

一、株式會社朝鮮殖産銀行定款第四十四條第一項第一號(但シ不動産上ノ權利ヲ擔保トスル貸付ヲ除ク)第四號及第六號乃至第八號ノ貸付ノ媒介又ハ紹介。

二、銀行ヨリ委託セル資產信用能力調査抵當物件ノ鑑定事業ノ調査抵當權ニ關スル登記手續及其ノ他ノ事項ノ處理。

第四條　貸付媒介一口ノ金額ハ左ノ如シ。

一、不動産擔保貸付(定款第四十四條第一項第一號)五千圓以下。

二、無擔保貸付(同第四號及第六號)貳千圓以下。

三、動産及有價證券擔保貸付(同第七號及第八號)貳千圓以下。

第五條　媒介貸付事務ノ範圍ハ單ニ貸付事務ノミニ止ラス其元金ノ回收利息其他ノ費用ノ取立事業及抵當物件ノ調査及鑑定竝ニ抵當權ノ實行等苟モ媒介貸付ニ關聯セル總テノ事務ヲ包含スルモノトス

第六條　組合ハ其ノ媒介シタル貸付ニ關シテハ常ニ借主ノ資產信用狀態竝ニ抵當物件ノ狀況及價格ノ異動等ヲ監視シ苟モ債權保全上必要アル事項ハ其ノ事柄ノ大小ニ拘ラス直ニ銀行ニ通知スルモノトス。

第七條　第四條ノ範圍ニ屬セサルモノニシテ組合ニ於テ借主ノ資產信用能力調査竝ニ事業及抵當物件ノ机上調査ヲ爲スニ止マルモノ及第四條ノ範圍ニ關スルモ組合ニ於テ事業及抵當物件ノ調査鑑定ヲ爲シ難キモノハ之ヲ紹介貸付トシテ取扱フモノトス。

第八條　媒介貸付又ハ紹介貸付ノ債務者ニシテ同時ニ組合貸付ノ債務者タルモノノ貸付ニ關シテ回收整理ヲ爲ス場合ハ單獨ノ行爲ニ出テス相互協議ノ上回收上最善ノ方法ヲ講スルモノトス。

第九條　特別ノ定アルモノヲ除クノ外銀行ハ組合ニ對シ左ノ標準ニ依リ取扱手數料ヲ支拂フモノトス

一、媒介貸付

イ、不動産擔保貸付　取立利息(遲延利息ヲ含ム)ノ百分ノ十一期限前償還手數料ノ百分ノ十一

ロ、無擔保貸付　取立利息(遲延利息ヲ含ム)ノ百分ノ八

ハ、動産及有價證券擔保貸付　取立利息(遲延利息ヲ含ム)ノ百分ノ六

二、紹介貸付

イ、不動産擔保貸付　貸付金額ノ萬分ノ十

ロ、動産及有價證券竝ニ無擔保貸付　貸付金額ノ萬分ノ五但シ貸付一口ニ對シ金貳拾圓ヲ超エサルモノトス

三、委託事務

イ、資產信用能力調査　組合員　一件ニ付金拾錢

非組合員　一件ニ付金參拾錢

ロ、抵當物件又ハ事業ノ鑑定若ハ調査　一件ニ付金壹圓

ハ、抵當權設定登記　一件ニ付金參拾錢

第六章　朝鮮殖産銀行業務の代理及媒介

第六章　朝鮮殖産銀行業務の代理及媒介

ニ、抵當權變更又ハ抹消登記　一件ニ付金貳拾錢

ホ、登記謄本請求　一筆ニ付金參錢但シ十筆ヲ超ユル分ニ對シテハ毎十筆ニ付(十筆ニ滿タサル端數ハ十筆ト看做ス)金參錢ヲ加フ

ヘ、登記簿閱覽　一件ニ付二十筆迄ハ參拾錢トシ二十筆ヲ超ユル筆數ニ付テハ毎十筆ニ付(十筆ニ滿タサル端數ハ十筆ト看做ス)金五錢ヲ加フ

ト、貸付元利金取立　千分ノ二但シ一件ニ付金貳拾圓ヲ超エサルモノトス

チ、其ノ他委託事務　原則トシテ實費ヲ支拂フモノトス

第十條　委託事務ノ處理ニ關シ要シタル收入印紙代及旅費ハ前條第三號ニ定ムル手數料ノ外ニ銀行ニ於テ之ヲ負擔ス但シ旅費ノ計算ハ組合所定ノ額ニ依ル。

前項ニ依リ銀行ニ於テ旅費ヲ負擔スルハ委託ノ際銀行カ組合ニ對シテ其ノ旨ヲ通知シタル場合ニ限ルモノトス。

第十一條　媒介貸付手數料ハ利息ノ取立アリタルトキ紹介貸付手數料ハ貸出決行ノトキ之ヲ支拂ヒ委託事務手數料、實費其ノ他實費ハ一件處理後直ニ支拂フモノトス

第十二條　借主ノ都合ニ依リ銀行カ直接媒介貸付元利金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ銀行ハ其ノ旨組合ニ通知シ媒介手數料ヲ組合ニ送付スルモノトス

第十三條　媒介貸付ニ關シ徵セル抵當物件鑑定料及事業調査費ハ組合ノ所得トス

第十四條　媒介貸付ニ關スル抵當物件又ハ事業ノ鑑定若クハ調査竝ニ媒介貸付又ハ紹介貸付ニ關スル資產信用能力調查、登記簿ノ謄本下附及閱覽ニ要スル費用ハ組合ノ負擔トス

第十五條　本規定ニ依リ銀行ニ送金ノ爲メ要シタル費用ハ銀行ノ負擔トス

第十六條　事務ノ取扱上必要ナル通信費ハ組合ノ負擔トス。

第十七條　諸帳簿、諸用紙ハ特ニ銀行ヨリ現物ヲ送付スルモノノ外組合ノ負擔トス

第十八條　本規定ニ依リ取扱ハレタル業務ニ關シ銀行ハ何時ニテモ組合ニ就キ關係帳簿及證憑書類其ノ他ノ閱覽ヲ求メ又ハ必要ナル報告ヲ求ムルコトヲ得ルモノトス

第十九條　取扱業務ニ付キ組合ノ故意又ハ過失ニ因リ銀行ニ損害ヲ及ホシタルトキハ組合ハ之カ賠償ノ責ニ任スルモノトス

第二十條　本規定實施ノ際現在セル媒介貸付及委託事務ハ本規定ニ依リ取扱ハレタルモノト看做ス、但シ媒介貸付手數料ニ付テハ從來ノ契約ニ依ル

契約書

株式會社朝鮮殖產銀行(以下單ニ銀行ト稱ス)金融組合(以下單ニ組合ト稱ス)トノ間ニ於テ組合カ銀行ノ代理及媒介貸付竝ニ委託事務(代金取立、債券賣捌事務ノ取扱ヲ爲スニ付左ノ契約ヲ締結ス

第一條　組合ニ於テ取扱フ代理及媒介貸付竝委託事務ノ取扱ニ付テハ銀行ノ「貸付業務代理及媒介取扱手續」ニ據ルモノトス

第二條　組合ニ於テ取扱フ代理及媒介貸付金ノ利率ハ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケ銀行ノ定ムル所ニ據ルモノトス

第三條　組合ニ於テ取扱フ代金取立事務ニ付テハ銀行ノ「代金取立事務取扱規程」ニ據ルモノトス

第四條　組合ニ於テ取扱フ債券賣捌事務ニ付テハ銀行ノ「勸業債券賣捌店事務取扱手續」ニ據ルモノトス

第五條　第一條、第三條及第四條ノ取扱ニ關シ銀行ヨリ組合ニ支拂フヘキ手數料ノ定メナキモノニ付テハ別ニ銀行ノ定ムル所ニ依リ組合ニ對シ一定ノ手數料ヲ支拂フモノトス

第六條　本契約ノ業務取扱ニ付キ銀行又ハ組合カ故意又ハ過失ニ因リ相手方ニ損害ヲ生セシメタルトキハ相互ニ之カ賠償ノ責ニ任スルモノトス

第七條　本契約ニ基キ取扱ヒタル業務ニ對シ銀行ハ何時ニテモ組合ニ就キ實地調査シ若クハ報告ヲ求ムルコトアルヘシ

第八條　組合ハ本契約ヲ繼續セサル場合ト雖トモ組合カ取扱ヒタル業務ニ對シテハ全部之ヲ處理完了セシムルノ責ニ任スルモノトス但シ銀行ニ於テ未了ノ儘引繼キタル業務ニ付テハ此限ニアラス

第九條　本契約ハ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケ一部又ハ全部ニ對シ三箇月前ノ豫告ヲ以テ當事者雙方ヨリ解約スルコトヲ得ルモノトス

右契約締結ノ證トシテ本書二通ヲ作成シ雙方記名調印ノ上各自一通ヲ保存スルモノトス

年　月　日

株式會社朝鮮殖産銀行
頭取

金融組合
組合長
理事

朝鮮殖産銀行代金取立事務取扱規程

代金取立事務取扱規程

第一條　朝鮮殖産銀行(以下單ニ銀行ト稱ス)ヨリ金融組合(以下單ニ組合ト稱ス)ニ取立金ノ委託ヲナス場合ニハ本規定ニ依ルモノトス。

第二條　本規定ニ依ル代金取立トハ銀行本支店(連絡店以外ノ本支店ヲモ含ム)ヨリ委託シタル諸手形及諸證書類ノ取立ヲ云フ。

第三條　銀行ヨリ取立ヲ委託スヘキモノハ爲替手形約束手形金錢請求書貰懸金其ノ他各種債權證書等ニシテ銀行ノ取扱上之ヲ左記三種ニ區別ス。

一、荷付爲替手形(略符號荷手)
二、諸引手形(略符號諸手)
三、代金取立手形(略符號代手)

第四條　手形ニハ貨物引換書船荷證券其ノ他ノ貨物證券國債證券株券其ノ他諸種ノ債券證書附帶セルモノト此ノ證券ノ附帶ナキモノトアリ其ノ證券附帶ノモノニ在リテハ手形金額ノ支拂アルニ非サレハ決シテ名宛人ニ交付スヘカラサルモノトス是レ普通ノ取扱ニシテ支拂渡(D/P式)手形ト稱ス。

然レ共銀行ハ手形振出人ノ依頼ニ依リ安全ナリト認メタルトキハ特ニ手形カ名宛人ニヨリ引受ケラレタルトキハ(爲替手形ノ引受ヲ意味ス)附帶證券ノ交付ヲ許ス場合アリ是ヲ引受渡(D/A式)ノ手形ト稱ス

卽チ手形支拂人ニ於テ手形引受濟ノ上領收證(第一號樣式)引替ニ附帶證券ノ交付ヲ爲シ手形ノ滿期日ニ至リ手形金ノ支拂ヲ受クルモノトス。

第五條　前條引渡手形ニハ銀行ニ於テ必ス手形面ニ(D/A)ノ符號ヲ記シ責任者ノ捺印スヘキヲ以テ特ニD/A式ノ指定ナキトキハ總テD/P式(支拂渡)トシテ取扱フモノトス。

第六條　貸付金ノ元利金鑑定料保險料其ノ他各種債權ノ取立ヲ委託スル場合ニ於テ特ニ手形ヲ用ヒスシテ計算書領收證又ハ債權證書ヲ以テスルコトアルモ總テ代金取立手形(代手)トシテ整理スルモノトス。

第六章　朝鮮殖産銀行業務の代理及媒介　三二九

第七條　取立委託手形ニハ其ノ上部ニ略符號及取扱番號ヲ附記シ、裏面ニ取立委託ノ旨ヲ記載シ(手形以外ノ債權證書ニハ委任狀ヲ添附ス)送付スルニ依リ之カ記帳報告、照會等ニハ常ニ其ノ略符號及番號ヲ以テ整理取扱ヲ爲スモノトス。

第八條　銀行カ取立ノ爲メ手形ヲ發送スル場合ニハ手形送達狀(第二號樣式)ヲ添附スヘキニ依リ組合ハ右手形到着後即日手形到着報告(第三號樣式)ヲ發送スヘキモノトス。

第九條　組合ハ諸取立手形ノ發送ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ支拂人ニ呈示シ、爲替手形ニシテ引受未濟ノモノハ名宛人ノ引受ヲ求メ署名捺印ヲ受クルモノトス、但シ名宛人ノ居所遠隔ニシテ呈示ニ困難ナル場合ハ手形ノ要項ヲ記載シ便宜本人ヘ通知書(第四號樣式)ヲ發スルモノトス。

第十條　手形ノ引受又ハ支拂ノ拒絕減額又ハ延期等故障ノ申立アリタル時ハ其事由ヲ明記シタル附箋(第五號樣式甲又ハ乙)ヲ手形ニ貼附割印ヲ求メ直ニ取立手形照會狀(第六號樣式)ヲ以テ其ノ要旨ヲ銀行ニ通知シ指圖ニ從ヒ處理スルモノトス。

第十一條　手形ノ期日ニ至リ支拂ヲモナサス又前條ノ附箋ヲモ爲ササル場合ハ委託銀行ヘ其ノ事由ヲ明記シ不渡トシテ返戻スヘキヤヲ照會スヘキモノトス、又到底取立ノ見込覺束ナキモノニ對シテハ右照會ヲ俟タス直ニ不渡手形トシテ銀行ニ返送スヘキモノトス。

但シ此場合ニハ組合ハ返送手形ニ手形送達狀第二號樣式)ヲ添附シ其ノ欄外ニ返却ノ旨ヲ記載シ欄内記載事項ハ朱書スルモノトス。

第十二條　拒絕證書作製ノ義務ノ免除ナキ手形ニ對シ支拂ノ拒絕アリタルトキハ滿期日後二日以内ニ支拂拒絕證書ヲ作成セシムルコトヲ要ス。

第十三條　荷付爲替手形割引手形カ滿期日經過後ニ至リ手形金ノ入金アリタル場合ハ期日ノ翌日ヨリ參着又ハ一覽拂ノ手形ニ在テハ呈示シタル翌日ヨリ日歩五錢ノ割合ヲ以テ延滯利息ヲ徵收スルモノトス、但代金取立手形ノ場合ニ於テハ特ニ手形面ニ利率ノ指定アルモノニ限リ之ヲ徵收スルモノトス。

支拂人ニ於テ延滯利息ノ支拂ヲ拒ミタル時ハ手形ヲ交付スルト同時ニ其ノ事由ヲ記載シタル附箋(第七號樣式)ヲ徵シ入金濟報告ト共ニ銀行ニ發送スルモノトス。

第十四條　手形金ノ入金アリタルトキハ組合ハ手形入金濟報告書(第八號樣式)ヲ作製シ延滯利息ニ付テハ同報告書摘要欄ニ算出ノ根據トナルヘキ日數、利率等ヲ附記シ即日銀行ニ報告スルモノトス。

第十五條　取立金ハ即日委託銀行ニ對シ送付ノ手續ヲナスヘク其ノ決濟方法ニ關シテハ組合ノ都合ニ依リ左記ノ内一方法ヲ撰擇スヘキモノトス。

イ、連絡店ニ於ケル當座預金ニテ決濟スル方法、

取立金ヨリ手數料ヲ控除シタル金額ニ依リ當座小切手ヲ發行シ取立手形入金濟報告書ト共ニ取立委託銀行ニ送付スルコト。

ロ、金融組合聯合會預金ニテ決濟スル方法、

取立金ヨリ手數料ヲ控除シタル金額ニ依リ組合所屬聯合會宛引出通知書ヲ發行シ取立手形入金濟報告書ト共ニ取立委託銀行ニ送付スルコト。

前項ノ引出通知書ハ宛先ノ聯合會ヘ引渡ノ際銀行ニ於テ其ノ裏面ニ金額受領ノ旨ヲ證スルヲ要ス

ハ、振替貯金ニ依リ決濟スル方法

取立金ヨリ手數料ヲ控除シタル殘額ヲ組合自己ノ振替貯金口座ニ振込ミ同時ニ振込金全額ノ振替貯金拂出票ニヨリ振替貯金口座京城四〇九番朝鮮殖産銀行本店口座)ニ口座振替ノ手續ヲ爲シタル後其ノ旨ヲ手形入金濟報告書ニ記載シ之ヲ取立委託銀行ニ送付スルコト。

第六章　朝鮮殖産銀行業務の代理及媒介

ニ、組合ノ振替貯金現在高中ヨリ決濟スル方法
取立金ヨリ手數料ヲ控除シタル殘額ト同額ノ振替貯金拂出票ニ依リ振替貯金口座京城四〇九番朝鮮殖産銀行本店口座ニ口座振替手續ヲ爲シ其ノ旨ヲ手形入金濟報告書ニ記載シ之ヲ取立委託銀行ニ送付スルコト。
但右(ハ)及(ニ)ノ場合ニ於テ口座振替手數料ハ組合ノ負擔タルコト。

第十六條　前條振替口座ニ振込ミノ場合ニ於テハ振込通知書通信文欄ニ取立委託銀行名竝ニ振込ミノ原因タル手形ノ種類番號等ヲ明瞭ニ記載シ手形入金濟報告書トノ對照ニ便セシムルモノトス。

第十七條　組合ニ於テ取立手形ヲ接受シタルトキハ朝鮮殖産銀行取立手形記入帳(第九號樣式)ヲ設ケ其ノ要項ヲ記入シ手形取立濟ノ上取立年月日ヲ記載スルモノトス。但シ延期其ノ他ノ事由ハ摘要欄ニ記載スヘキモノトス。

第十八條　不渡手形返送ノ場合ニ於テハ記入帳取立年月日欄ニ返送年月日ヲ摘要欄ニ不渡返却ノ旨ヲ共ニ朱書スルモノトス。

第十九條　銀行ヨリ取立ヲ委託シタル手形證書竝諸證券竝ニ付テハ組合ハ周到ノ注意ヲ拂ヒ、毎月一回必ラス關係帳簿ト照合シ其現在高ヲ明瞭ナラシムヘキモノトス。

組合ハ毎月一回以上取立手形現在高ヲ委託銀行ニ照合シ之カ證明ヲ受クルモノトス。

第二十條　組合ニ取立ヲ委託シタル手形其ノ他ニ對シテハ左記標準ニ依リ手數料ヲ支拂フモノトス。

(一)手形及手形以外ノ債權取立媒介貸付元利金ヲ含マス)　壹通ニ付　取立金百圓迄　金貳拾錢
以上百圓迄增ス每ニ　金五錢

(二)手形其他債權證書類不渡ノ場合
壹通ニ付　金五錢

第二十一條　取立手數料ハ取立金送付ノ際差引計算シ手數料ヲ控除シタル殘金ヲ銀行ニ回金スルモノトス。

第二十二條　取立事務取扱ニ要スル帳簿、諸用紙ハ特ニ銀行ヨリ現物ヲ送付スルモノノ外ハ組合ノ負擔トス。

第二十三條　取立濟電信通知料、不渡手形返送料手形債權保全ニ要スル費用等特ニ銀行ノ依頼ニ依ル費用ハ銀行ノ負擔トス。

第二十四條　前項ノ諸費用ハ前月分ヲ一括シ翌月ニ於テ組合ヨリ銀行ニ對シ請求スヘキモノトス。

要するに朝鮮殖産銀行代理媒介貸付業務も時に一長一短の感もあつたけれども、概ね順調なる成績を以て進展し、殊に大正七年以降にあつては商工界の急激なる膨脹、都鄙を問はず資金の消化著しく所謂る好景氣の齎らす影響により、益々驀進するに至つた。惟ふに朝鮮農工業の改善進歩を圖り、將來有爲の住民をして眞に經濟狀態を向上せしめんとするには、國家的使命を有する一大金融機關の力に倚據しなければならぬ　今や朝鮮殖産銀行は、半島金融界の樞軸として各般企業の源泉として日に其の營業の盛んなるものがある。而して金融組合が過去農工銀行時代より一意專心連絡提携に努め、相共に産業資金の普及に努め、朝鮮統治に貢獻しつゝあることは自ら欣快としてゐる處である。

今左に創業以來農工銀行及殖産銀行の代理媒介貸付の取扱高竝に手形代金の取立たる金額を示せば左の通りである。

代理媒介貸付金取扱高

年次	取扱金額
大正元年度	八三、一五七
同二年度	三四一、六〇三
同三年度	三四〇、七九三
同四年度	二三九、七七一
同五年度	四四八、五四三
同六年度	一、〇二九、八四五
同七年度	一、八〇三、八三四
同八年度	四、七二一、六〇二
同九年度	五、九五五、八〇八
同十年度	八、一三八、二七九
同十一年度	一〇、三一〇、二六九
同十二年度	九、六七九、一五一
同十三年度	八、四二四、三六五
同十四年度	八、四九九、一三三
昭和元年度	九、一四五、一一〇
同二年度	一〇、五六二、一一〇

取立代金々額表

年次	道別	口数	金額
	京畿道	一、五六九枚	二五一、四一一
	忠北道	二、二四九枚	三七五、四二三
	忠南道	七二八枚	八五、九四一
	全北道	二、三九一枚	六三五、五八二
昭和元年四月一日ヨリ昭和二年三月末日迄一箇年間ノ取扱高トス	全南道	一六、五一一枚	二、四九六、一七九
	慶北道	九、七六四枚	一、五九七、〇五四
	慶南道	一一、八二三枚	二、〇六四、六八一
	黄海道	五、二八八枚	九七一、三五一
	平南道	一、九五八枚	二五五、五五〇
	平北道	三、七九八枚	七四四、八八七
	江原道	四、九六二枚	七四五、六三一
	咸南道	一二、九二〇枚	二、四九五、二六三
	咸北道	五、六五六枚	一、〇四〇、五〇〇
	合計	七九、六一七枚	一三、七五九、四五三

尙大正十一年五月以降朝鮮殖産銀行が、日本勧業銀行發行ひその代り之に相當する金額は勧業銀行に於て殖産銀行發行債券を引き受くることに至つたので金融組合も賣捌に當ることゝなり、之れが取扱ひ手續を定めた等幾多同行業務に對し微力を致して居る。

勧業債券賣捌店事務取扱手續

第一條　本手續ニ於テ賣捌店ト稱スルハ朝鮮殖産銀行ヨリ委嘱シタル勧業債券賣捌事務取扱店ヲ謂ヒ本行ト稱スルハ其ノ連絡店タル朝鮮殖産銀行本店又ハ支店ヲ謂ヒ債券ト稱スルハ割増金附勧業債券ヲ謂フ

第二條　賣捌店ハ本行ヨリ特別通知アルモノノ外本手續ニ依リ賣捌事務ヲ取扱フモノトス

第三條　債券賣出ノ場合ハ賣捌店ニ對シ債券ヲ豫メ送ス

第六章　朝鮮殖産銀行業務の代理及仲介

賣捌店ハ本行ヨリ債券ノ送達ヲ受ケタルトキハ其ノ受領證ヲ本行ニ送付スルモノトス

第四條　債券ヲ送付スル場合ハ債券包裝中ニ入記載ヲ添附シ別途送付書ヲ發送スルモノトス

債券郵送ノ場合ニアリテハ配達證明小包郵便ニヨルヲ要スル場合又ハ小包郵便ニヨルヲ不便トスル場所ハ配達證明書留郵便ニヨルモノトス

第五條　賣送債券不足スルカ又ハ不足セムトスルトキハ直ニ必要ノ見込通數ヲ電信又ハ電話ニテ本行ニ請求シ過剩ヲ生スル見込アルトキハ直ニ其ノ通數ヲ電信又ハ電話ヲ以テ報告スルモノトス

第六條　賣捌店ハ賣捌期間滿了後直ニ賣出總通數ヲ電信又ハ電話ヲ以テ本行ニ報告シ殘餘債券ハ遲滯ナク本行ニ返送スルト共ニ其ノ旨通知スルモノトス

本行カ債券ノ賣行狀況中間報告ヲ求メタルトキハ遲滯ナク電信又ハ電話ニテ報告スルモノトス

第七條　賣捌事務ニ關スル一切ノ計算ハ錢ヲ單位トシテ屋位ハ切捨ツルモノトス

第八條　賣上金ハ賣出期間滿了後五日以內ニ本行振替貯金口座ニ振込ムカ又ハ便宜ノ方法ニ依リ送付スルモノトス

第九條　賣捌事務ヨリ生スル左ノ費用ハ本行ノ負擔トス、其他ノ費用ハ特ニ本行ノ承諾ヲ經タル上ニアラサレハ支出シ能ハサルモノトス

1本行ヨリ送付シタル賣香紙ノ配布費用

2賣捌店本行間ノ賣捌ニ關スル諸通信費債券送付料並回金料

第十條　債券ノ賣捌手數料及費用ハ賣出期間滿了後五日以內ニ淸算ヲ爲シ勸業債券賣出諸經費仕譯表第一號樣式ヲ調製シ本行ニ請求スルモノトス

第十一條　賣出諸經費ハ賣上金ヨリ振替フルコトヲ得

前項ノ手續ニ依リ振替ヘタル場合ハ勸業債券賣出諸經費仕譯表ニ其旨ヲ明記シ本行ニ報告スルモノトス

今金融組合に於て朝鮮殖產銀行の媒介貸付に依つて所期の事業を達成したるもの、實例二三を揭記して參考に供し度い

一、媒介金融組合　安岳金融組合

一、資金の使途　土地改良

一、貸出金額　金參千五百圓也

一、借主の住所氏名　黃海道安岳郡安岳面　金玉石

右借主金玉石氏は、借入當時四十二歲の中老女であつて先づ其の家庭の狀況を述ぶれば家長は六年前に死別し、長男は酒色に耽ける浪費者で又次男は未だ幼年で家業に從事することが出來ない、然るにこの寡家長は千辛萬酸を嘗め、自ら家僕等を領率し產を治め得たる女丈夫である。

扨て同人所有の畓約三萬坪は安岳郡文山面甘門里に所在し、大同江支流の流域であつて、此畓は乾畓で水源に乏しく、加之堤防不完全であるが故に海潮汎濫して旱水害共に蒙らざる年は殆んどなく、十年一得と云ふ評を有したる土地である故女史は常に之が改良を切痛に感じて居たのである。

時恰四月上旬播種期に迫られ、時機逸すべからざるも手許に資金なく、之を一般金融業者の融通に仰ぐときせば頗る高利であつて、斯業の收支償はざるは勿論であるから何とか低利資金を入手し度いと要望したのであつた。この時女史は自分が金融組合員であると云ふことに氣が付いたので、こう云ふ時こそ組合を訪ねて相談するのが得策であると考へ、安岳金融組合に來つて前記事情一切を理事に相談したので

ある。該女史は金融組合員であるから無論資金を貸付し得らるべきも組合の貸付は限度に制限がある
が故に、組合資金五百圓にては一鍬の功をも得ざるべく、それとて組合員である以上組合愛の趣旨の下に
於て、他山の石とも見捨難き有り樣なれば、熟考の結果殖産銀行の媒介貸付金を世話することに快諾を與
へ、手續を蹈み大正十三年四月三十日金參千五百圓年一割二分五箇年年賦にて沙里院殖産銀行支店より
借入るゝことになつたのである。

この資金を手に取つた同女史は、喜悅滿面再三理事に御苦勞を謝し、早速該資金を以て左の如く土地の
改良工事に着手し、約二週間の日數を要し工を竣へ完全なる沃地を築くことが出來たのであつた、爾來旱
水害共に何等の虞なく毎年籾百八十石の小作料を徵することを得るに至つて、最近其の最終年賦金を同
女史自ら組合に持參して起債當時を追憶して重ね〴〵御禮を述べて退出した。今事業明細を記入すれ
ば一金一千五百圓は畓面掘上費(畓三萬坪、約一尺掘上、人夫二百名賃銀)に一金一千六百圓は堤防修築費(幅
四尺高さ五尺長さ百六十間人夫百六十名賃銀)に一金四百圓は材料代金及其の他諸雜費といふ勘定であ
る。

一、媒介金融組合　　昇州金融組合
一、資金の使途　　交通運輸
一、貸付金額　　金六千五百圓也
一、借主の住所氏名　　全羅南道順天郡順天面大手町

藤原藤太郎

借主藤原藤太郎氏は和歌山縣海草郡紀伊村の出身であつて、大正二年渡鮮し全羅南道求禮郡邑内に於
て商業を營みつゝあつた處、大正八年に至り自ら自働車の運轉を研究し、大正九年九月自働車營業を開始
し、求禮順天間、求禮院村間の運轉をなし、其の後順天筏橋間の許可を受け、業務の進展を圖りつゝありたる
も位置の關係上順天に移轉する
ことに決したのである。こゝに
於て店舗の設備、車庫の新築、自働
車の購入等に相當資金を要する
に至り、自己所有に係る不動産を
擔保として、資本金の借入を爲す
べく昇州金融組合に之が相談に
來たのであつた。

藤原營業主

當組合としては借主と一面
識をも有せざりしも、自己の住
所氏名により自働車運轉中な
るも現在求禮は便利惡しき爲
め、順天に移轉すべく敷地を購
入し度いが位置の良否は如何
であるかと尋ねられ、之に關し
て理事より愚見をも述べまた
其の後數日を經て營業所の新築に關し意見をも求められたるに依り、當地方の現況上煉瓦造を適當なら
むと答へたるに之を參考となし、愈々煉瓦造として設計なり、新築に着手し竣工を見るに至つたのである。

其の後また〳〵來訪せられ業務擴張上資金の必要を生じたる爲、何とか良案なきやと相談を求められ
實は殖産銀行の資金は利率及返濟方法等吾々營業者に最も適切なるものと聞いてゐる、其の詳細如何と
のことにつき問はれたので、理事は詳細說明をしたところが借入方の一切を理事に依賴したのである。

於此本人に關し身元、性行、營業の現況等を調査したるに、渡鮮當時殆んど無一物なりしも克苦精勵、奮鬪

努力且つ家族一同專心現業に從事し所謂立志傳中の一人と認められたるに依り筏橋支店に之を照會し其の借入を完了し、業務日增に發展しつゝある狀況である。現在に於ては從業員十三名自働車數九臺を有する。之が資金借入に依る賜物として家族一同喜悅裡に奮勵中である。

一、媒介金融組合
襄陽金融組合
一、資金の使途
蓄積償還
一、貸出金額
金四千五百圓也
一、借主の住所氏名

新築せる自働車庫之

り殖産銀行の媒介貸付金の申込を受けたるを以て組合に於ては一切の狀況を殖産銀行江陵支店に打ち明け、之が貸付を照會したるに幸ひ一千八百圓也を五箇年年賦にて借入れることが出來て、大略高利借入

江原道襄陽郡襄陽
面林泉里
盧在英

右借主盧在英氏は、大正四年十一月二十七日當組合に加入せる組合員である。其の財產は面等級二等と云ふ地位を占め居るも、以前より高利貸金業者より多額の金圓を高利にて借入れ其の利子を支拂ふに困難を感じて居つたのである然るに本人はもとより當組合に於ても如何にしてか、同人を高利の桎梏より脫却せしめむかと苦慮中のところ、同人よ

金は之を返濟することを得たのである。更に昭和三年十一月金四千五百圓也を十箇年年賦償還にて借入れ、總ての借金を土地賣却をなすに至らずして整理するに至つた。將來は每年秋の收穫にて年賦金を支拂ふ豫定にて當人の生活は安定し、平和なる家庭を營むで居る。尙本人は當組合の監事にて、時々組合に來り組合の恩惠を語つてゐる。

一、媒介金融組合
莞島金融組合
一、資金の使途
干潟地の開墾
一、貸出金額
月初旬で竣工せしは大正十四年七月十日、其の間滿六年三箇月を費したのであつた。總工費二萬四千四百三十圓にして內國庫補助金八千圓殖產銀行當組合媒介借入金四千圓である。

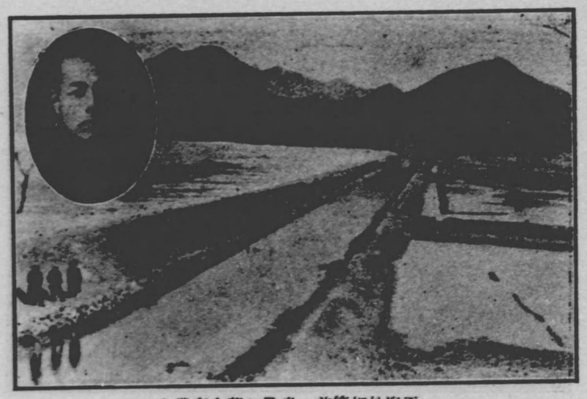

干潟地埋築前の光景と藤山事業主

金四千圓也
一、借主の住所氏名
全羅南道莞島郡莞島
面都內里
藤山宗助

右借主藤山宗助氏は、干潟地埋築事業に興味を持ち、大正七年九月二十六日海南面南外里安基正氏より權利の讓渡を受け、此の事業の完成を企てたのである。許可面積は二十一町七反八畝十二步であつて、實際工事に着手したるは大正八年四

堤防は寫眞の如く海に面して南より北に向ひ、殆んど一直線に高さ一間半幅三間半通に長さ四百二十間築かれ、内側には之に並行して四間幅の潮遊地が設けてある。

埋築耕地面積は六萬五千九百二十四坪で、昭和三年の植付は、全面積の七分通で既往五箇年間に於ける籾の收穫實蹟は左の通りである。

大正十三年	七〇石
大正十四年	一〇〇石
大正十五年	一六〇石
昭和二年	二〇〇石
和和三年	三〇五石

昭和四年の豫想は九分通り植付け昭和三年の約二倍即ち六〇〇石の收穫をあげ得べしと云ふ同人の意氣込であつて、小作人は現在六十五人、最少一斗落(百七、八十坪)最高十六斗落を耕してゐる小作料は植付三箇年間は無料で其の後は出來高の平均二割を徴して居る。

溜池は前記堤防の北端に接して五十間に七十間の長方形に築かれ其の貯水にて埋築地全部の灌漑には充分である。

干潟地埋築完成後の實景

一、資金の使途
煉瓦製造

一、貸出金額
金二萬五千圓也

一、媒介金融組合
惠山鎭金融組合

一、借主の住所氏名

今野德一氏は當組合の組合員にして、同氏は目下當地に於て斯業の外諸請負業並守備隊用達を營み當地屈指の活動家である、初め大正十年當地に慈惠病院新設せらるゝや機を見るに敏なる氏は、直に煉瓦並土管製造業を開始し、病院其の他官舍建築等に要する供給を請負、二箇年半に渡り約百十一萬箇を納入したるが、引續き守備隊兵舍、將校官舍、憲兵分隊等の永久的建築決定する等益々其の需要增加の機運濃厚となる築に際し、約四十五萬箇を納入し、之が需要は益々增加の狀況であつて、頗る順調に進展し、當地有數の事業家、資產家として、其の基礎堅實の度を高めつゝあるところである。

煉瓦製造工場と組合員今野德一

咸鏡南道甲山郡普惠面惠山里
今野德一

に及び、更に斯業の擴張を計畫して製造場の增設並煉瓦製造に要する薪材の直接自給の資金として媒介貸付の依賴を受けたのであるが組合に於ては同氏の業務に熱心であつて、平素組合の定款をよく遵守し、信用確實であるのと、またその事業は、當地發展上最も適切のものと認め、北靑支店より二萬五千圓の媒介貸付をなしたものである。其の後製造工場の增設により、現今に於ては所要により一箇年六千萬箇の製造能力を有し、昨年當守備隊兵舍の新

更に薪材の殘木は、下流の新義州に流筏して利潤を計り、之が賣金返濟にも無利を要せず頗る確實の實況で、又同氏は常に金融組合の使命を理解し、且つこの媒介貸付金に對して頗る喜んで居る次第である。

第三編　都市金融組合に於ける各種事業の發達

第一章　概況

金融組合は元來政に虐げられたる小產者を救濟せんとして、政府勸奬の下に創立せられたもので、主として農村に於ける農業者に利用せしめんが爲めに設立せられたものであり其の組織が、朝鮮各般の環境に適合したので明治四十年之れが創設以來異常なる發達を示し、その計數的成績に於ても、はた組合員の經濟改善の點にありても、窮厄疲弊の底より救濟擺脫せしめたるもの少からず同時に朝鮮統治に大なる貢獻を爲したることは、屢々前段に述べ來つたところである。

斯くの如く金融組合が顯著なる効果をあげつゝある一方朝鮮產業の發達は、實に目覺しき道程を示し、鐵道、電氣事業の勃興、水利、開墾等大規模の工事擡頭し來り、資金の需要も昔日の比にあらず殊に大小都市に於ては商取引漸次活況を呈し來り、文化の發展は年毎に改まりつゝある。併合當時朝鮮に於ける年生產高は之れを金に見積つて僅々四億圓と云はれて居つた、それが十幾億圓となり、其の他貿易額の如き比類なき進運を辿つて來たのであるが、歐洲大戰以後にありては其の計數的膨脹は更らに甚だしきを加ふるに至つた。

當時內地に於ては小生産者救濟の聲喧しきに至つたのであるが、我が朝鮮に於ても農業者たると商工業者たるとを問はず、實力を培養しその堅實なる發達を遂げしむることは肝要缺くべからざることであり、殊に小商工業者をして高利支拂の苦痛より脫し低利金融の道を得せしめ、資本家階級と等しく此の躍進的趨勢に順應して以て、穩健なる朝鮮都市の發達を圖らむとせば、農村に於ける金融組合の如き、自治共同の方法以外に適策がない。ところが從來の金融組合は組合員は農民に限定せられ、小商工業者の爲めに其の道が塞がれてゐたのみならず、都市に於ける小商工業者は金融組合に加入する能はず、普通銀行に依つて金融を求めむとしたが、彼等の零細なる物質的信用は銀行の滿足すべき理なく、實に金融の圈外に孤立して居つたかの如き觀がある。是れ等の小商工業者が精勤努力の精神的信用を基本とする協同主義組合の發生を要求したことは、村落の小農民と敢て事情に於て異なるものがなかつた。寧ろ其の要求は村落以上に切實であつたと謂ふのは、都會地に於ける大多數の小商工業者の取引狀況を觀察したならば、彼等の金融が如何に不便不備であつたかゞ窺はれるので、是等の商工業者は自身運轉資金を有する者極めて稀であつて、商品の仕入及原料の購入については、生産者と直接の取引が不可能であるが故に、仲買人、卸屋、問屋の手を經なければならないのみならず、商品の賣上前に掛金の期限が到來する時は、勢ひ高利を借りて返濟せねばならぬ。また生産及販賣の方面より見るも資金不足の爲めに、生産費の節約も出來ず、品質の改良も行はれず、殊に相場の狀況に依りて見合し度いと思つても金融の途なき爲め、遂に手放さゞるを得ない結果に陷るのである。其の他弱小商工業者の蒙る取引上の損失は擧げて數

ふることが出來ない、而して是等の人々に對する金融機關は無盡講、高利貸金業者、質屋及典當舖あるのみ、斯くして小商工業者は大商工業者に益々壓迫せられ、其の能力を十分に用ふる能はずして、一生を小商人として精勵の間に終始するが如きは實に國家の不利は勿論また朝鮮を眞に發達せしむべき道ではない。

此に於て政府は大正七年金融組合令を改正して都市金融組合制度を認め、專ら自治の方法に依りて其の設立を爲さしめ、之を援助する方針をとることゝなつたのである。斯くして大正七年十二月十日を以て慶尙南道晉州、黃海道海州、忠淸北道淸州の都市組合の設立となり、翌八年二月には纖維にありても、よく其の目的を達せんとするにある。村落組合を以て獨逸のライファイゼン式の色彩濃厚なるものとせば、都市組合はシルチエー式に類すと稱し得るであらう。

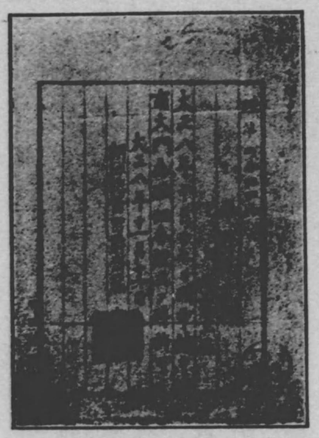

都市金融組合設立許可指令書

都市組合の村落組合と趣を異にすることは、自治の形式に依つた事で村落組合の如く設立に際し基本金の下附はないが、之に代ふるに五萬圓以內の低利資金の融通を受け得ることゝなつた如斯自治を基調とせるが故に、眞の意味の協同主義を發現するには適當なるものとして期待すべき

處尠なくなかつたが、當時に於ては未だ組合員に自治の訓練尚足らざりし爲、一二の組合に於て役員に適任者を起用し能はずして業務の成績に影響を來した向もないではないが、漸次經驗を積得て組合長にはその土地の人格者を選出し、理事には村落組合等に永く在職したる經驗者を任用して、その運用の方法宜しきを得たが爲め業績大いにあがり、地方金融界に於ける勢力侮るべからざるに至り、小銀行と比較して其の預金計數の如きは著しく増大した。

昭和二年度末に於ける全道の都市組合數六十であつて京畿道十一、慶尚南道八、全羅南道七、忠清南道五で他道は三組合を有するもの多く忠清北道及び咸鏡南道の二組合を最少とする。京畿道に多數の組合を有するは京城府内に七箇所の組合を有するが爲めである。

昭和二年度末に於ける組合員數は、二萬五千二百八十八人であつて、組合區域内總戸數三十萬六千七百三十六戸に對比し、八分二厘に過ぎず一組合平均九百二人なるに比すると大なる差である。

然し乍ら都市組合が創設せられて以來既に十年、貸付金、預金の顯著なる發達は寧ろ驚異に値する。今之を過去の成績に徴するに大正七年度に於ける貸付金は、三十二萬九千七百四十五圓であつて預り金は同年度に於て八萬四千九百十八圓であつたが、大正十年度には、貸付金は六百九十三萬五千百七十一圓となり、預り金は三百九十一萬八千百二十七圓となり、更に昭和二年度末に至りては貸付金一千七百七十一萬三千百二圓預り金二千二十九萬一千七十八圓になつて、預り金が貸付金を超過すること約二百五十八萬圓に達してゐる。

今組合數及組合員數の進展狀況竝に、最近の計數を表示せば左記の如くである。

年度別組合數及組合員數

年度別	組合數	組合員數
大正七年度	三	三、一七二
同八年度	三三	一三、四五七
同九年度	四〇	一六、〇六九
同十年度	四三	一六、九七二
同十一年度	五〇	一九、二八七

年度別組合數及組合員數

年度別	組合數	組合員數
大正十二年度	五七	二〇、七三
同十三年度	五九	二一、一二三
同十四年度	五九	三一、五五二
昭和元年度	五九	二三、五七五
同二年度	六〇	二五、二八八

最近各道別組合數及職業別組合員數

道別	組合數	組合員總數	農業者	商工業者	其ノ他	區域内總戸數	組合員數ノ總戸數ニ對スル割合
京畿	二	五、二九六	三二一	三、〇八二	一、八〇四	九七、七二七	〇、五三
忠北	二	四八五	二三	二九九	一二三	五一、二八六	〇、九
忠南	五	一、五七七	二七八	九八一	三二八	一〇、三九五	一、五
全北	四	二、〇一〇	三〇〇	一、一〇三	五一八	一五、四二六	一、三
全南	七	二、三五九	五〇六	一、二四七	五〇六	二二、〇五三	一、二
慶北	五	一、五七一	一〇三	一、四四	三二四	二八、五〇三	〇、五五

第一表　組合数

道別	組合数	組合員戸数	農業者	商工業者	その他	組合員ノ外ノ同居戸数	組合員ノ外ノ同居戸数ニ対スル割合
計	三、六〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七七・〇
北海道	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇
南部	二、六〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	七五・〇
北陸	三〇〇	一〇〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八〇・〇
東山	一〇〇	一〇、〇〇〇	八、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇	六〇・〇
東海	三〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二〇、〇〇〇	六六・七
近畿	一〇〇	一〇、〇〇〇	八、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇	六〇・〇
中国	二〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五〇・〇
四国	一〇〇	一〇、〇〇〇	八、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇	六〇・〇
九州	三〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二〇、〇〇〇	六六・七

第二表　年度別業務概況

（単位　円）

年次	出資金	借入金	貯金	預り金	貸付金	預ケ金	繰越金	繰出金	純益金
大正七年度	三、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
八年度	五、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
九年度	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	八、〇〇〇	四、〇〇〇	八、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
十年度	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	八、〇〇〇	一六、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
十一年度	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	一六、〇〇〇	三二、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
十二年度	八〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	六四、〇〇〇	三二、〇〇〇	六四、〇〇〇	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇

第一表　業務概況

道別	組合数	組合員戸数	農業者	商工業者	その他	組合員ノ外ノ同居戸数	組合員ノ外ノ同居戸数ニ対スル割合
計	三、六〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七七・〇
北海道	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇
南部	二、六〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	七五・〇
北陸	三〇〇	一〇〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八〇・〇
東山	一〇〇	一〇、〇〇〇	八、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇	六〇・〇
東海	三〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二〇、〇〇〇	六六・七
近畿	一〇〇	一〇、〇〇〇	八、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇	六〇・〇
中国	二〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五〇・〇
四国	一〇〇	一〇、〇〇〇	八、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇	六〇・〇
九州	三〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二〇、〇〇〇	六六・七

第二表　年度別業務概況

（単位　円）

年次	出資金	借入金	貯金	預り金	貸付金	預ケ金	繰越金	繰出金	純益金
大正七年度	三、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
八年度	五、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
九年度	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	八、〇〇〇	四、〇〇〇	八、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
十年度	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	八、〇〇〇	一六、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
十一年度	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	一六、〇〇〇	三二、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
十二年度	八〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	六四、〇〇〇	三二、〇〇〇	六四、〇〇〇	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇

道別	出資金 總額	出資金 拂込濟額	積立金	借入金	預り金	貸付金	預ヶ金	總益金	總損金	差引純益
咸北	二二四、七五〇	一五一、三五四	二二六、二〇〇	一九八、七一二	一、九二二、〇八六	一、三五〇、七六五	一、〇八三、一九八	二六三、一二三	二二一、三七〇	四一、七五三
計	三、一九六、四七〇	二、一五九、四〇〇	一、六六三、三一八	四、七九五、二八〇	二〇、二九一、〇七八	一七、七一三、一〇二	一〇、〇九六、七三四	二、九七六、六一八	二、六一四、八一四	三六一、八〇四

都市金融組合の概況は前段の如くではあるが、資金の運轉上に於て村落と大なる徑庭があつて假令小商工業者と雖も貨幣の流通迅速にして、資金の運轉又貸付の上に細心の注意を要するものあるが故に、組合當事者は常に之が研究を怠らず、大正十一年自ら全鮮都市金融組合懇話會を組織して、毎年之を開催し諸問題を審議討究した。

前總督府理財課長松本誠

而て都市金融組合の計數的業務の發展は、上述の如く顯著であつたけれども、その經營方針が往々銀行化しつゝありとの批難もないではなかつた。

それは今大正十五年六月都市金融組合懇話會席上に於ける總督府松本理財課長の左記口演要旨の一節を見ても片鱗を窺ふことが出來るであらう。

組合は組合員に自分等の組合であると云ふ精神に基き、自分の組合の利益を擁護し、相互扶助の實現を計ると云ふ自覺を與へなければならない、幸ひ今回御會合に於ても組合精神の普及に關する件に就て御討議される樣で誠に結構なことゝ存じます、由來組合が精神的協同に基礎を置くものであることは周知のことでありますがやゝもすれば所謂組合業務の成績をあぐることに腐心するの結果計數的に捕はれむとする傾もあるやうでありますが現在組合預金の吸收などに付てはやれる丈けのことをやり盡したと云つてもよい程度に達してゐるのでありまして、今後は組合員の指導訓練卽ち精神的効果を擧げることが緊要だと考へます」

都市金融組合理事選任認可指令書

都市組合の經營其れは四圍の事情が村落に比して複雜であり甚だ容易ではない、然し乍ら之を以て形式の自治に捉はれて眞の相互共助を害ふが如きことがあつては、遺憾である。加之組合事務は逐年繁忙を極め、これが業務執行には相當經驗者で專任のものを必要とするので大正七年以來都市組合の理事は民選制であつたのを改めて、昭和四年四月よりこれを官選と爲された。

以下都市組合の各種業務についてその沿革と現況とを略說する。

第二章　組合の信用事業

第一節　資金貸付業務

都市金融組合にありても資金貸付業務は組合事業中最も重要なるものであるが故に、創立以來各組合當事者は、何れも細心の注意を拂ひ可及的組合員の取引狀態にまで關與し、資金貸付を通じての組合員の經濟的指導訓練を怠らない。而して都市組合にありては村落組合と異なり、當座の貸越、手形の割引等自ら特種なる貸付方法もあつて、その取引が複雜であると同時に當事者の苦心は一樣ではない。

朝鮮に於ける都市の事情は未だその經濟の發達が幼稚なる爲め、擔保品に於ても滿足すべき商品の如きものがない、その資金の大部分は不動產を擔保に徵してゐる事情であり、資金の固定し居れる現象も免れることは出來ない、又大都市にありては地主階級の組合員のあるあり、小都市に於ては半農半商の類もあつて農業資金の貸出も亦尠からずあるが故に、不景氣時に際會して金融の梗塞して資金の運轉難を來す恐れがないとも云へぬ。然し乍ら幸ひ朝鮮の都市金融組合は預金の吸收が豫期以上の成績であつて、預金が常に貸出を超過してゐる、此點は地方銀行等が常に預金難に直面してゐるに比して、吾人の誇りとする所といはなければならぬ。

今既往に於ける都市組合資金貸出用途を見るに、大正七年創立時代に於ては僅かに農業資金二

萬四千八十五圓、商業資金二十七萬九千四百二十圓、其の他雜二萬六千二百四十圓であつたものが大正十一年度に至りては總貸出金額九百十九萬餘圓となり、內商工業資金は七百八萬餘圓(貸出總額の七割七分)農業資金四十九萬餘圓(貸出總額の五分)その他の雜資金百六十一萬餘圓(貸出總額の一割八分)の著しき發達を見たのであるが、都市組合の貸出高は之によつて見るに當然ではあるが商業資金の貸出多額を占め、就中店舖の設備及商品仕入資金の貸出高は、五百六十二萬餘圓といふ貸出總額の六割一分を占むる狀況に在り更に大正十四年度に至りても總貸出高は千四百三十七萬餘圓の內農業資金は、六十六萬餘圓で、商工業資金は一千七十八萬餘圓、水產業資金十四萬餘圓、其の他雜資金二百七十九萬餘圓といふ數字を示し、就中商品仕入は五百六十萬三千九百十三圓といふ多額であつて、この趨勢は今日に至るまで之を持續し、昭和三年三月末現在總貸出金額千七百七十一萬三千圓中商工業資金は千二百五十七萬七千三百餘圓で、內商品仕入資金の五百八拾萬四千二百餘圓が最も多額を占めてゐる。

今都市組合が創立以來に於ける貸付業務の進展狀況を表示すれば大略左記の通りである。

年度別＼種類別	短期貸付金		長期貸付金		手形割引		當座貸越		計	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
大正七年度	三六六	一五七、一八〇	—	—	三二八	一五八、六六二	三〇	一三、九〇三	七二四	三二九、七四五
同　八年度	二、五八五	一、三九〇、六六〇	—	—	五、五六四	二、九八二、八六八	三二六	二四四、〇一七	八、四七五	四、六一七、五四五
同　九年度	三、八九三	一、八四一、一三五	六七	三八、〇七一	六、四四九	三、一一九、六〇二	四四九	二四五、〇四八	一〇、八五八	五、二四三、八五六

年度 ＼ 種類別	短期貸付金		長期貸付金		手形割引		當座貸越		計	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
同昭和元年度	一、八八九	九、八二二	二八六	三、四〇五、三四	五四二	二、一四三、三五	五八六	三、六四一、四九	三、二七三	六、一〇三、三四
同　二年度	二、三五〇	一一、六五六	三五四	三、六四一、四九	六三五	二、三四四、三五	六四一	三、八〇五、三四	三、九四〇	七、七一三、三四
同　十一年度	九、三七一	四、六〇二、四九	一、六五九	一四、四四二、三五	七、二八三	三、六二二、三五	四、九五	三、四〇六、四九	一九、九一〇	二六、二七三、三四
同　十二年度	一一、三四二	五、四二二、一〇	二、〇〇一	一七、二一二、三四	七、九〇一	三、八二一、三四	五、〇〇一	三、四〇六、四九	二四、二四五	三〇、七八二、三四
同　十三年度	一二、八四一	五、六五〇、一〇	二、一四四	一八、四〇二、三四	七、九〇一	三、八二一、三四	五、〇〇一	三、四〇六、四九	二五、九九一	三一、八〇〇、三四
同　十四年度	一三、八八八	七、〇六二、一八	二、三四四	二〇、三〇二、三五	八、四四一	四、〇五二、三五	五、〇〇一	三、四〇六、四九	二九、一七四	三四、四二四、〇六
大正十年度	一五、〇七四	八、三四二、一〇	二、四三六	二一、四〇五、三四	八、七二三	四、一九三、三五	五、〇〇一	三、四〇六、四九	三一、二三四	三六、九二七、二八
同十一年度	一七、三四五	一〇、三六二、四九	二、五〇一	二二、四〇五、三四	九、三四一	四、四九二、三五	五、〇〇一	三、四〇六、四九	三四、一九二	四〇、六七一、二八
同十二年度	一九、九一〇	一二、七八二、三四	二、五〇一	二二、四〇五、三四	九、三四一	四、四九二、三五	五、〇〇一	三、四〇六、四九	三六、七五七	四二、九八九、二八

備考　本章ニ於テ各表トモ特ニ明記セザルモノハ金額ノ單位ハ圓トス

一　保證貸付

特に都市組合當事者の苦心とする所であつて、現在にあつては相當の試練を經て漸く理想の域に向はんとしつゝある狀態の變化急激なるを以て、一層村落組合に比して微細なる觀察と檢討を爲し、以て信用程度表の用に供するを得ざるべきは論を俟たない、就中保證貸付のそれにあつては小商工業者多きを占むるが故に、信用程度に於ても、借方の地位、營業狀態に據るべき狀況である。而して都市金融組合に於ける總貸付高は千二百二十萬圓で內保證貸付金は三百二十萬圓を示してゐる。

然るに昭和十三年末の大正十二年度末現在總貸付高に對して二割六分なるに、後者は三割五分である。卽ち數年前に比すれば約九分を增加したことが示されて居る。

今茲に保證貸付の地方別最近の狀況を表示すれば左記の如くである。

（昭和三年三月末日現在）

道別 ＼ 種類別	口數	金額
慶尙北道	三六〇	三、四〇〇
慶尙南道	一、二四三	一二、一六五
全羅北道	一、二四三	一二、一六五
全羅南道	九八二	九、三四五
忠淸北道	一、二四三	一二、一六五
忠淸南道	一、二四三	一二、一六五
京畿道	三六〇	三、四〇〇
計	六、六五七	六三、三四五

二　擔保貸付

都市組合に於ける擔保貸付の理想は商品を擔し、實質に商業資金の融通を行ふにあるのである

が如斯は朝鮮現在の情況にありて望み難き實情にあるを以て、動産擔保貸付は至つて尠なく多くも歐洲大戰前後に於ける財界の好況時にあつて、小都市に於ける商業興隆の齎せし影響と、當時土地調査の完成して土地所有權の確定するに至つたのが主因であつたと考察せらるゝ、外都市組合の組合員は當時移動性少からざりしを以て擔保貸付を多からしめた一因と思はれる。一面法規上に在りては、大正七年組合創立當初にありては、擔保貸付も千圓を超ゆる事を得ず、普通の場合には擔保貸付の場合と雖も信用程度表に基きて資金の用途を斟酌して之を決定することに規定せられて居たのであるが、大正十年の業務監督規程の一部改正に於て、商業又は工業用建物の新築改築、移築、增築、修繕又は購入に要する資金、店舗設備に要する資金、工場の設備又は工業用器具機械の購入に要する資金及之等の用途に充てたる舊債の償還に要する資金等に對しては、三千圓迄の貸付を認め、且つ長期に貸出する事をもなし得るに至つたのである。而してこの特種の用途に就ては信用程度表を超えて貸付を爲し得る規定であつたのであるが、昭和四年五月改正の業務監督規程に於て上記の使途制限が撤廢せられ、擔保貸付の場合にありては信用程度表に基くを要せざることになつた。尤も擔保貸付の擔保として有價證券を徵する場合は、國債證券、地方債證券、社債道知事の認可したる株券、倉荷證券又は貨物引換證でなければならぬことになつた。昭和二年度末に於ける擔保貸付金の業績は次表に示すが如くで、之を大正十三年度末のそれに比較するにその總貸付高は千二百二十餘萬圓なるに、動產貸付金は十三萬餘圓であるから、僅かに一步を進めたに過ぎない。又不動產貸付金に就て見るも、昭和二年度末に於ては總貸付高の約三割を示して居るが、大正十三年末には不動產貸付金は二百二十餘萬圓で、總貸付高の一割八分であるから數年前に比較して一割二分の增加であるといふことがいへる。

（昭和三年三月末日現在）

道別	動產貸付		不動產貸付	
	口數	金額	口數	金額
京畿道	四三	一四、二四八	一、六〇五	一三、三五三
忠清北道	四五	一五、七五一	一、五七	七三、八九八
忠清南道	五九	五三、九〇三	四四九	三一九、九八七
全羅北道	七八	六三、七四二	六七三	五三、〇八〇
全羅南道	五五	二四、三〇六	五七二	二五三、七五三
慶尙北道	三三	一三、〇七	四九七	二九〇、一五二
慶尙南道	一三三	五三、四四九	九二五	九〇四、三六八
黃海道	三一	一四、四八五	四三三	三〇一、四三八
平安南道	四四	一〇〇〇	二九八	一九六、〇一〇
平安北道	六六	一八、三二	一二五	三一、九三一〇
江原道	四四	三、一四〇	六六	三八、八一一
咸鏡南道	五五	一、七〇五	一一三	一一、一〇五

道別	動産貸付		不動産貸付	
	口數	金額	口數	金額
咸鏡北道	六九	五四、八五九	七二	六八四、六七三
計	六八〇	三二四、八二七	六六九四	五二四、九九七

三　當座貸越

當座貸越は表に於て示したが如く都市組合設立初年度に於ては口數三十金額一萬三千九百三圓であつてその後大正十三年度に於て漸く口數五百三十金額三十四萬五千圓にして、昭和二年度末に於て口數五百五十八金額三十三萬八千八百四十九圓である。如斯他の貸付業務に比較して其の計數の尠なき理由は、一に信用確實なるものにのみ許容した結果である。而して從來は當座貸越の方法に依るものは一年內の期間であつたが、昭和四年金融組合業務監督規程に於て六箇月以內に改正せられた。

當座貸越

（昭和三年三月末日現在）

道別	口數	金額	道別	口數	金額
京畿道	九	六二、八四四	忠清南道	一三	一〇、三二九
忠清北道	一〇	四、八四八	全羅北道	二〇	六八、三五〇

道別	口數	金額	道別	口數	金額
全羅南道	七	五、一七七	平安北道	五二	二九、七三八
慶尚北道	三二	一四、九二二	江原道	三	一四五七
慶尚南道	一三三	八六、九五三	咸鏡南道	一	—
黃海道	五六	三八、三五七	咸鏡北道	八	四二、九八
平安南道	三七	二、六〇八	計	五九八	三八、八四九

四　手形割引

手形割引は都市組合員の多數が小商工業者であるから、これ等組合員の商取引上の便宜を顧慮して、商業手形の割引業務を都市組合に限つて認められたものである。而して手形割引業務の推移を見るに、大正七年都市組合創立の初年度に於ては、僅かにその口數三百二十八口、十五萬八千六百六十二圓を數ふるに過ぎなかつたのであるが、大正九年度末に至りては六千四百四十九口、三百十一萬九千餘圓に增加した。越えて大正十三年度に至りては七千九百二十口、三百六十八萬餘圓を數へ、遂年其の利用が擴大せらるゝに至つた。もとより手形割引は、資金の運轉を活潑ならしめ商人は勿論中小生產者にも少なからず効果を與ふる事は明白なる事實であつて、組合員が一の資金を投じて生產したる貨物を販賣して、更に第二の資金を得んが爲めには、其の間多少日子を費すを常として其の不便尠なからざるや必然である。此の不便を除去すべく組合に於て手形の割引を爲し、資金の回收に先ちて第二の生產資金を與ふる事は、實に延て產業の規模を擴大せしめ、貨物

を廉價に供給して生産者を利すると共に、消費者をも利し、一擧兩得の業である。然るに朝鮮に於ては商取引がまだ幼稚であるからして、眞實の手形割引を需むるものは各組合殆んど稀少と云つて宜しい。而して本業務の名の本に實際取扱はれて居るのは、融通手形の割引即ち手形貸付が多い。約束手形又は爲替手形等を用ゆる手形貸付は、借用證書を用ふる貸付よりも其の手續が輕便であり、且つ法律の保護もあるから、一般に歡迎せられ其の取扱高も多い。然し前述の次第で貸付も手形割引も其の實際取扱に於て混同されて居つたがため昭和四年業務監督規程の改正に依ては公に手形貸付の取扱が認められ、手形割引と手形貸付とは實質により區別して取扱ふ事に改めらるゝに至つた。

手形割引

（昭和三年三月末日現在）

道別	口數	金額	道別	口數	金額
京畿道	四八三	二〇〇、七八	黃海道	一八	七、二四〇
忠清北道	二九	一七、五二〇	平安南道	三八八	一四五、一九〇
忠清南道	五四七	二三四、〇〇六	平安北道	五二	一五四、二八
全羅北道	八九	五三、四三五	江原道	三	三、七八四
全羅南道	一八四	七二、七九五	咸鏡南道	七二	三〇六、三八七
慶尙北道	四八八	一八九、一六九	咸鏡北道	一四四	五七、二一九
慶尙南道	五六九	三二、四一	計	四一九三	一、六四一、八七三

五　長期貸付

都市金融組合に於ては組合員の多くが商工業者で資金の回收は迅速なるを常とするが故に、此の種長期貸付の制度は都市組合創立の當初に於ては認められなかつたのであるが、如何なる用途と雖も一組合員に對し千圓以上の貸出が出來ない。且つ其貸出期間が六箇月を超えてはならぬといふのでは資金の性質によりては千圓以內ではその額過少にして目的を遂行し難きのみならず、六箇月といふが如き短期間にては償還不可能にして、資金融通の趣旨に適せざる場合あるに依つて、大正十年八月初めて資金の用途によりては三千圓迄の貸出を認むると共に、十年以內の長期貸付の途を開かれたのであつた。その用途は商業又は工業用建物の新築、改築、移築、增築、修繕又は購入に要する資金、店舖の設備に要する資金、工場の設備、又は工業用器具機械の購入に要する資金及び此等の用途に充てたる舊債の償還に要する資金であつて、業務開始以來其の成績相當の額に達し、大正十年度には三百十八口、四十一萬圓に過ぎなかつたが、大正十三年度に至りては二千二百七十四口、二百六十六萬餘圓を算し、內定期貸付金は約二百四十萬圓で總貸付の約二割を占め年賦貸付は僅かに三十萬圓で總貸付高の二分四厘である。昭和二年度末に於ては長期貸付金三千二百五十六口、三百九十四萬八千餘圓にして、總貸出高一千七百七十一萬三千餘圓の二割二分を占むるに至つた。年賦償還貸付金と定期償還貸付金との割合は依然として數年前と異なる所がないが而して其の後昭和四年業務監督規程の改正に依つて前述の使途の制限は撤廢せられ、理事者の自

由裁量に任せらるゝこと、なつたが、過去にありても又現在に於ても店鋪設備に要せらるゝ資金が最も多い。

道別	年賦償還貸付		定期償還貸付	
	口數	金額	口數	金額
京畿道	三〇	五六、九七五	六二一	八五三、三七二
忠清北道	—	—	一五〇	一五八、八四八
忠清南道	一	六八八	六七	五六、三五四
全羅北道	七	三一、八六一	四四一	四六七、六三三
全羅南道	一〇〇	七八、七一九	一四六	一八二、七一〇
慶尚北道	一〇四	一〇四、二六〇	一九二	二三〇、三〇八
慶尚南道	一九七	一八六、四五三	二八六	三六二、一三一
黃海道	七	六、九〇〇	一三四	一三二、〇七〇
平安南道	—	—	二六六	四〇九、一二四
平安北道	—	—	一〇三	一〇五、九二八
江原道	二	二、〇三七	二三三	二三八、三六五
咸鏡南道	—	—	一一五	二〇三、一五九
咸鏡北道	—	—	七四	九〇、九四二
計	四四八	四六七、八九二	二、八〇八	三、四八〇、九二三

年賦均等償還貸付に類せる貸付方法の一種として、京城鍾路金融組合にて日賦、月賦の償還貸付の方法を開始したが、其の成績比較的良好なので、近時都市組合中之に倣ふものあるに至つた、小商工業者にとつて適切なる貸付方法であるが、今同組合の該貸付に對する槪要說明書を記載して參考に供し度い。

償還容易なる日賦月賦貸付槪要

京城鍾路金融組合

一、日賦、月賦を必要としたる理由

組合員に對し其の經濟の發達に必要なる資金を貸付し、後日容易く償還せしむることを得ば金融組合の最も重要なる貸付業務の目的は達せりと云ふを得べし、然るに我が組合の從前の貸付狀況を見るに、償還方法確立し居らず期日に至り、徒らに切替を繰返すもの多く、假令一時償還するも數日ならずして再度借用し、此間一時他より融通せるに過ぎず、組合貸付の大部分は事實上固定貸となり終るの狀態にあり、之が改善に力を至すと雖も組合員經濟の現狀として誠に已むを得ざる次第なり。

然るに當地の民間に於て行はれつゝある日數(日賦貸)月敉(月賦貸)の狀況を見るに、相當高利なるに拘らず小額宛の償還を爲すが故に、比較的理想に近き償還を爲しつゝあるに鑑みるも、亦小商工業者に對しては此の方法に準じ償還し得る樣導くことを得策とし、大正十五年九月一日より毎日收入を有するものに日賦貸付を、同年十一月十日より毎月收入を有するものに月賦貸付を開始せしに、案外大なる歡迎を受け既借用者は之に切替ふるもの多く、之が爲め新に組合加入の申込殺到し、爾來成績見るべきものあり、尙益々發展の緖を得たり。

二、日賦、月賦償還額表(貸付金千圓に對し)

(昭和三年六月現行)

イ、不動産擔保貸付金　利率日歩四錢一厘

十二月賦	每月	九〇、一五〇円	三六〇日賦	每日	三、〇一〇円
二十四月賦	同	四八、三八〇	七二〇日賦	同	一、六二〇
三十六月賦	同	三四、五五〇	一、〇八〇日賦	同	一、一六〇

六十月賦	毎月	二三、六七〇	一、八〇〇日賦	毎日	七九〇

ロ、保證貸付金　利率日歩四錢五厘

十二月賦	毎月	九〇、八三〇円	三六〇日賦	毎日	三、〇三〇円
二十四月賦	同	四九、〇六〇	七二〇日賦	同	一、六四〇
三十六月賦	同	三五、二六〇	一、〇八〇日賦	同	一、一八〇

三、開始以來の實績

區分		貸付額 口數	貸付額 金額	回收額 口數	回收額 金額	現在額(三、六、一六) 口數	現在額(三、六、一六) 金額	備考
日賦貸	保證	六八	四二、九五五円	一三	一一、五五〇円	五五	三一、四〇五円	毎日取立額 四五、九七〇円
	不動產	三五	四二、二〇〇	四	五、八七四	三一	三六、三二六	〃 四三、五八〇
	計	一〇三	八五、一五五	一七	一七、四二四	八六	六七、七三一	〃 八九、五五〇
月賦貸	保證	二四	一一、三〇五	一	七五七	二三	一〇、五四八	毎月償還額 三五二、〇三〇円
	不動產	一七一	一七八、六七三	二五	三九、二〇五	一四六	一三九、四六八	〃 四、〇七一、五九〇
	計	一九五	一八九、九七八	二六	三九、九六二	一六九	一五〇、〇一六	〃 四、四二三、六二〇
合計		二九八	二七五、一三三	四三	五七、三八六	二五五	二一七、七四七	

また京城倭城金融組合にては定期償還貸付の一種とも見るべき月済金の方法を以てせる貸付方法を開始したが、之れ亦相當の成績を擧揚して居る。今是れが返済計算法を掲記せむ。

月済掛金による貸付

京城倭城金融組合

記

此の方法に依る融通金は當分左記に依り取扱ひ致します。

一、不動產擔保に限り融通致します。
一、御融通額は三千圓まで(現在融通を受けられて居る方には其の額を減じたる殘額)
一、月済掛金の回數は左の四種類のものに限ります尙其の回數の選定は組合に御相談下さい
一、本掛金は集金は致しませぬ。

十箇月済表 (借入元金千圓に對して)

月次	月掛金
1	一一二・一八円
2	一一〇・九七
3	一〇九・七五円
4	一〇八・五三
5	一〇七・三一円
6	一〇六・〇九
7	一〇四・八八円
8	一〇三・六六
9	一〇二・四四円
10	一〇一・二二

二十箇月済表 (借入元金千圓に對して)

四十箇月済表 (借入元金千圓に對して)

月次	月掛金
1	六二・一八円
2	六一・五八
3	六〇・九七
4	六〇・三六
5	五九・七五円
6	五九・一四
7	五八・五三
8	五七・九二
9	五七・三一円
10	五六・七〇
11	五六・一〇
12	五五・四九
13	五四・八八円
14	五四・二七
15	五三・六六
16	五三・〇五
17	五二・四四円
18	五一・八三
19	五一・二二
20	五〇・六一

月次	月掛金
1	三七・一八円
2	三六・八八
3	三六・五八
4	三六・二七
5	三五・九七
6	三五・六六
7	三五・三六
8	三五・〇五
9	三四・七五円
10	三四・四〇
11	三四・一四
12	三三・八三
13	三三・五三
14	三三・二三
15	三二・九二
16	三二・六二
17	三二・三一円
18	三二・〇一
19	三一・七〇
20	三一・四〇
21	三一・一〇
22	三〇・七九
23	三〇・四九
24	三〇・一八
25	二九・八八円
26	二九・五七
27	二九・二七
28	二八・九六
29	二八・六六
30	二八・三五
31	二八・〇五
32	二七・七四
33	二七・四四円
34	二七・一四
35	二六・八三
36	二六・五三
37	二六・二三
38	二五・九二
39	二五・六一
40	二五・三〇

五十箇月濟表（借入元金千圓に對して）

月次	月掛金
1	三二・一七円
2	三一・九三
3	三一・六八
4	三一・四三
5	三一・一九
6	三〇・九五
7	三〇・七〇
8	三〇・四六円
9	三〇・二一
10	二九・九七
11	二九・七三
12	二九・四九
13	二九・二五
14	二九・〇一
15	二八・七七円
16	二八・五一
17	二八・二七
18	二八・〇三
19	二七・七八
20	二七・五四
21	二七・三〇
22	二七・〇五円
23	二六・八一
24	二六・五七
25	二六・三三
26	二六・〇八
27	二五・八四
28	二五・五九
29	二五・三五円
30	二五・一一
31	二四・八六
32	二四・六二
33	二四・三八
34	二四・一三
35	二三・八九
36	二三・六五
37	二三・四〇
38	二三・一六
39	二二・九二
40	二二・六七
41	二二・四三
42	二二・一九
43	二一・九四
44	二一・七〇
45	二一・四六
46	二一・二一
47	二〇・九七
48	二〇・七三
49	二〇・四八
50	二〇・二四

六　貸付金利率

都市組合に於ける貸付元金利率は創立古きものにあつては大體預金の潤澤なる關係より借入金も尠く、貸出利率は村落組合に比して低利であり、又最近金融緩漫の影響に依り左表の如く漸次低率となつて來てゐる。

年度別貸付金利率表

年度別	最高 各道通算	最高 各道平均	最低 各道通算	最低 各道平均
大正七年度	年 二・一九 割分厘	年 一・六九 割分厘	年 一・二八 割分厘	年 一・四三 割分厘
同八年度	二・〇一	一・六九	〇・九五	一・二七
同九年度	二・一九	一・九四	一・〇〇	一・四三
同十年度	二・一九	一・九三	一・一七	一・四四
同十一年度	二・一九	一・九三	一・三〇	一・三九
同十二年度	二・〇〇	一・八八	一・一六	一・三六

年度別	最高 各道通算	最高 各道平均	最低 各道通算	最低 各道平均
大正十三年度	二・〇〇割	一・八五割	一・二五割	一・三六割
同　十四年度	二・〇〇	一・八七	一・〇九	一・三〇
昭和元年度	二・〇〇	一・八七	一・〇九	一・三〇
同　二年度	一・七一	一・六四	一・〇九	一・二四

道別貸付金利率

（昭和三年三月末日現在）

種類別／道別	長期貸付 最高	長期貸付 最低	短期貸付 保證貸付 最高	短期貸付 保證貸付 最低	短期貸付 擔保貸付 最高	短期貸付 擔保貸付 最低	手形割引 最高	手形割引 最低	當座貸越 最高	當座貸越 最低
京畿	年 一・三〇割分厘	年 一・二五割分厘	四・五錢厘	三・八錢厘	四・一錢厘	三・六錢厘	四・〇錢厘	三・五錢厘	四・七錢厘	四・〇錢厘
忠北	一・二四	一・一七	四・四	三・八	四・〇	三・五	四・〇	三・五	四・五	四・〇
忠南	一・三五	一・二〇	四・四	四・〇	四・〇	三・五	四・二	三・八	四・六	四・四
全北	一・一五	一・〇五	三・八	三・五	三・六	三・〇	三・四	三・〇	四・一	三・八
全南	一・二〇	一・二〇	四・四	四・二	四・〇	三・八	四・四	三・七	四・四	四・三
慶北	一・三五	一・二〇	四・五	四・〇	四・二	三・八	四・二	三・五	—	—
慶南	一・三五	一・一五	四・五	三・〇	四・〇	三・〇	四・〇	三・〇	四・六	三・八

黄海	一・三〇	一・一〇	四・五	三・八	四・一	三・三	四・一	三・二	四・七	三・三
平南	一・二五	一・二〇	四・五	四・二	四・一	三・八	四・一	三・八	四・七	四・〇
平北	一・二〇	一・二〇	四・二	四・〇	三・八	三・七	三・八	三・六	—	—
江原	一・四五	一・二〇	四・七	四・二	四・一	三・八	四・五	三・八	四・七	四・四
咸南	一・二〇	一・一五	四・四	四・〇	四・〇	三・六	四・〇	三・五	—	—
咸北	一・二五	一・一五	四・七	四・一	四・〇	三・四	三・九	三・四	四・六	四・〇
通算	一・四五	一・一〇	四・七	三・〇	四・二	三・〇	四・五	三・〇	四・七	三・三

最近各種貸付金利率表

（昭和四年三月末日現在）

種別	長期貸付 最高	長期貸付 最低	短期貸付 保證 最高	短期貸付 保證 最低	短期貸付 擔保 最高	短期貸付 擔保 最低	手形割引 最高	手形割引 最低	當座貸越 最高	當座貸越 最低
各道通算	年 一割二分	〃 一割	日歩 四錢七厘	〃 三錢三厘	〃 三錢九厘	〃 三錢	〃 三錢九厘	〃 二錢九厘	〃 四錢七厘	〃 三錢

使途別貸付金

（昭和三年三月末日現在）

種類別／道別	農業資金 口數	農業資金 金額	商工業資金 口數	商工業資金 金額	水産資金 口數	水産資金 金額	其他の資金 口數	其他の資金 金額	計 口數	計 金額
京畿	三五四	一七一、一四八	四、四二一	二、七八五、九三七	三	一、一〇〇	一、九五八	一、〇五二、七九九	六、七二六	四、〇二一、〇八四

道別	土地購入	土地改良	牛馬購入	建物購入	肥料購入	人夫賃	農具及種子購入	其の他	計
忠北	三四六	四六	四六	七〇	一一四	三五	三五	四〇	二七四
忠南	三四六	四六	四六	七〇	一一四	三五	三五	四〇	二七四
全北	八四二	四二	四六	七〇	一一四	三五	三五	四〇	二七四
全南	三四六	四六	四六	七〇	一一四	三五	三五	四〇	二七四
慶北	三四六	四六	四六	七〇	一一四	三五	三五	四〇	二七四
慶南	三四六	四六	四六	七〇	一一四	三五	三五	四〇	二七四
黄海	三四六	四六	四六	七〇	一一四	三五	三五	四〇	二七四
平南	三四六	四六	四六	七〇	一一四	三五	三五	四〇	二七四
平北	三四六	四六	四六	七〇	一一四	三五	三五	四〇	二七四
江原	三四六	四六	四六	七〇	一一四	三五	三五	四〇	二七四
咸北	三四六	四六	四六	七〇	一一四	三五	三五	四〇	二七四
咸南	三四六	四六	四六	七〇	一一四	三五	三五	四〇	二七四
計	三四六	四六	四六	七〇	一一四	三五	三五	四〇	二七四

商工業資金の内譯

道別	農業資金 口數	農業資金 金額	商工業資金 口數	商工業資金 金額	水産業資金 口數	水産業資金 金額	其他の資金 口數	其他の資金 金額	計 口數	計 金額
忠北	三四六	一一四	四九	一一四	一一四	三五	三五	一一四	二七四	一一四
忠南	三四六	一一四	四九	一一四	一一四	三五	三五	一一四	二七四	一一四
全北	三四六	一一四	四九	一一四	一一四	三五	三五	一一四	二七四	一一四
全南	三四六	一一四	四九	一一四	一一四	三五	三五	一一四	二七四	一一四
慶北	三四六	一一四	四九	一一四	一一四	三五	三五	一一四	二七四	一一四
慶南	三四六	一一四	四九	一一四	一一四	三五	三五	一一四	二七四	一一四
黄海	三四六	一一四	四九	一一四	一一四	三五	三五	一一四	二七四	一一四
平南	三四六	一一四	四九	一一四	一一四	三五	三五	一一四	二七四	一一四
平北	三四六	一一四	四九	一一四	一一四	三五	三五	一一四	二七四	一一四
江原	三四六	一一四	四九	一一四	一一四	三五	三五	一一四	二七四	一一四
咸北	三四六	一一四	四九	一一四	一一四	三五	三五	一一四	二七四	一一四
咸南	三四六	一一四	四九	一一四	一一四	三五	三五	一一四	二七四	一一四
計	三四六	一一四	四九	一一四	一一四	三五	三五	一一四	二七四	一一四

農業資金の内譯

大に組合資金により成功したるもの、實話を掲ぐる。

一文なしから一萬圓を築き上げた組合員矢吹幸吉氏の經歷

別	道府県	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	三重	滋賀	愛知	岐阜	静岡	山梨	長野	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	宮城	岩手	青森	秋田	山形	新潟	富山	石川	福井	合計
店舗設備		三六三	一四五	一四	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三七七
商品仕入		九三〇	三四五	三四〇	三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九三〇
工場設備		二三五	八五	一四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二三五
工業原料仕入		三四五	一四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三四五
その他		一四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四〇
計		三七七	一四〇	一四〇	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三七七

その他資金の内譯

一、組合加入年月日　大正十年十一月十六日

本人信用程度更正表

一、加入當時　二〇點
一、大正十一年八月三〇點
一、同　十二年八月四〇點
一、同　十三年八月五〇點
一、同　十四年八月七〇點
一、同　十五年八月八〇點
一、昭和二年八月一〇〇點

氏は岡山縣人にして大正七年これこそ文字通りの文無しで何の縁りか當海州に足を踏み入れた人であります。いて驚かされたと言つて居ます。何時迄も雇人では一生浮ぶ瀬がないとしして禁じ難く遂に大正十年組合に加入し百圓のお金を借りて之れを資本として諸車製造業を開始したのであります。

それからと云ふものは、一生懸命に身を粉にして働いたそうです。當時近所の鮮人達は「あそこの家は何時寢るのだらうと不思議の一つとして話題に上つたそうです。實に理なれ最初組合よりの借入金は

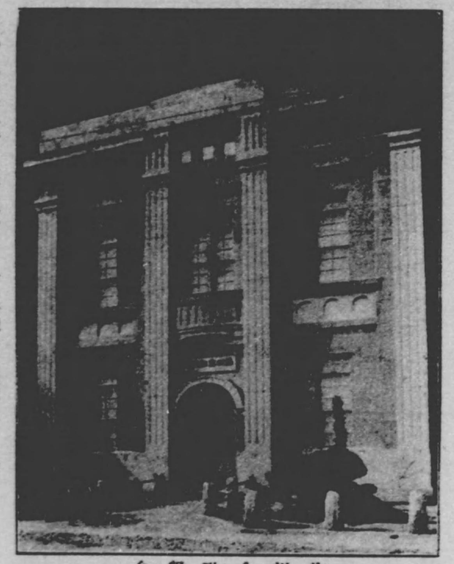

海州金融組合

す。其の當時諸車修繕大工として日給一圓二十錢で柳原精米所に雇はれ、その日その日の糊口を凌ぎ得る身となりました。その間二箇年恪勤精勵一日の如く、朝は四時より夜は十二時迄働きに働き詰めたのは流石主人も舌を巻トウ〳〵期限迄に完濟されました。やつと諸材料の買ひ置きが出來かけたのは大正十二年頃で最う組合の信用程度も四十點に上げられてゐました。「働いて借金を返すのが愈々面白くなつて」車を作つては之れを賃貸し、借家を建てゝは賃貸し、何時も保證と不動產借入を巧みに利用して期限迄には必ず返濟するのを常としてゐます。又之れが本人唯一の樂みで不相變朝は四時から夜は十二時まで」孜々として如何にも樂しそうに、働いてゐるのであります。先年西門外に六百坪餘の宅地の資物が出ました。本人は家續きでもあり是非之れを手に入れたいと申出ました。組合でも「こんな人を助けなけりや」と早速申出づるまゝに資金を融通しました本人は涙を流さんばかりに喜びました私は組合のお蔭でやつとこゝまでになりましたが、人間は美しい着物を着ても懷が淋しければ年中不愉快が付いて廻るものです。私は着物はないが氣分

組合資金を利用して建築せる所有家屋と組合員矢吹常吉

は毎日春の様な心地がしてゐます、之も偏に組合の御蔭です」と述懐してゐます。

組合資金で商賣の面目一新す

江原道春川面許文里に姜永根（三十一歳）と云ふ人がある。彼は慶尚北道盈德の出生で數年前春川に來り、雜貨店内田新次郎氏方に雇はれ頗る熱心正直に務め、主人の信用も昂まりつゝあつたが或る時野村農業學校長及藤原殖産銀行支店長からキリスト教信仰を勸められ、之れに入信し益々精神の修養をなし、一心に働いておつたが、一度内地へ行つて見たいといふ考へであつた爲め、内田氏方より暇を取つて群馬縣足利市に至り織物工場に雇はれ滯留して居た、其の時内地人が業務に爲し、殘物同樣の品物を買ひ集めては之れを店舗に陳列して販賣して居たのであつた。ところが春川金

組合員姜永根と其店舗

春川金融組合

熱心にして、寸暇なく勞働を爲すことに深く感ずる所あり、自分も朝鮮に歸つて一生懸命に働かんと覺悟し、歸鮮して再び内田雜貨店に來り、其の店員となり專心働いたのであるが、其の傍ら足利より織物を取寄せ毎月十日の公休日を利用し各戸を行商し、其の利益や給料の餘つたものを貯蓄して二百圓程になつたので、大正十二年十一月妻帶すると共に古物商を開業したのであるが、二百圓の貯金は結婚費に消費したので内地人某から若干の借入金を

融組合長久武氏より組合に加入方を勸誘され、大正十三年五月に加入し資金を借入れてよりは營業益々發展し今では資上高年額三千圓に上るといふのである。

彼は平素煙草と酒とを禁じ、勤儉と二つながら實行した爲め商品も增加し相當の貯金も爲しつゝある。今や内鮮人から模範的人物として注目されるに至つたのであるが、組合の貸付は最初六十圓次ぎに八十圓、百圓、百五十圓、百八十圓と漸次累進して今日に至つたのである。而して至極正直にして且つ勤勉なる爲め、内地人の信用特に厚く借入金を爲す場合の保證人の如きは、常に内地人の一流どころが保證してゐる有樣である。是等は内鮮人融和の上から見ても極めて好ましい現はれで、一般民心にも大なる影響を及ぼしてゐることは事實である。

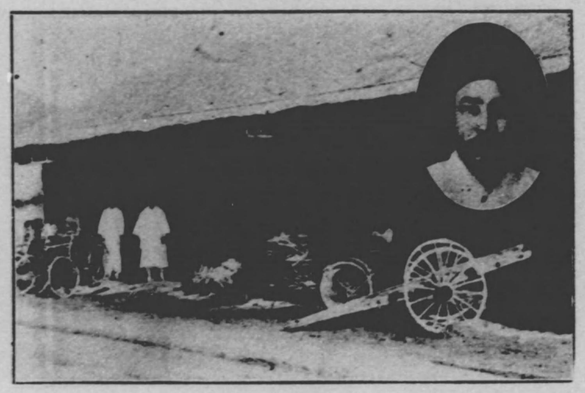

組合員李右奉と其店舗

組合資金を利用して成功

全州金融組合

當組合員李右奉氏は今より二十年前僅々數拾圓の資本を以て米穀、薪炭業を營み以て今日に至るものであるが、其の間苦心經營最も勵み、其の結果大正七八年頃に於ては既に約五千圓に近き資產を造るに至り折柄大正七年十二月當組合設立當時金融組合の趣旨を能く了解して組合に加入し、當座預金を爲し又業務資金不足に際しては時々保證又は不動產を擔保として組合より資金の融通を受け、之を利用して最も有効に使用し常に組合との取引は誠實にして且つ圓滿であ

る。今や當地に於ては一流の商店として其の信用を博し、年々繁昌を呈するに至つた。現在本人の資産は約三萬圓を有するに至つたのであるが、斯くの如くして年々順調に發展しつゝあるのは常に組合資金を有効に利用すると共に、其の業より資金を借受け、草場町にある現在の家屋、敷地の林野を買務に精勵努力するに因るものである。

一介の石工より町總代となるまで

釜山第一金融組合

信畑豪太郎氏は率先して第一回の組合員となりましたが、當時は一介の石工であつて、生計は裕でなく、漸く一家の糊口を支へるに過ぎなかつた。然るに性質は實直であつて、家業に熱心勤勉なるを以て世人の信用厚く、工事依頼人も日增に多きを加へるに至つた。大正九年の春本人は組合等特に目立つて奥床しく眞に優良組合員として推賞するに足る。目下町總代及青年會顧問を嘱託せられ公事に盡力する所鮮くない。

釜山第一金融組合信用組合員信畑豪太郎と其住宅

受け暇ある毎に自ら工事を施して地均しを爲し、石垣を築いて住宅地を拓へ、希望者ある時は相當の價格を以て之を賣却し、其の差引利益金を以て家屋を建築し、剩餘金は請負資金に利用し着々と資産の增殖を爲しつゝある。目下不動産、動産其の他運用資金等を合せて二萬圓餘を蓄積したのである。

然れども本人は會葬若くは盆正月等の外法被姿を替へないで、組合事務所に出入する場合

組合員の感想

(一)金融組合設立の趣旨

仁川金融組合　韓　禹　根

金融組合は産業政策の第一方針であつて、中産階級以下の爲めに低利資金を融通してくれる機關であります。

一般貸付金業者等は、皆自己の利益を本位とするのでありますけれども、金融組合は自體の利益や組合員の配當を本位とせず、たゞ組合員の利益を本位とするものであつて、利益が大きくなつてもそれを皆組合員に配當しないで、其の金を以て、組合員に對する貸付金の利子を段々低下せしめるから結局債務者が出した利子はありません。我が仁川には幸にも完備せる機關が設立され、且つ賢明なる役員がこれを立派に運用して居りますが、これを利用する人がなければなりません。それは丁度御馳走を用意すると雖も、客人が來

組合員韓禹根と組合資金を利用して購入したる家屋

の幾分を戻して行く樣なものであります。であるから金融組合が他の貸金業者とは其の性質に於て天壤の差があります。結局金融組合は中産以下の者の公平なる資本主であつて、我等を共存共榮に導く尊い機關であります。

(二)機關利用相互扶助

只今述べたるが如き好機關があるとしても、其の機關を運用する者が惡るければ、其の折角の効果は少くなり、亦如何に立派な機關が備はるとも之れを善用する人がなければ、効果はありません。我が仁川には幸にも完備せる機關が設立され、且つ賢明なる役員がこれを立派に運用して居りますが、これを利用する人がなければなりません。それは丁度御馳走を用意すると雖も、客人が來

ないと同様に折角の招待も何もなりません。

我々が此の立派な機關を利用しないと云ふことは、此の機關の設立の趣旨にも反するばかりでなく、我々にとつて非常に不利益であります。それ故我等は相互に勸告して新しい組合員が多數加入する樣につとめませう。

組合員數が多くなるにつれて、組合の利益が增大すると同時に、貸付金の利率は順次低下します。只今京畿道内で利子が一番安い所はたゞ仁川組合が第一位を占めて居る有樣でありまして、此は役員方の熱心なる努力の結果から、如斯立派な成績を擧げ得た結果かとも思はれますが、組合員一般の力と相俟つて京畿道第一の低率を來たした譯でありまして、これで組合員の經濟も豐になつた譯でありますから、之れ卽ち相互扶助し共存共榮の理に合致いたすことになります。

(三)仁川金融組合の現在狀況

昭和二年十月末頃の仁川金融組合の成績表に依りますと貸付金四十三萬四千六百八十八圓四十三錢貯金五十萬四千七百二十二圓三錢で組合員數六百七十二名であります、萬一仁川金融組合の設立がなかつたならば、前記の樣な貸付金は皆他の高利貸其の他の金融業者より融通を受くるより外途がなかつたでありませう。

されば彼の恐慌に際して我が仁川商業界に甚だしい異狀がなかつたのは、卽ち仁川金融組合の賜であると謂つても過言ではありません。

(四)私の組合を利用した實蹟

私は三十年前から宿屋を經營して居ましたが、毎月家賃を最低三十圓から最高五十圓位は支拂ひましたので三十年間に支拂つた額は實に勿れ一萬圓以上に達しました、そこで三年前に組合から千圓を借り入れて家を買ひまして、元金を毎年內入しましたので現在八百圓位殘つては居りますが、利子は毎月八圓三十八錢支拂へばよいので、極めて負擔が輕くなりました。そして最近こんな具合ですから、大變經營が樂になりまして、大いに喜んで居ります。これも偏に金融組合を利用させて戴いた御蔭と感謝して居ります。

第二節　預り金業務

都市金融組合の預り金業務は創業以來長足の進歩をなし累年增加してある狀況であるが、今その內容の發達を顧るに大正七年創立當時に於ける狀況は、組合員定期預金三百三十圓、貯蓄預金三萬七百六十圓當座預金五萬八百三十一圓であつて、組合員外の定期預金は二十圓、貯蓄預金二千九百七十七圓といふ僅少なる數字を示して居るに過ぎなかつたのであるが漸次順調なる發達を示し、殊に歐洲大戰後の好景氣時代には益々之れが增加を示し、大正十一年度に於ける狀況を見るに預金總額五百五十七萬圓中定期預金は其一割七分九十四萬餘圓、据置貯蓄預金は九分、五十三萬餘圓、貯蓄預金は六割二分の三百四十四萬餘圓を數へ、六十四萬餘圓は當座預金である。之を預け主に依り區別すれば組合員の預金二百十二萬餘圓(預金總額の三割八分)組合員の家族並に公共團體及法人等の預金百四十七萬餘圓(預金總額の二割七分)一般非組合員の預金は百九十七萬餘圓(預金總額一千七十五萬餘圓中定期預金二百六十一萬二千餘圓据置貯蓄預金二百六十五萬五千七百餘圓と大差がない、大正十三年度に於ても同樣預り金總

貯蓄預金四百五十萬餘圓である、殘額は當座預金で預ヶ主に區別すると組合員外預金は依然として多く組合員預金は三百萬六千餘圓に過ぎない、而してこゝに特に注目に値するのは昭和二年度末に於ける都市組合の總貸付金額は一千七百七十一萬餘圓にして、預り金總額は二千二十九萬餘圓、卽ち預り金額は貸付金額を超過すること二百五十八萬餘圓に達してゐる、如斯預り金の吸收成績の優良なるは、都市組合が健實なる發展を爲し、社會の信用を博し業績大に擧揚したる結果であるは言を要しないが、また背後に官邊の公正なる監督と聯合會の懇篤なる指導が其の宜敷を得た賜でなくてはならぬ。是れと同時に又組合各自の努力に依り、組合員及一般商工業者の經濟力の膨脹に伴ふ浪費の弊風を防止し、極力勤儉貯蓄を奬勵して、小產業者の匡救を念としたる措置當を得たからであらう。

今表に依つて都市組合預り金の業績を示す時は左の通りである。

種類別 / 年度別	定期預金		据置及貯蓄預金		當座預金		計	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
大正七年度	四	三五〇	三六七	三、七七六	二六	五〇、八三一	五八七	八四、九二八
同　八年度	四六九	一二〇、九九三	七、七八六	一一、九一八、一七	二、三二六	五八六、四三一	一〇、五八一	一、九八九、二四一
同　九年度	五一六	三一七、八六六	一六、九四〇	一五九、八二一〇	三、一二七	五一〇、九二四	二〇、五九三	二四、二六、三三〇
同　十年度	一、四四	五九、三〇二一	二四、七三四	二七、〇三〇、三五五	三、五四九	六三、七七〇	二九、四四七	三九、八一二、七一七
同　十一年度	一、六〇五	九四四、六八三	四二、三五七	四、〇〇〇、七八	三、七二七	六二四、四一七	四六、六八九	五五、六九三、七一七

年度別	定期預金		据置及貯蓄預金		當座預金		計	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
大正十二年度	二、三五七	一、五九〇、八六七	五、八九八	五、九八五、〇五四	四、六九二	七七、三五、七五五	七七、三五、九四〇	八〇、九二、四四〇
同　十三年度	三、六三八	二、六二三、二三六	七、〇四九、三一一	七、〇四九、三一一	五、九二四	一〇九、一二、四四	一〇、七三、五三	一一、二三、七七
同　十四年度	六、一六八	四、一〇三、四七四	八、九三、六〇一〇	八、九三、六〇一〇	五、〇三〇	八四、九三、三五	一二、七二、八三〇	一三、二六、九三
昭和元年度	七、四八一	五、六四〇、〇六三	一〇、五三、三五〇	一〇、五三、三五〇	五、一七五	八七、三一、一五三	一三、九二、八九一	一四、八九、一九一
昭和二年度	七、九六一	六、九三、八二七	一三、四〇〇、九八	一三、四〇〇、九八	五、四七五	八七、三一、一五三	一四、八七、七九五	一四、八七、七九五

預ヶ主別預り金高

（昭和三年三月末日現在）

道別	組合員		組合員家族、公共及非營利法人並團體		一般非組合員		計	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
京畿南	四、二四	七五、九四〇	五、九六七	一、〇〇八、〇三〇	一九、七〇五	二五二四、三〇三	二九、八九六	四二、九六二、六二三
忠北	四五四	六七、三五三	八一四	一二〇、九八一	二、八〇五	一七五、一七四	四、〇七三	三七、三五、八
忠南	一、七三三	二七、八三〇	二、八四三	三二四、九二三	四、九四〇	四六四、七二一	九、四七三	一〇、六二、五一四
全北	一、八一〇	三二、〇三三	四、九九〇	六八八、二七三	八、二九一	七二〇、三六七	一四、八九一	一七、二九、六八三
全南	二、四二一	三五、八二一	一二五	六一〇一三	七、二四八	六七七、七九九	九、八八四	一〇、六四、八〇三
慶北	一、八三七	二六、八三、八九	二四、八五七	三四、六、五五三	五、七一	八二、六、五七八	一四、四一、五一〇	一四四、一五、一〇
慶南	五、二四九	一、九二、〇、九六	一、九二、六三〇	一、九二、六三〇	二、五九六	一四、二四、八六	八、七三五	八〇、四九、七〇
黃海	二、一六七	二、一四、〇〇八	三、七三三	三、七三三	三、三一、八〇三	三、三一、八〇三	八、一一四	六九四、七〇六
平南	一、二八〇	三、〇四三〇	三六五四、六八	三六五四、六八	八、九九七	九三、五三五七	一〇、九二七	一、六二、四三

道別	組合員 口數	組合員 金額	組合員家族、公共及非營利法人並團體 口數	組合員家族、公共及非營利法人並團體 金額	一般非組合員 口數	一般非組合員 金額	計 口數	計 金額
平北	一,三二五	一五八,五五八	一,〇一七	二〇四,二五四	五,三五九	四六三,二八二	七,七〇一	八二六,〇九四
江原	五五五	九四,〇六七	四九八	八一,三一八	八五一	八〇,五六七	一,九〇四	二五五,九五二
咸南	八一二	六八,五八一	一七四	三一九,七四五	三,二七〇	三八九,一八九	四,二五六	七七七,五一五
咸北	一,九二〇	五四九,五〇〇	二,七二六	四四九,六五〇	七,三三〇	九二二,九三六	一一,九七六	一,九二二,〇八六
計	二五,二六六	四,五四九,一二〇	三一,九二一	五,五〇七,三八八	九一,四二二	一〇,二三四,五七〇	一四八,七〇九	二〇,二九一,〇七八

預り金總額十四萬八千口、二千二十九萬圓中最も多額を示してゐるのは、貯蓄預金の十一萬六千口、九百六十八萬圓である。而して之れを預け主別に區別して見ると、村落組合同樣非組合員の預り金が最も多きを占めてゐる。然し乍ら村落組合に於ては公共團體又は營利を目的とせざる法人若は團體及組合員と同一の家に在る者の預り金が村落組合總預金の四割を超過せるに反し、都市組合に於ては前項以外に屬する一般非組合員のものが同樣多額の計數にあるは都市組合の特色を表現してゐるものともいへる。之れを要するに預り金業務の成績は顯著であつて、今後益々進展することは疑を容れない、組合員の預金開拓については吾人はその使命のあるところを洞察し、更に奮勵するところがなくてはならぬ。如斯金融組合の預り金業務が著しく增大し、就中都市組合に於て其の傾向甚大であるが爲めに、金融組合に於ては組合員の預金は已むを得ないとして組合員にあらざる預り金の吸收については普通銀行との分野をも考慮し何等か制限を加ふるの

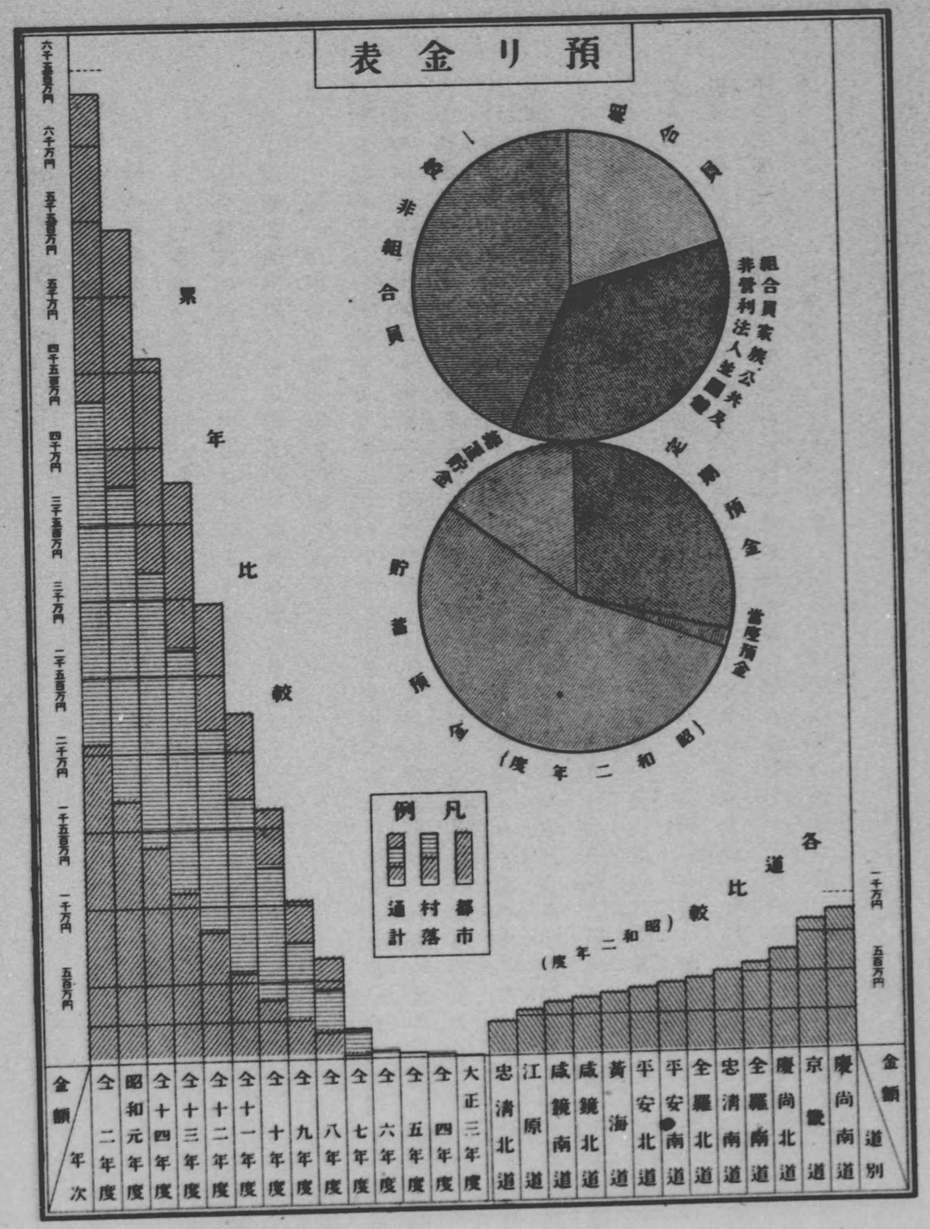

要があるといふ論難を加ふるものを生じたるが如き如何に組合の信用が朝野に厚きを加へたか明白であらうと信ずる。爲に當時は一般非組合員の預り金には一人當三千圓の限度と總額に於て出資金、鉄損補塡準備金、特別準備金及び政府より下附せられたる基本金の合計額の二倍を超えて受入れてはならぬといふ嚴重なる制限を加へられてゐたにも拘らず益々增加の傾向にあつたのであるが昭和四年金融組合令の改正に於て金融組合非組合員の預金は公共團體及産業組合を除きては貯蓄の性質を帶びたるものに限定せられて銀行業者との分野も明かにされた事は既に村落組合に於て述べた所である。今更言ふまでもないが組合が非組合員の預金取扱を爲す所以のものは、貯蓄の振興せざる朝鮮の庶民階級に於ける貯蓄機關であり、之れを利用せしめて組合區域内の産業開拓の資金化を圖るものであつて、極めて重大なる意義が含まれて居る、また金融組合が下層金融の缺陷を補ふ小産者の自衛的團體として之れが相互扶助の精神が齎す結晶に依つて、對外的信用の下に一般預金を取扱ふものであつて金融組合の預り金增加は、組合積年の信用の表現であり、一厘一毛の微と雖も努力の賜である。

次に都市組合が預り金吸收上採り來れる方針を記してこの項を終りたいと思ふ。

イ　組合員其の他をして將來に於ける計を爲すの必要なる所以を說明し、自覺の上に導く方法として村落組合同樣小學校、普通學校等と連絡して、貯蓄の必要を說き、又村落組合と合同にて活動寫眞會、通俗談話會を開き或は印刷宣傳文を配付して、貯蓄心の涵養に努めてゐる。

ロ　晩近冠婚葬祭等の經費著しく增加の傾向あるが爲め、適當に之れが節約を協定し、生活の改

善消費の節約等によつて貯蓄能力の増進を圖つて居る。

ハ　預金の成績により組合員信用程度を斟酌してゐる。

ニ　預金の成績により個人的又は團體的の表彰を行つて居る。

右の如く都市組合の使命に順應し、庶民階級の貯蓄機關として、穩健着實に今日の成果を得たのである。

一　定期預金

定期預金も累年増加を示し、その大部分は比較的資産階級の者が預入し居れるものであつて、此の種預金の發達は組合經營上より見るも、また社會階級調和の爲めにも頗る喜ぶべき現象であつて、金融組合が獨り弱者の強者に對抗する機關ではなくして、實に社會各階級の協調機關であるといふ實を擧ぐる證左と云つて支障はないであらう。左に之れが最近の狀況を表示せむ

（昭和三年三月末日現在）

道別	口數	金額	道別	口數	金額
京畿道	二、一七〇	一、七五七、七七一	全羅南道	三五七	三四二、二八六
忠清北道	一二八	一〇六、四六一	慶尚北道	五六六	五二一、六二八
忠清南道	六〇二	三一九、八六〇	慶尚南道	一、七一九	一、六一七、八〇七
全羅北道	六七一	四六八、六二八	黄海道	三〇〇	二〇九、〇一六
平安南道	四九三	五八五、二六八	咸鏡南道	二二四	二四九、四五二
平安北道	二九六	二八四、〇二四	咸鏡北道	三五九	四〇三、五三一
江原道	七六	七三、〇九五	計	七、九六一	六、九三八、八二七

二　貯蓄預金

貯蓄預金の發達は表に示すが如く、年々驚異すべき狀況であるが、固より此の業務は中小産者に對する小口金融の施設と共に、金融組合の使命中重且つ大なるものであつて、極力奬勵を怠らざると共に、小産者の自衞的立場に顧み自覺を促し以てその効果を擧げむことを期して居る、今これが最近の狀況を示せば次の如くである。

（昭和三年三月末日現在）

道別	口數	金額	道別	口數	金額
京畿道	二四、九八二	二、〇七七、七三七	黄海道	五、六三一	三三二、七〇七
忠清北道	三、三〇一	二一一、〇七五	平安南道	八、五〇七	五七一、七九九
忠清南道	七、一八四	五四二、八九五	平安北道	五、五二四	四六二、八五二
全羅北道	一二、五八五	一、〇〇二、四四四	江原道	一、七一〇	一六〇、九八三
全羅南道	七、六七一	五五一、一一〇	咸鏡南道	三、五〇五	三〇七、一〇七
慶尚北道	五、五五三	七一四、七三五	咸鏡北道	八、八〇七	八二四、五八八
慶尚南道	二一、〇〇八	一、九二三、四八八	計	一一五、九六八	九、六八三、五二〇

三　据置貯蓄預金

据置貯金は庶民階級の最も貯蓄し易い貯蓄方法であつて、都市村落組合とも極力これが奬勵を爲してゐる、而してこの貯金は預入及拂戻の方法から大體次の四種に分たれる。

1. 毎月一定の金額を受入れ所定の期限に至り一定金額の支拂を爲すもの
2. 豫め拂戻期限を定め定期に又は一定期間内に數回に預金を受入れ期日に至り元利金を拂戻すもの
3. 豫め拂戻の期限を定めその期限迄に一定金額以上を預入するを條件とし定期に又は數回に預金を受入れ期限に至り元利金を拂戻すもの
4. 一定の金額に達する迄隨時預金を受入れ所定金額に達したるとき拂戻を爲すもの

尤も此の種貯金は昭和四年四月金融組合令改正後前記の(1)は定期積金として(2)及び(3)は据置預金として取扱はるゝことゝなり(4)は普通の貯蓄預金として取扱ふ事となつた。

据置貯金

（昭和三年三月末日現在）

道別	口數	金額	道別	口數	金額
京畿道	二、一二九	三四五、一六〇	全羅北道	一、〇七六	一三二、九四八
忠清北道	五九五	五〇、五〇四	全羅南道	一、四九三	一一八、二九四
忠清南道	一、四三四	一四〇、一八五	慶尙北道	一、五四四	一六一、七〇八
慶尙南道	四、〇一二	四七一、一六四	江原道	一五	一、一五三
黃海道	一、九九七	一二三、二三二	咸鏡南道	一七四	一六七、一三〇
平安南道	一、一六六	四一五、九〇一	咸鏡北道	二、二四四	六二〇、四五七
平安北道	一、七二六	四八、七四二	計	一九、六〇五	二、七九六、五七八

四　當座預金

當座預金は最近までは都市組合に限り認められたる制度であつて、當座勘定約定書の定むるところによつて取引し、專ら小商工業者たる組合員の便益を主とし之れが利用も累年增加の勢にある。而して當座預金は當座貸越と關聯して組合員にあらざるものは、當座貸越を爲し能はざる關係と其の他信用狀態を審に知悉する必要上從來とても組合員外の當座預金を取扱はざる向が多かつた全く此の當座預金は都市組合の特色であつて、小商取引上至大の効果を擧げてゐる。預金の最近の狀況を表示すれば次の通りである。

道別	口數	金額	道別	口數	金額
京畿道	六一五	一一五、五九四	全羅南道	三六三	五二、九一三
忠清北道	四九	五、四八八	慶尙北道	三七二	四三、四四九
忠清南道	二五二	五九、五七四	慶尙南道	八三一	二一二、九三三
全羅北道	五五九	一二五、六四三	黃海道	一八六	二九、七五一

道別	定期預り金利率最高	定期預り金利率最低	据置貯金利率最高	据置貯金利率最低	当座預金利率最高	当座預金利率最低
本道	七・三〇	六・五〇	一・七五	一・二五	〇・九五	〇・八五
安東	七・三〇	六・五〇	一・七五	一・二五	〇・九五	〇・八五
安東	七・三〇	六・五〇	一・七五	一・二五	〇・九五	〇・八五
鏡城	七・三〇	六・五〇	一・七五	一・二五	〇・九五	〇・八五
咸興	七・三〇	六・五〇	一・七五	一・二五	〇・九五	〇・八五
咸興	七・三〇	六・五〇	一・七五	一・二五	〇・九五	〇・八五
計	七・三〇	六・五〇	一・七五	一・二五	〇・九五	〇・八五

（昭和三年三月末日現在）

五　預り金利率

預金利率も一高一低であつて、專ら地方金融の趨向と、銀行の吸收手段としては單に率のみを高唱せず、組合員の自覺によらむことにつとめてゐる。

年度別預り金利率表

年度別	最高 各道通算	最高 各道平均	最低 各道通算	最低 各道平均
同大正十一年度	七・〇〇	六・六三	二・九〇	二・三九
同十年度	七・〇〇	六・七三	二・六〇	二・四二
同九年度	七・五〇	七・二五	三・一〇	三・〇四
同八年度	八・〇〇	七・七五	三・七〇	三・五四
同七年度	八・五〇	八・二五	四・四〇	四・二二

道別預り金利率表

道別	定期預金及据置貯金 最高	定期預金及据置貯金 最低	当座預金 最高	当座預金 最低
本道	七・三〇	六・五〇	一・七五	一・二五
安東	七・三〇	六・五〇	一・七五	一・二五
安東	七・三〇	六・五〇	一・七五	一・二五
鏡城	七・三〇	六・五〇	一・七五	一・二五
咸興	七・三〇	六・五〇	一・七五	一・二五
咸興	七・三〇	六・五〇	一・七五	一・二五
計	七・三〇	六・五〇	一・七五	一・二五

道別預り金額表

道別	口数	金額
江原道	一〇三	二〇・七二一
本道	一一五	二〇・四七六
安東	七七二	四八・二七五
咸興	三五三	五三・八二六
鏡城	五六六	七三・五二〇
咸興	三五三	五三・八二六
計	五・一七五	八七二・一五三
咸興	三五三	五三・八二六
鏡城	五六六	七三・五二〇
北道	四五二	六三・二六五
南道	四五二	六三・二六五

道別	定期及据置貯金 最高	定期及据置貯金 最低	貯蓄預金 最高	貯蓄預金 最低	當座預金 最高	當座預金 最低
平安北道	年 七五	年 七二	一八	一〇	〇九	〇七
江原道	七五	七〇	一八	一五	〇九	〇七
咸鏡南道	七七	七二	一八	一四	一〇	〇七
咸鏡北道	八〇	七〇	二〇	一五	一〇	〇七
通算	八〇	六〇	三三	一八	一〇	〇七

最近各種預り金利率表

（昭和四年三月末日現在）

種別	定期預金 最高	定期預金 最低	据置貯金 最高	据置貯金 最低	貯蓄預金 最高	貯蓄預金 最低	當座預金 最高	當座預金 最低
各道通算	年 八分	〃 五分六厘	〃 八分五厘	〃 五分六厘	一日 一銭八厘	〃 五厘	〃 七厘	〃 五厘

尙左に金融組合に貯金して成功したるもの、實話を掲ぐる。

貯金にて住宅を建てた實例

清津金融組合

當地は漁業の盛なる土地柄に付、年々内地北陸地方より漁民の出稼者多きも、漁期だけ移住して閑散期は、内地に引揚げ永住するもの、少なきは、土地の産業開發上甚だ遺憾とする處である。組合は何とかして之等住民に住宅を持たせ永住させたいと云ふ考へで從來家賃は月八圓宛を支拂つて居つた濱岸末吉と增田庄之助の兩氏を選定し、大正十一年十二月十五日組合員に加入せしめ翌年春解氷を待つて四月九日家屋建築費金各四百圓を貸出し日之出町一番地に府有地を借入れ、木造亞鉛板葺平家建住宅一棟二十六坪の家屋を建築させ、之を二戸住となし引移らしめ、從來支拂つた家賃の八圓を標準とし貯金を行はしめたるに增田庄之助氏は昭和二年九月六日滿四年五箇月、濱岸末吉氏は昭和三年十二月一日滿五年八箇月にて各金額を返却し安んじて本業に從事して居ります。

金融組合貯金にて自己の所有となつた住宅

移轉當時の兩氏の喜びは生れて初めて白壁に花天井の我過ぎたのであるが、其の間如何に金融組合の理想を高調し、奈何に組合の目的の存する處を說いたことか幾分でも其の理想に近づき若干でも目的に合致する樣にと努力の日夕を續けぬ日はなかつたが、未だに

金融組合の貯金となし立關業の資本に

新義州金融組合

當新義州金融組合が創立せられてから約十ヶ年の歲月が

所期の半にも達せず組合員の訓練に於て、教養に於て世の期待に副ふが如き實例を記すことも出來ないのを遺憾とするのであるが、茲に模範として恥ぢざる當組合員柏淵亦三郎氏の熱誠なる、而して勤直なる結晶が我が金融組合を通じて獨立開業の成功に導いた實蹟を左に紹介する。氏は滋賀縣坂田郡法性寺村の出身であつて、大正八年當時渡邊呉服店に店員として住み込むだのであつたが、時に氏が二十歳の春、北鮮の風は尚膚寒き三月であつた。世の多くの青年が暇さえあれば、酒や遊里に歩を運ぶ年頃であるにかかはらず、同氏は店務に精勵し身を持するに勤儉であつて、燃ゆるが如き將來の希望に一身を委ちつゝ、常に心の武裝を怠らなかつたのだ等のやうな危險な事はないものであるといふことをかねがね聞き知つて居つたので大正九年の一月新義州金融組合に驅け込んで預入の手續をしたのがそもそも貯金の初まりであつた。同氏はいつでもこつた。そうして呉服類の研究や商業のコツ合にひたすら精進したので、もとより主人の氣受もよく寵愛を一身にあつむるに至つた、而して同氏には確固たる信念があり、胸中既にいつかは自立しなければならないといふ目的を抱いて居つたので、資本の必要を痛切に感じたのであつた、よつて不十分ながらも自己の働によつて得たる零細なる給料を貯金しやうと考へたのである。そこで金融組合の貯金の利子は比較的高率であつて且つ怪しい銀行等のやうな危險な事はないものであるといふことをかねがね聞き知つて居つたので大正九年の一月新義州金融組合に驅け込んで預入の手續をしたのがそもそも貯金の初まりであつた。同氏はいつでもこ

金融組合貯金を資本に開業せる呉服店

の時の悦び即座に立派な通帳を渡された時の事を思ひ出して追憶に堪えない面持ちである。その後雨が降ろうと矢が降ろうと毎月〳〵の俸給と盆暮の賞與金を必ず貯金することを怠らなかつた、座もつもれば山となるの譬ずん〳〵增殖せられて行く一方であつた、然るに大正十四年渡邊呉服店は閉店することになつたので止むを得ず西堀呉服店に入店したのであるが、もとより何處に入つても勤勉な人であるから主人の氣受がよく益收入が增加して行くと共に貯金を勵むだのであつた。昭和元年一月には驚く勿れ各種預金を通じ一萬五百圓の額に達したのである、於此昭和三年三月主家を辭して其の貯金を資本として、新義州府本町に堂々たる呉服店を開業するとゝもに、當組合員ともなつて家業に勉強し店は彌々繁昌に赴いて居る。無資孤獨の一青年が志を立てゝ一かごの成功を見るに至つた事はもとより本人の不撓不屈の精神の賜ではあるが、また金融組合といふやうな機關が存在して彼れの成功を蔭ながら助け得たと考ふる時は無上の喜悦を感ぜずには居られない。

日掛貯金で店舗を擴張

清州金融組合

都市金融組合は組合員の職業も多種多樣で、常に比較的移動性に富み居るが故に、之等の人々を堅固なる組合精神の下に陶冶訓練するの困難なるは、村落組合の比ではないと思はれる。然し乍ら其の反面に於て競爭の激甚なる商工業者をして、之を失敗の危路から脫せしめて、組合の恩惠に浴せしめ、また貧弱なる孤獨無產者をして一かごの商賈たらしむるといふ樂も、また其の苦勞の一通りでないだけ、村落組合に比して一層努力の甲斐がある樣に感ぜらるゝ場合がないでもない。茲に日掛貯金を實行して店舗を擴張した一組合員を擧げて組合の利用と組合員の努力が報ひられて營業が益々發展するに至つた一例を記すことにし度い。

清州郡清州面本町四丁目日用品雑貨商金浩柄氏は大正十一年二月七日當組合に加入した組合員であるが性質温厚であつて着實本年四十五歳の働き盛りである同年三月四日現住所を借受けて日用雑貨商を開業したのであるが當時は全く小規模の見るにも足らぬ一商店に過ぎなかつた同氏は組合に加入する時に決心した自分は今獨立して開業するが全く無産者と同樣に貧弱なものである。然し乍ら自分には勤勉努力と云ふ力がある。現在に於ては相當の擔保物がなくても將來資本の用途がこの勤勉努力を圖つて對價を生ずべき生産的のものである以上信用が成立しないものでもあるまいと云ふ堅い信念があつたのである。かねて金融組合世の中には仕事がない商賣が儘らないとて嘆息して遊んで居るのみか果ては自暴自棄に陷り世を呪ひ人を怨みて益貧乏して行く者もあるのに、同氏は熱心と努力が賜となつて店はずん〳〵繁昌に赴いたのであつた。從つて金融組合の信用程度も彌々增加し商業資金として三十八回に亙り一萬二千四百六十圓の借入を爲したのであるが未だ一日も一回として延滯したことがないと云ふことを見ても如何に同氏の經營振が健實であるかを證明し得らるゝであらう。

日掛貯金で擴張した店舗と組合員金浩柄

そうして資上の利益金の內より毎日一圓宛の日掛貯金と毎月五圓宛の据置貯蓄預金とを續行したのである。一口に貯金といへば何でもない樣であるが据置貯金や日掛貯金の實行と云ふことは實に生まれ易しいことではない餘程堅忍不拔の意思の所有者でなくては爲し能はざる所である。あの鴨綠の大江も小さな谷川の末である同氏の汗の滴り其の滴は僅かであつたが大正十四年の秋に至つて之を見ると勿驚其の總額千七百圓になつて居たのである。於此同氏は愈に借入れた現在の住宅兼店舗を二千餘圓で買受け益營業のこゝろに眞面目があると思はれるではないか。

旺谷匙米貯金組合

崇高なる老婦人を組合長に戴く

匙米貯金組合長朴莫同

全羅南道羅州郡內榮山江の左岸に彼の名高い宮三面の一たる旺谷面があり其の一部落玉谷里に朴莫同と云ふ老婦人を組合長に戴く匙米貯金組合がある。此の組合は勤儉の美風を涵養するを目的とし現在組

昭和三年十一月十日の御大典を記念し奉る爲め全鮮の金融組合に於ては貯金を勸奨實施したる。その時のポスターで本會の共同調辨に係るものである。

合員三十二名何れも同部落の朝鮮婦人である、組合員は毎月四十錢以上の貯金を爲しこれを五箇年据置の貯金として金融組合に預けてゐるが其の額既に二百圓以上である。

組合員三十二名貯金僅々二百餘圓の如たる貯金組合は固より其の規模に於て特に紹介すべきものでもないが内容と動機とに於て他を刺戟し、感奮興起せしむるに足るものがあり、寧ろ推賞に値するものである

由來朝鮮人は貯蓄の觀念乏しく、貯金なぞには一顧だにも與へぬ通弊があり、殊に本部落附近で曾て貯金組合を組織し、貯金を或る營利事業の資金に投じ、該事業の失敗と共に貯金組合の瓦解した一例に懲戒し本部落では婦人側は勿論男子側でも貯金等試みやうともしなかつたのを遺憾とした、旺谷小學校(本部落に於ける移民の學校組合の設置に係る)校長佐伯清行氏が、大正十年一月一日新築落成の校舍參觀の爲め其の年陰暦正月十五日該小學校に集ひ來つた朝鮮婦人達三十餘名を一室に招き、菓子を饗し蓄音機を聽かしめるなどしつゝ種々談話を交換した末に、之を好機として匙米貯金を勸誘されたが其の談話の中途に婦人達はボツボツ席を辭しはじめ、室外に去らんとするもの約半數に近い頃朴莫同と云ふ老婦人が徐に立つて聲をかけ、去りはじめた婦人達を再び席に戻らせ靜肅で而も落着いた重みのある口調で懇に貯金實行猶豫の不可であることを說いた、其の態度の尊さに動かされ其の場で直に匙米貯金實行の議が纏り、差し當り佐伯校長を顧問に仰ぎ組合規約の起草を依頼し、役員を選擧し同年四月一日から貯金を開始したのであるが、素より生活程度の高くない部落住民のこゝて月々の貯金勵行は頗る苦痛の伴ふ事情あるにも拘らず、克く忍耐勤儉を持續し至極圓滑に順調に貯金の增殖を樂みつゝある。(昭和三年一月六日實地調査)

第三章　組合の倉庫保管事業

都市金融組合に於ける倉庫の必要なるは言を須たざる所であつて、之れに依りて小商工業者が勞務の節約を爲し、危險の負擔より免れ得る等幾多の利益がある。殊に地理上便宜の地點に貨物が集中して、賣買の簡便を招來し、運搬等無用の手數と費用とを省き、地方經濟の助長に與つて力あるが故に、都市金融組合に在りては努めて倉庫を所有し、組合員に利用せしめんが爲め制令の定むる所に依りて定款を以て之れが取扱を規定してゐる向が尠くない。

殊に小商工業者に對する商品擔保貸付の如き今後大に開拓の餘地があらうと信ずる。今左に都市組合に於ける倉庫取扱高を示せば次の如くである。

年次	出入庫品價額	倉庫棟數	年次	出入庫品價額	倉庫棟數
大正九年度	七四、四〇九	一	大正十三年度	五三三、〇七六	一〇
大正十年度	一八七、二三二	三	大正十四年度	七三八、〇〇〇	八
大正十一年度	四六、二六九	三	昭和元年度	七三七、六七七	八
大正十二年度		四	昭和二年度	六一七、〇七四	八

（円）

第四編　金融組合聯合會に於ける各種事業の發達

第一章　概　說

金融組合聯合會の創設せられたるは、大正七年の金融組合令改正の結果であつて、金融組合史上特筆に値する革新とすべきであつた。然し乍ら聯合會は、金融組合の發達に順應して必然的に設立せらるべき機關であることは、何人と雖之を認めなくてはならぬ。聯合會の使命及機能に付ては既に第一編に於ても之を說述した所であるが、所屬組合の爲に資金の調節を圖り併せて業務の指導を爲し以てその微妙なる機能を發揮しなければならぬのであるから、聯合會の經營は普通組合の經營に比しその困難なるは疑を容れぬ所である。

今聯合會の業績に就て既往十年の歲月を顧みるに、其の大體は敢て所屬組合と格段なる經路の相違はないが、聯合會が創立せられし當時は恰も歐洲大戰の好景氣時代にして、物價は騰貴を續け財界の盛況は比類なき域にあつた。然るに聯合會業務開始直前たる十一月には既に休戰條約の成立が發表せられて、財界の識者をして一時其の成行を憂慮せしめたのであるが、影響頗る鈍暖にして何等の異狀なく聯合會は業務開始匆々、恰も順風に帆を孕むが如き經過を辿りて越年するに至つた。然し乍ら翌八年に入りては未曾有の旱魃に遭遇し、且つ彼の萬歲騷擾事件に出會したけ

れ共聯合會は時局に善處し却つて其の機能を發揮する事が出來た。斯して尙大正九年三四月迄は從前の好況を持續せしも五、六月の頃より著しく變調を呈し資金流出、取引澁滯、輸移出入も亦萎靡として振はざるに至つた。農村は前年旱魃の影響を受け加之內地穀價暴落の餘波で米價は高値時代の半價だにも及ばずと云ふ農家受難の慘狀に直面し都鄙を通じて金融の梗塞諸取引頓に沈衰し如何ともする能はざるに立至つた。是に於て同年八九月朝鮮殖產銀行より四百萬圓の新規融通を受け所屬組合をして貸出を開始せしめ、以て窘窮せる地方金融の緩和に努むる所があつた從て大正八年度に於ける諸借入金は、一千四十七萬二千餘圓たりしもの整九年度には一千五百六十一萬七千餘圓となり、遽かに約五割の增加を見、亦貸付金に於ても千二百七十九萬八千餘圓のもの千八百二十八萬七千餘圓となり約四割三分の增加を見た。斯つて所屬組合の業績を見る時は聯合會創立當時に於ける金融組合數は二百七十八組合であつて、大正九年度にありては組合數四百となり、總預り金額も二百萬圓より轉じて一千萬圓に進み貸付金又六百九十萬圓より三千百萬圓に到達した。所屬組合が如斯事業計數、就中貸付金に於て顯著なる增高を來たした事は、一面組合の增設及び業務監督規程の改正に基く一組合員に對する資金融通限度額の擴大組合金融に對する庶民の理解と相俟つて之を誘導したものであるが、その直接の原因は曾て資金の補充に苦みし金融組合が、聯合會設立に依つて資金流入の疏水口を得たからである。如件狀勢ではあつたが、朝鮮財界も大正十年度に入り沈衰不況のドン底に彷徨し就中農產物の下落は農家をして窮狀困憊に陷らしめ、同年下半期に入り、多少農產物の價格に昂騰の色見えしも、遂に中間景氣として瞬間に淡光線を放射して過ぎ去つた。かく大正十年以降經濟界の大勢は沈滯狀況にあつたのであるが、而も聯合會竝に所屬組合の業體は堅實なる進展の一路を步み、殊に組合の借入金は大正十年度一千六百九十六萬八千餘圓たりしもの、翌年には二千百五十四萬三千餘圓となり、約二割七分の增加を招來するに至つた。こは蓋し聯合會の創立と共に朝鮮殖產銀行の創立せられて金融組合竝聯合會に對する金融系統が完備し、聯合會の活動を促したるに基因するのであつて、殖產銀行に於ては反動來直前に於て增資を決行し、當時の資本金一千萬圓に加ふるに二千萬圓を以てし三千萬圓となし、資金運用に遺憾なからしむべく其の充實を期せられたのである。

之を要するに、上記の期間は金融組合聯合會としては建設時代に屬し、ずでに前段に於て道別實蹟に揭げたるが如く、順調なる經過を辿り來つたのであるが、當時の財界に直面して、且つ聯合會自體の能力より算定して、果して之に善處し得るかと云ふ事は、大なる疑問とするところであつたが聯合會は監督官廳の周到なる監督と相俟つて、豫想以上の成績を擧揚し得たるは幸慶とするところである。當時理事長及理事は朝鮮總督の任命に依り就任し、理事長は第二部長之を兼任し、理事は悉く永年金融組合の理事に在職せる者の內より選任せられたのであるが、大正十年二月より六月に至る間に全部專任理事長が任命せられた。

然るに翌十二年九月一日關東大震災突發し、爲めに朝鮮の財界は忽にして其の影響を蒙り、一般人氣に頗る銷沈し極度の不安裡に超年したのである。此の重大且多難の局面に如何に聯合會が所屬組合を率ひて善臨したか、この空前の慘狀に直面して貸付資源を失つて之れが獲得と運用に

どれほど苦慮した事かはさきに之を詳述したところではあるが、所屬組合をして資金の繰縱と遊金の運用特に預金の受拂に深甚なる考慮を拂ひ、一方不急資金の貸出を見合せ、出來得る限り震災の及ぼす災禍をして縮減し以て無事に難局を切り抜くるを得たのである。

而て昭和二年三月帝國議會に於ける、震災手形處理法案に端を發した金融界の混亂は、遂にモラトリアムの實施となつて朝鮮に在りても亦いち早く之を行ひ以て局面に蒞むたのであるが、金融組合の根柢は深く強く何等の影響を見なかつた事は、既記したるが如く敢て玆に之を贅せざるも財界は益不振を極めて、この間中小銀行の預金は一部減少した向もあつたのであるが、金融組合の預金は却つて激增し、昭和元年度末五千四百萬圓たりしもの昭和二年度末六千三百萬圓約一割七分の增加を示した。之に供ふて聯合會の預り金も昭和元年度末現在二千三百萬圓たりしもの、昭和二年度末に在りては二千八百萬圓約二割二分增加した。而して借入關係を見るに別表に示すが如く殖產銀行より借入金を爲さず、却つて百萬圓以上の預金を有する向さへあるに至り農事改良其の他特殊用途の預金部低利資金を除く普通借入金は年々減少して大正十三年度末千五百萬圓たりしもの昭和二年度末には四百萬圓に過ぎなくなつた。以上は金融組合聯合會の創立以來經過せる十年の大樣であつて、聯合會は財界の趨的好況の時代に呱々の聲を擧げて、常に極まりなき轉變の間に成長し、金融の大勢を諦視し所屬組合に對しよくその適從する處を知らしめた。今や聯合會も昭和四年に入ると共に各般の施設上更に第二段の活動期に入つたと云ふべきである。

左に聯合會の創立以來各種主要業務の進展狀況を表に依つて示せば次の如くである

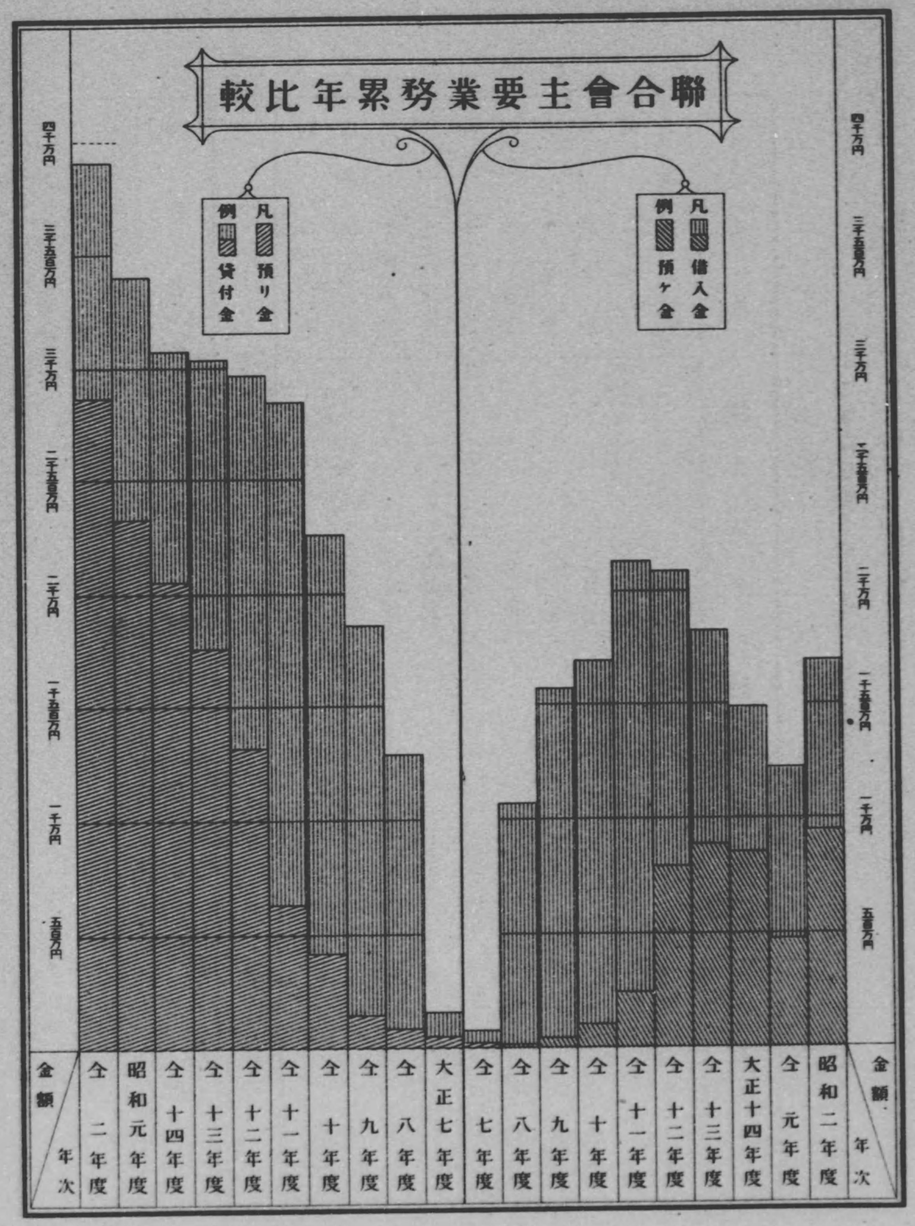

年度別	普通貸付	特別貸付	當座貸越	計
大正七年度	一、二五六、八九六	三一二、七〇〇	五〇、七六二	五、五一九、三三一

貸付金

年度別	普通預金	特別預金	計
同 二年度	二六、九一一、八二二	一、三四六、〇〇〇	二八、二五七、八二二
昭和元年度	二一、七五四、三四六	一、二五六、〇〇〇	二三、〇一〇、三四六
同 十四年度	二〇、〇八五、四四四	五二五、〇〇〇	二〇、六一〇、四四四
同 十三年度	一七、〇六四、〇八四	五一六、〇〇〇	一七、五八〇、〇八四
同 十二年度	一二、五五四、九二八	四四九、八〇〇	一三、〇〇四、七二八
同 十一年度	五、九七五、八五一	四〇七、〇〇〇	六、三八二、八五一
同 十年度	三、八九一、五九二	三九二、〇〇〇	四、二八三、五九二
同 九年度	一、一四六、六〇六	三九六、〇〇〇	一、五四二、六〇六
同 八年度	四九一、三四六	四〇〇、〇〇〇	八九一、三四六
大正七年度	三四六、六二九	六八、〇〇〇	四一四、六二九

預金

累年金融組合聯合會主要業務業績

借入金

年度別	総額	償還済額	償還年度別	償還額	償還残額
大正七年度	一四〇、〇〇〇	二一、〇〇〇	同十年度	三、〇〇〇	三六、〇〇〇
同八年度	二七、〇〇〇	六、〇〇〇	同十一年度	三、〇〇〇	三三、〇〇〇
同九年度	三〇、〇〇〇	三、〇〇〇	同十二年度	三、〇〇〇	三〇、〇〇〇

出資金

年度別	書通貸付	特別貸付	当座貸越	計
大正八年度	九、三〇〇	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	二二、三〇〇
同九年度	一〇、三〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三三、三〇〇
同十年度	一六、〇〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三九、〇〇〇
同十一年度	二一、三〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四四、三〇〇
同十二年度	二五、〇〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四八、〇〇〇
同十三年度	二五、〇〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四八、〇〇〇
同十四年度	三〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五三、〇〇〇
昭和元年度	三四、〇〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五七、〇〇〇
同二年度	三五、〇〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五八、〇〇〇

損金計算

年度別	総損金	総損金	差引△剰余金
大正八年度	一四、三〇〇	三、〇〇〇	△一一、三〇〇
同九年度	二一、三〇〇	三、〇〇〇	△一八、三〇〇
同十年度	二七、〇〇〇	三、〇〇〇	△二四、〇〇〇
同十一年度	三二、三〇〇	三、〇〇〇	△二九、三〇〇
同十二年度	三六、〇〇〇	三、〇〇〇	△三三、〇〇〇
同十三年度	三六、〇〇〇	三、〇〇〇	△三三、〇〇〇
同十四年度	四一、〇〇〇	三、〇〇〇	△三八、〇〇〇
昭和元年度	四五、〇〇〇	三、〇〇〇	△四二、〇〇〇
同二年度	四六、〇〇〇	三、〇〇〇	△四三、〇〇〇

最近金融組合聯合會主要業績

年度別	普通借入金	特別借入金	當座借越	計
大正七年度	四五〇、〇五五	一三六、〇〇〇	一一、〇一〇	五九七、〇六五
同八年度	九、二三五、五七九	一、三二一、〇〇〇	一五五、九〇八	一〇、四七二、四八七
同九年度	一三、六六四、一三四	一、九五〇、〇〇〇	三、八六〇	一五、六一七、九九四
同十年度	一四、八二八、四五七	二、一四〇、〇〇〇	四〇三	一六、九六八、八六〇
同十一年度	一九、一三三、二四六	二、四一〇、〇〇〇	…	二一、五四三、二四六
同十二年度	一八、七七四、〇四九	二、二〇九、〇〇〇	…	二〇、九八三、〇四九
同十三年度	一五、四三八、六九一	二、二五二、〇〇〇	三九〇、〇〇〇	一八、〇八〇、六九一
同十四年度	一三、六六九、七一九	二、二三〇、〇〇〇	五、三六七	一五、九〇五、〇八六
昭和元年度	七、九九五、三四四	四、一五五、〇〇〇	…	一二、一五〇、三四四
同二年度	四、四〇八、四三七	一二、五三三、四三〇	…	一六、九四一、八六七

預り金

（昭和三年三月末日現在）

聯合會名	定期預金	當座預金	特別預金	計
京畿道	二、五三二、八八八	一、七五七、五八八	一三四、〇〇〇	四、四二三、四七六
忠清北道	六〇〇、八八〇	四四九、三八九	六一、〇〇〇	一、一一一、二六九
忠清南道	一、四三七、九〇〇	六四六、七五〇	八三、〇〇〇	二、一六七、六五〇
全羅北道	一、三四三、一八六	五三六、七二一	九四、〇〇〇	一、九七三、九〇七
全羅南道	一、〇一一、五六〇	八八二、八七二	一五四、〇〇〇	二、〇四八、四三二
慶尙北道	一、八一一、〇三〇	八二六、三六〇	一五五、〇〇〇	二、七九二、三九〇
慶尙南道	二、八五七、一八〇	一、〇七八、四五〇	一五八、〇〇〇	四、〇九三、六三〇
黃海道	七一七、五〇〇	九八四、四五七	一一三、〇〇〇	一、八一四、九五七
平安南道	一、三一九、七八〇	七一三、六三九	九一、〇〇〇	二、一二四、四一九
平安北道	一、〇二三、七八〇	六〇九、七九九	九二、〇〇〇	一、七二五、五七九
江原道	六二二、四八〇	三六二、二四九	九七、〇〇〇	一、〇八一、七二九
咸鏡南道	八〇六、五〇〇	三五二、〇二二	七五、〇〇〇	一、二三三、五二二
咸鏡北道	一、四〇八、四三〇	二一九、四二三	四九、〇〇〇	一、六七六、八五三
計	一七、四九二、〇七四	九、四一九、七三八	一、三四六、〇〇〇	二八、二五七、八一二

貸付金

聯合會名	短期貸付	長期貸付	當座貸越	特別貸付	計
京畿道	一、二六二、一二九	一、九八六、七八〇	…	一、一〇八、三〇九	四、三五六、二一八
忠清北道	四七八、八〇〇	一、二九九、一四八	二、八七四	二一三、三五二	一、九九四、一七四

事務所名	短期貸付	長期貸付	當座貸越	特別貸付	計
忠清南道	四九〇〇〇	一〇七〇〇	一〇〇〇	五〇〇	六〇五〇〇
全羅北道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
慶尚南道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
慶尚北道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
全羅南道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
京畿道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
忠清北道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
平安南道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
平安北道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
黃海道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
咸鏡南道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
咸鏡北道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
江原道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
咸鏡南道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
咸鏡北道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
計	四九〇〇〇〇	一〇七〇〇〇	一〇〇〇〇	五〇〇〇	六〇五〇〇〇

第一表

事務所名	短期貸付	長期貸付	當座貸越	特別貸付	計
忠清南道	四九〇〇〇	一〇七〇〇	一〇〇〇	五〇〇	六〇五〇〇
全羅北道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
慶尚南道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
慶尚北道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
全羅南道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
京畿道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
忠清北道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
平安南道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
平安北道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
黃海道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
咸鏡南道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
咸鏡北道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
江原道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
咸鏡南道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
咸鏡北道	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五一五〇〇
計	四九〇〇〇〇	一〇七〇〇〇	一〇〇〇〇	五〇〇〇	六〇五〇〇〇

損金計算

事務所名	總收益金	總損金	差引剩餘金
忠清南道	四九〇〇〇	三五〇〇〇	一四〇〇〇
全羅北道	四〇〇〇〇	二八〇〇〇	一二〇〇〇
慶尚南道	四〇〇〇〇	二八〇〇〇	一二〇〇〇
慶尚北道	四〇〇〇〇	二八〇〇〇	一二〇〇〇
全羅南道	四〇〇〇〇	二八〇〇〇	一二〇〇〇
京畿道	四〇〇〇〇	二八〇〇〇	一二〇〇〇
忠清北道	四〇〇〇〇	二八〇〇〇	一二〇〇〇
平安南道	四〇〇〇〇	二八〇〇〇	一二〇〇〇
平安北道	四〇〇〇〇	二八〇〇〇	一二〇〇〇
黃海道	四〇〇〇〇	二八〇〇〇	一二〇〇〇
咸鏡南道	四〇〇〇〇	二八〇〇〇	一二〇〇〇
咸鏡北道	四〇〇〇〇	二八〇〇〇	一二〇〇〇
江原道	四〇〇〇〇	二八〇〇〇	一二〇〇〇
咸鏡南道	四〇〇〇〇	二八〇〇〇	一二〇〇〇
咸鏡北道	四〇〇〇〇	二八〇〇〇	一二〇〇〇
計	四九〇〇〇〇	三五〇〇〇	一四〇〇〇

第二表

出資金

事務所名	總額	拂込未濟額
京畿道	五〇〇〇〇	一五〇〇
忠清北道	二五〇〇	
全羅南道	二五〇〇	
慶尚北道	二五〇〇	
慶尚南道	二五〇〇	
黃海道	二五〇〇	
平安南道	二五〇〇	
平安北道	二五〇〇	
江原道	二五〇〇	
咸鏡南道	二五〇〇	
咸鏡北道	二五〇〇	
計	五〇〇〇〇	一五〇〇

事務所名	總額	拂込未濟額
忠清北道	二五〇〇	
全羅北道	二五〇〇	
慶尚南道	二五〇〇	
慶尚北道	二五〇〇	
全羅南道	二五〇〇	
京畿道	二五〇〇	
忠清南道	二五〇〇	
平安南道	二五〇〇	
平安北道	二五〇〇	
黃海道	二五〇〇	
咸鏡南道	二五〇〇	
咸鏡北道	二五〇〇	
江原道	二五〇〇	
咸鏡南道	二五〇〇	
咸鏡北道	二五〇〇	
計	四〇〇〇〇	

第三表

組合名	総資金	総損金	差引剰余金
東京江戸川道路	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
千葉北道路	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
千葉南道路	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
茨城県道	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
茨城北部道路	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
茨城南部道路	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
栃木県道	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
栃木北部道路	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
栃木南部道路	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
群馬県道	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
群馬北部道路	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
群馬南部道路	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
計	二七、五〇〇、〇〇〇	二七、五〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇

（各表ト単位ノ圓ト）

表一四

組合名	特別借入金	短期借入金	長期借入金	計
東京江戸川道路	一、五〇〇、〇〇〇	………	………	一、五〇〇、〇〇〇
千葉北道路	一、〇〇〇、〇〇〇	………	………	一、〇〇〇、〇〇〇
千葉南道路	五〇〇、〇〇〇	………	………	五〇〇、〇〇〇
茨城県道	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇
茨城北部道路	一、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
茨城南部道路	五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇
栃木県道	一、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
栃木北部道路	五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇
栃木南部道路	五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇
群馬県道	一、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
群馬北部道路	五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇
群馬南部道路	五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇
計	一六、五〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	二〇、四〇〇、〇〇〇

借入金

表一四

第二章　所屬組合

金融組合聯合會の創立は、寔に金融組合發達上當然齎されたる機關であつて、聯合會の組織ならざる以前に在りては、組合は有無相通ずるの道なく、其の發達に於て行詰りを生じ居りたるは疑なき所である。今聯合會設立を區劃として如何に組合が發展したるかを詳說すれば大正三年度より大正六年度に至る四年間に於て組合數の純增加は五十一組合、組合員數に於て三萬九千六百四十三人貸付金に於て百六十七萬千五百九十四圓、預り金に於て五十七萬三千百十五圓であつて更らに大正七年度より昭和二年度末に至る十個年間の純增加を見ると組合數に在りて三百十五組合、組合員數に在りて三十六萬九千六百三十七人、貸付金に在りて八千百四十一萬六千百四十五圓預り金に在りて六千三百四萬千十三圓であつて之を聯合會設立以前の發達に對比する時は組合數に於て六倍、組合員數十倍、貸付金七十五倍餘、預り金百二十倍餘である。如斯異狀なる發達を示した所以のものは勿論時代の趨勢に依るとはいへ聯合會の創立によつて金融組合が聯合會といふ溝渠を通じて殖銀といふ貯水池に結合し、庶民金融が系統的に成立した結果でなくてはならぬ斯くして資金の細流は、農村の隅々迄浸透して遺憾なきに至つた。而して金融組合の聯合會創立に依つて直接に擧揚した結果を揭げて見ると

第一は　資金充實の方法が完備されたことである。從來とても農工銀行より資金の融通を受け又は代理媒介貸付等に依つて其の方法がない譯ではなかつたが、尙充分なる脈絡系統が備はつて居らなかつたのであるが、聯合會の創設によつて之が缺陷を補つた。

第二は　金融組合相互の資金の有無相通の方法が備つて居らなかつたが、聯合會の創設に依つて或る組合に資金が充溢し、或る組合に不足難を生じて居る場合の如きは之を調節することが出來る樣になつた。

第三は　聯合會の創設に依つて組合の增設の便宜を得るに至つたのみならず、組合の業務全般の進展を招來するに至つた。

如斯金融組合は聯合會の創立せられて以來之を中樞機關として、組合自體に於て確固たる、信用機關を形成せしめ以て資產負債の調和融通を計り巧妙なる機能を發揮して餘裕金はすべて之を聯合會に預け入れ、必要資金は聯合會に仰ぎ、組合本然の使命を全うしてゐる。斯くして昭和三年三月末日に於ては組合數五百七十五、組合員數四十八萬九千八百五十三人を數へ金融組合聯合會の預り金二千八百二十五萬七千八百十二圓の如きは全部所屬金融組合の預金であつて、所屬組合自體の預り金は六千三百六十一萬四千百二十八圓の巨額に達してゐる。次に貸付金に付て見るに各道金融組合聯合會の總貸付高は三千八百九十四萬千六百四十七圓の多額を示し、金融組合の總貸付額八千五百十七萬七千八百六十三圓の四割六分弱である。此等の大部分は、滾々として貯水池より都市農村の隅々迄濕す所の組合員生產資金の用水である。而して組合資金の大勢は都市組合より流れ出でゝ村落に流出するもの多くであつて、此の關係を諦視する時は識者は如何に金融組合聯合會と所屬組合との關係が微妙であり、また一面に於て社會政策上の機鍵を把持して

居るかと云ふことが省察せらるゝであらう。何となれば資金の動向は都鄙を問はず、社會の上層階級の需要に綜合せらるゝものであり、また多くの場合農村よりは都會に集中するは自然の勢であつて就中一度銀行の窓口によりて集まりたる零細なる資金が大を成すに至れば一擧にして上層的需要に振り當てらるべきは疑を容れざる所であらう。然るに金融組合は農村にありては農村の資金の流出を防止し、都市に於ては寧ろ上層社會の資金を弱者階級の爲めに放資し、餘裕金は更らに聯合會と云ふ濾過池を通じて農村を濕すことが出來る。斯くして聯合會は都鄙金融組合間に介在し資金偏在の不權衡を匡正案配する機關としての職能が發揮せられるのである。

金融組合の定時總會（安州金融組合）

如斯金融組合の業績は聯合會と因果關係の下に日に其の大を成しつゝあると共に社會のあらゆる方面の監視裡にあつて種々なる批評論議の中心たるに至つた。吾人は敢て其の論議に對して駁論を試みるものではないが茲に其の一例證を掲記して以て組合業務進展の證左としたい。

「金融組合は中產階級以下を組合員とし、低利資金を供給し、組合員の經濟を圖るといふが事實は之に反して組合員は上層階級に限定せられ、下層階級者は其の恩惠に與つて居らない」といふのである。此の非難の要點とする所は金融組合は其の使命とする下層階級を拋擲して省みない、もつと下層に延びて行かなければならぬといふにあるが金融組合は今日に至る迄、決して下層階級を省みなかつた事實は毫もない。寧ろ或る組合に於ては適量以上に下層階級を抱擁して居る傾がある。今參考の爲に大正十四年末內鮮人世帶數と組合員數の比較表に依つて之を說明したい

（村落金融組合區域內內鮮人世帶の資產程度竝組合員加入狀況表）

摘要＼種別		戶別割賦課等級別	戶別割賦課標準額別	所有土地法定地價別
上	內鮮人世帶數	一一二、三〇六	二一九、九八四	二七三、五〇七
	組合員數	四〇、一三二	六九、六三八	八七、八六七
	世帶數ニ對スル組合員ノ比	三割五分七厘	三割一分七厘	三割二分一厘
中	內鮮人世帶數	六一二、八九八	五六五、一八一	五四三、五六一
	組合員數	一四九、〇〇三	一二三、八三五	一一一、六四一
	世帶數ニ對スル組合員ノ比	二割四分三厘	二割一分九厘	二割〇分五厘
下	內鮮人世帶數	二、四四二、七〇四	二、三八二、七四三	二、三五〇、八四〇
	組合員數	一九五、九〇〇	一九一、五六二	一八五、五二七
	世帶數ニ對スル組合員ノ比	八分厘	八分厘	七分九厘

摘要＼種別		戸別割賦課等級別	戸別割賦課標準額別	所有土地法定地價別
計	內鮮人世帯數	三、一六七、九〇八	三、一六七、九〇八	三、一六七、九〇八
	組合員數	三八五、〇三五	三八五、〇三五	三八五、〇三五
	世帯數ニ對スル組合員ノ比	一割二分二厘	一割二分二厘	一割二分二厘

都市金融組合區域內々鮮人世帯の資産程度竝組合員加入狀況表

摘要＼種別		戸別割賦課等級別	戸別割賦課標準額別	所有土地法定地價別
上	內鮮人世帯數	三、三〇四	一〇、九九四	
	組合員數	一、五四二	三、九一二	
	世帯數ニ對スル組合員ノ比	四六・七%	三五・六%	
中	內鮮人世帯數	二五、一八三	三九、六八六	
	組合員數	七、六七二	八、五二〇	
	世帯數ニ對スル組合員ノ比	三〇・五%	二一・五%	
下	內鮮人世帯數	二五三、四九三	二三一、三〇〇	
	組合員數	一三、三七三	一〇、一五六	
	世帯數ニ對スル組合員ノ比	五・三%	四・四%	
計	內鮮人世帯數	二八一、九八〇	二八一、九八〇	
	組合員數	二三、五八七	二三、五八七	
	世帯數ニ對スル組合員ノ比	八・〇%	八・〇%	

（村落組合の區域に屬する都市組合區域內世帯數及組合員數は計數より除外）

備考

戸別割賦課等級別

一、總等級ノ上三分ノ一ヲ「上」中三分ノ一ヲ「中」下三分ノ一ヲ「下」トス

戸別割賦課標準額別

一、賦課標準額千圓以上ヲ「上」四百圓以上ヲ「中」四百圓未滿ヲ「下」トス

都市組合ニアリテハ賦課標準額三千圓以上ヲ「上」千圓以上ヲ「中」千圓未滿ヲ「下」トス

所有土地法定地價別

一、法定地價五百圓以上ヲ「上」百五十圓以上ヲ「中」百五十圓未滿ヲ「下」トス

表に依つて示すが如く組合員の總數は全鮮戸數の一割二分二厘で約六千八百世帯に對して一組合の割合である。而して之を村落組合に就て見るに上層階級の組合員數は八萬七千八百六十七人で、中産階級の組合員數は十一萬千六百四十一人であり、下層階級の組合員數は十八萬五千五百二十七人の多數を占めて居る。然し乍ら下層階級の世帯數は極めて多數であるから、其の加入

率の點に於て尚寡少なるは蓋し組合の經營が下層階級のみに依つて、完全に其の機能を遂行し得ざるが故に當然の歸納といはなければならぬ。

また「金融組合は社會政策の名に於て低利資金を供給するといふが、事實は高利貸と均しい高率で金を貸して居る。日歩四錢乃至五錢といふ金利では、到底事業資金として經濟の發達の如きは思も寄らぬ」といふものがある。

是れは惟ふに內地の金利と比較しての話であらう、內地と朝鮮の金融の事情が自ら違ふといふことは、何人も認識する所であつて金融組合が今日迄どれほど庶民金融の爲めに盡して來たか若し金融組合なかりしとせば如何なる結果に終つたかは、心ある者の知る處であらうと信ずる。組合創立當時の農家經濟狀況は奈何であつたか、高利貸の跋扈は今日以上ではなかつたかに思ひ到るべしである今尙全鮮の民間貸金業者は最近（昭和三年九月末現在）の調査に於て、其の數內地人二千八百三人朝鮮人七千四百八十五人外國人三十五人合計一萬三百二十三人であつて、貸出總額は九千二百七萬二千二百八十八圓に上り利率は市場貸五十圓未滿月三分五厘乃至四分一厘、五百圓未滿二分六厘乃至三分で最低利率を採るも金融組合施行利率の約倍に當り、年三割一分二厘の高利で最高は年五割の高利を搾取しつゝある。更らに質屋業の實況は內鮮人竝に內外國人を併て合計千四百六十三戶で、其の貸出高は八百二萬二千六百八十圓で利率一圓未滿月五分八厘、十圓未滿月五分二厘、五十圓未滿月四分五十圓以上月二分五厘であつて、此等の事實より見て金融組合としても斷じて理想に近接するに吝なるものではない百尺竿頭一步を進めて今後下層階級を益々多數に抱擁し又金利の低下を圖つて、今日より以上に社會的效果を擧揚せんことに精勵すべきは言を須たぬ。

第三章　所屬組合の資金調節

金融組合の資金を調節することは、金融組合聯合會の主要なる業務であつて、聯合會設立の趣旨は源を玆に發すると稱するも可なりであらう。如何なる事業に於ても個々に散在し居るよりは一體に結合するを最良となすは自明の理であつて、或る一方の金融組合の資金に餘裕を生じた場合、或は不足を來した場合に之を調節して即ち各箇の分立と事業分量の小なるが爲めに被る經濟上の損失を除去するは、極めて必要のことであらねばならぬ。而して資金調節の根源たる金融組合資金の系統に關しては、大體第一編に於て殖産銀行との連絡事項に之を說べた所であるが現在に在りては、金融組合の資金は出資金、預り金等の自作資金を除いては之を聯合會に仰ぎ、聯合會は殖産銀行によつて供給せられてゐるのであつて大藏省預金部の低利資金も殖産銀行を經て聯合會より村落都市竝に所屬法人組合に供給せらるゝのである。

法規の示す處に從ひ相互扶助の精神に則りまた金融組合に於ける預り金法定拂戻準備金及其の他の餘裕金は一手に聯合會に預入せしむるの外、借入金も亦聯合會以外よりの借入を許さない斯く組合及聯合會間にありては完全なる專屬取引が行はれて居るのは著しき特色を爲すものである

今聯合會が創立以來十年間に於ける貸付金、預り金、借入金の金利は左の通りである。

年度別	貸付金 最高	貸付金 最低	預り金 最高	預り金 最低	借入金 最高	借入金 最低
	年 割分厘	年 割分厘	年 割分厘	年 割分厘	年 割分厘	年 割分厘
大正七年度	一・一〇	〇・六五	〇・六〇	〇・五〇	〇・八七	〇・七〇
大正八年度	一・一〇	〇・六〇	〇・六二	〇・五一	一・〇二	〇・五一
大正九年度	一・二〇	〇・六〇	〇・七二	〇・五三	一・二一	〇・五七
大正十年度	一・二〇	〇・六〇	〇・七九	〇・六一	一・一三	〇・五七
大正十一年度	一・二〇	〇・六〇	〇・八〇	〇・六二	一・一三	〇・五七
大正十二年度	一・二〇	〇・六〇	〇・八〇	〇・六二	一・一三	〇・五七
大正十三年度	一・二〇	〇・六〇	〇・八〇	〇・六五	一・一三	〇・五八
大正十四年度	一・二〇	〇・九〇	〇・八〇	〇・六五	一・一二	〇・五九
昭和元年度	一・五〇	〇・五〇	〇・八〇	〇・六二	〇・九〇	〇・五九
昭和二年度	一・五〇	五・五〇	〇・八〇	〇・五五	〇・八五	〇・五九

尙聯合會に於ける所屬金融組合の資金調節は組合業務の指導と併せ行はるゝの關係上單に餘裕金を預り所要資金をその申出によつて貸付すると云ふが如き受働的調節のみではない寧ろ往々能働的に調節の任務を盡すことが必要であり常に資金借入金の元利償還の資源たる出資拂込金準備金、組合員預金の增加額貸付金の回收額等詳細その內容を點檢し、殊に長期資金の如きは借入期間中の運用計畫に就て當否を考査し、組合とその金額、期間等を協定する等聯合會は創立以來

常に所屬組合の業務狀態に關して格段なる注意を拂ひしは勿論資金の過不足按配に對しては、所屬組合環境の事情と道內經濟狀態の變轉に隨伴して所屬組合をして急激に單位の擴大を圖り、分量の增加を來し、資金貸付が的確なる判定を誤るが如きことなきやうに導き來つたのであるが、さりとて徒らに緊縮方針を以て臨み、姑息因循となり委縮するが如きも、堅確なる業態にあらざるを以て、斯くの如きは資金の充分なる供給と共に、積極的指導を與へたところである。而て聯合會成立後所屬組合は前述の如く全部聯合會に專屬取引を爲し以て聯合會が適正に資金供給の道を誤らなかつた爲めに、能く聯合會を中心として隔意なき氣脈を通じて各組合間一絲亂れず確固たる今日の隆盛を見るに至つた。

當て河內山財務局長は理事長會議の席上聯合會の資金調節に關し左の訓示を與へられてゐる

聯合會は所屬組合の資金調節と業務指導との重任を負うて居る。資金調節に付ては所屬組合資金需要の緩急と殖產銀行資金供給力とを勘案し其の運用宜しきを制せねばならぬ、殖產銀行本年度中の資金融通に付ては、既に相互の協讓圓滿に決定したれば多く云ふを要せぬが、元來金融組合が現今の如く運轉資金の大部分を借入金に待つは、其の本來の目的ではない、將來組合は出資金の增加預り金の吸收に力を用ひ、組合資力の充實を圖ることが肝要である。聯合會は此の點に注意し、各組合をして出資金の增加竝預り金の吸收に努力せしむると共に、各組合間の資金の需給關係を圓滿ならしめ、資金を最も有效に利用せしめなければならぬ。組合の指導に付ては道當局との連絡を密接にし道當局の監督方針に則り、相協力して其の指導の任に當るべきは勿論なるが、聯合會の組合に對する指導は親切を旨とし實地指導を主ごせねばならぬ。

第四章　所屬組合の業務指導

金融組合聯合會の所屬組合に對する業務の指導に關しては、一は文書に依つて絕えず其の個々の組合の環境、並に特種の業務狀態を考査して適切なる指導を爲し來つて居るが、一は必らず年一回以上定期又は臨時に其の組合に臨みて周到なる調査を爲すと共に、完璧にして懇篤なる指導を加へ以て今日に至つて居る。其の大體の方策として先づ組合をして組合員に對する資金貸出の方針は適切嚴正を期せしめ、一面組合員に精神的敎養を與へ貯蓄を奬勵し、會計事務の管理は適正にして、且つ事務取扱の統制を圖り、職員の能率を擧揚せしむるが如きは各道聯合會に於ける共通の事項であつて、其の他組合の業務區域其の他の關係上組合員增募の勸奬特種施設の勵行等は必ずしも各道を通じて皆一樣ではない。惟ふに金融組合聯合會の指導業務は重且つ大であつて、細心にして周綿密であると同時に屢切叮嚀で、自治的でなくてはならぬといふことは必然であらう聯合會創設當時金融組合聯合會理事に對して度支部長官は所屬組合指導事項に關して次の如く指示を與へて居る。

一、聯合會ハ組合ノ資金ヲ調節シ組合業務ノ指導ヲ爲シ、組合相互ノ聯絡及業務上ノ便宜ヲ圖ルカ爲メ常ニ必要ナル措置ヲ怠ラサル樣注意スヘキハ勿論ナルモ、組合ヲシテ單ニ聯合會ノ發動ニノミ依賴セシムルコトナク、自ラ聯合會設立ノ本旨ニ鑑ミ常ニ組合ハ聯合會トノ連鎖ヲ密接ニシ且ツ聯合會

ヲ通シテ組合相互ノ聯絡ヲ保持スル樣注意セシムルコト。

二、組合業務ノ指導ハ常ニ實質的ナルヲ要ス形式ノ末ニ拘泥スルトキハ遂ニ組合設立ノ趣旨ヲ貫徹スル能ハサル而已ナラス組合ヲシテ倦怠ノ念ヲ起サシメ甚タシキハ聯合會ト意思ノ疏隔ヲ來スニ至ルヘシ指導ハ積極的ナルヲ良トス徒ラニ消極ニ流レ組合ノ活動ヲ制限シ其ノ自由ヲ束縛スルカ如キハ聯合會設置ノ本意ニ非ラス萬一消極的整理ヲ要スル場合ニ於テモ猶進取活動ノ間ニ能ク其ノ目的ヲ達セシムルヲ要スヘシ指導ハ又具體的ナラサルヘカラス。

今各道金融組合聯合會の今日に至れる指導方法並に指導事項を綜合して序說すれば次の如きものがある。

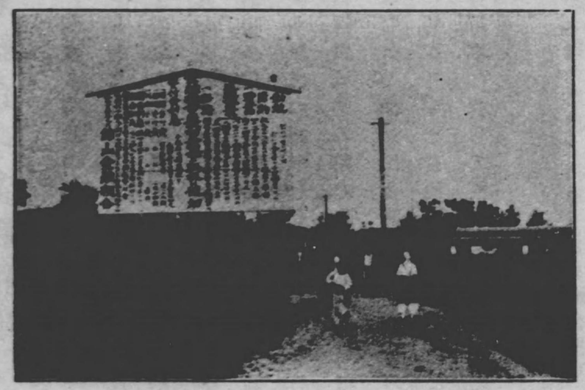

錦山金融組合宣傳標木

三、組合業務ノ調査ハ主トシテ實地調査ニ重ヲ置キ、煩瑣ナル報告ヲ徴スルカ如キハ徒ラニ組合ノ業務ヲ複雜ナラシムルノ弊アルヲ以テ成ルヘク之ヲ避クルコト。

一　組合員の精神的訓練に關する事項

(イ)組合是の制定

金融組合の如く高遠なる理想を遂行せむとするには、其の組合員の精神的訓練に意を用ひ彼等の心田を開拓して自助心の發動を促さなければならぬ。精神的訓練にも種々の手段もあり方法もあるであらうが協同精神の涵養に關しては、金融組合員全體に共通なる組合是を制定して確固たる方針の下に之を遵奉すると云ふが如きは當然のことに屬する。

於此金融組合聯合會の成立以來組合是の制定を企圖し、常に組合員の信念を強固にし共同自助の精神の陶冶に力を用ひて居るが、各道に於て事情の多少異なるものがあり、一樣に之を定め難いが今忠淸南道に於ける組合是を掲げて參考に供し度い。

第一條　組合員ハ共同精神ノ向上ヲ期シ一致團結ノ實ヲ擧クヘシ

第二條　組合員ハ勤儉節約ヲ旨トシ努メテ貯蓄ヲ實行スヘシ

第三條　組合員ハ法令定款ヲ遵守シ指導ニ從ヒ模範組合員タルヘシ

第四條　組合員ハ信用ヲ重シ約束ヲ確守スヘシ

(ロ)組合員加入式の擧行

組合員をして眞に組合を理解せしめ、共存共榮の根本觀念を養成せしめむとするには加入の

刹那に於て最も崇嚴にこの協同の眞劍味と信念を與へ、以て眞に組合主義の綱素としての心を養はなくてはならぬ。組合員の加入式は恰も軍隊の宣誓式であり、學校の入學式であつて、加入に一定の日時を定め、組合長理事より新入組合員に組合の趣旨は勿論のこと、將來組合員としての心得など諄々説明するのであるが、目下各道でも逐次實行するもの漸く多きを加へ、聯合會に於ても極力勸奬中である。

(八)部落懇親會の開催奬勵

部落部落に住居せる組合員の會合を求め、農談會の如きものを開催して組合員のなるべく優良なる組合員の多數住居せる部落を模範部落に撰定し、養鷄の奬勵又は一戸必ず一頭の畜牛の購入を爲さしめ、郡畜産組合等と連絡して保護をなし、改良農具二三組を組合に

金融組合の組合員加入式（錦城金融組合）

(二)模範部落設置奬勵

て貸與し、共同使用に便ならしむ。其の他模範部落の組合員には左記の事柄に就て干與し、眞に自治共榮の村落を建設すること。

尙具體的の方法は多少各道に於て方針を異にするものありと雖も、大體は前記の如くであつて唯模範部落は當分一組合一部落位に限定し、周密なる指導を與ふることゝなり居れるがその成績極めて良好である。

金融組合部落主婦懇親會（蔚山金融組合）

(ホ)組合員待遇上の設備

組合員に對して眞に敎養を爲さむとするには、組合役職員が組合員を待遇するに親切を第一とし、殊に理事の如き常務を執行するものにありては、親しく自ら組合員と應接して、慈父の態度を以て臨まなければならぬ。故に各組合員をして事務所新築等の場合に當つては組合員の控室を設くる樣設計を爲し、努めて組合員の待遇に就て考慮を拂ふ樣注意を促して居る。

(ヘ)優良組合員の表彰

金融組合員にして組合に於ける出資金の拂込、借入金利息の支拂に關して遲滯したることなく、また貯金を續行して組合員の模範となるもの、如きは、之を表彰して益々組合の効果顯揚の

實を擴大するの要あるを以て、組合をして總會等の機會を利用して優良組合員の表彰を行はしめて居る。

(ト)組長制度の設置

多數の組合員の爲めに協同の精神を養ひ、金融組合員としての行動を模範的に統制せむが爲めには、獨り少數なる法定の役員のみにては能くする能はざるは明かなる所である。故に聯合會にては、組合をして評議員の外に組長制度を設けしめ、組合員と組合との連絡機關となすの外專ら組合員を指導して組合精神の普及を圖らしめてゐる。

二　組合主要業務上の指導方針

(イ)指導金融の勵行

組合に於ける理事者の貸付決定を爲すにあたりて組合員をして正直にその資金使途の方法を申出しめ、信用狀態に應じて適切なる金融を與ふることは頗る重要なる事項であるから、各道聯合會に於てもこの指導貸付を勵行してゐる。組合員の信用程度表の作製は業務監督規程の示す處に依つて執れも實行してゐるけれども、時に形式に流れ、情實に囚はれる向がないではない、聯合會は眞に組合經營の上に於て組合員の内的生活を檢討して、精密なる調査を勵行せしめてゐるが、本調査にして嚴密適確であつたならば、貸付金の回收の如き容易なるべきは何人も否定し能はざる所であらう。今や全道金融組合に於て信用程度表の設備なきものなく、專ら是が完璧を期してゐる狀態である。

(ロ)貸付利率の改善

金融組合に於ける貸付金利率の改善に關しては、各道聯合會に於ては常に細心なる注意を拂つて可成低廉にして、組合員に利益を與へむことに仕向けてゐる。從つて聯合會の組合に對する貸付金の歩合は出來得るだけ低廉となしてゐる結果、各組合貸付金利率も地方の金利よりは餘程低利である。然ふことも決して輕視すべき性質のものではない。常に記帳、現金出納の適正を期し、職員の統制良きを得ざれば、組合員の指導等其の他萬般の業務が完全に發達すべき理由がない、故に各道聯

鳳山金融組合模範部落

(ハ)組合内部の業務整理と自己檢査の勵行

組合内部の事務の整理とい

合會に於ては左の事項に就て專ら指導奬勵を加へて居る。

一、年々研究を重ね帳簿、諸用紙樣式の改善統一

二、諸規程を作り事務を整備せしめ、且業務執行上牽制組織を確立せしむること

三、自己檢査の方法として監事監査規程並職員の事務分掌、事務の交互檢査內規を定めて實行せしむること

四、事務員の能率增進に關しては每年書記講習會を開催するの外、常時に關係法規又は業務經營上の宿題を課し答案せしむる等の方法

(ニ)擔保物の鑑定方法と實地鑑定

擔保物鑑定方法は聯合會より規準を示し又從來動もすれば嚴正を缺き、一部の組合にあつては机上鑑定のみ行ひて實地鑑定の省略を爲す等兎角遺憾の點ありしに鑑み、近時は各聯合會に於ては組合の實地鑑定を勵行せしめ、一層鑑定の正確を來すに至つた。

(ホ)組合員の貯蓄奬勵に關する事項

金融組合の預り金狀態を見れば一般に非組合員預金多額であつて、組合員の預金比較的小額であるから、近時各道に於ても極力組合員の預り金殊に貯蓄預金の奬勵には力を盡して、組合を指導鞭撻してゐる。就中左の方針を體して專ら督勵中である。

一、貯金一人一口主義

組合員には必ず一口以上の貯金を實行せしむること

二、貯金目的の確立

組合員の生活狀態に順應し、地方產業事情に則したる貯金目的例ば敎育、耕牛購入、桑園購入、蠶室購入の如き各目的を達成せしむるの手段たるもの

右の預入資源としては、副業奬勵を主とし收入の一部を割き或は貯金箱を配付して之れが實行を爲さしむ。

三　其の他一般的指導に關するもの

(イ)組合員に下層階級を抱擁せしむること

現在組合員の總數は全鮮戶數の一割三分五厘に當り、六千三百戶に對して一組合の割合であつて、全鮮總世帶數に在りて資產乏しく最下位に屬するものは組合員數の四割强を占めてゐる而して中產階級は上層階級より多く、下層階級は更らに中產階級よりも八割乃至十割程多く、上層階級と中產階級を合せた數が恰も下層階級者の數と一致してゐる。故を以て金融組合は決して下層階級を無視しては居らないけれども組合は益々下層階級の組合員を加入せしめ、組合員の增加を圖らむとするは極めて肝要のことに屬するを以て、各道聯合會に於ては極力此の方

針を以て組合有終の目的を達成せしむべく組合を指導鞭撻してゐる。

(ロ)理事見習の教養

理事見習の教養に關しては、當初道廳所在地村落組合の配屬となしたるも、教育の成績十分と認め難かつたので、大正十四年七月以後聯合會に配屬せしめ之を教養することゝなり、關係法規、組合經營方法其の他一般實務に亙つて研鑽せしむるの外、內地人見習に對しては朝鮮語をも修習せしめて居る。

(ハ)書記講習會の開催

及日報を利用し以てその都度適正なる調査指導をなして居るが文書による調査就中日報によるものに就ては所屬組合との連絡と云ふ事項に關係があつて特述する必要生ずるを以て、その詳細

金融組合書記講習會（忠清南道）

各組合指導の方法として、毎年一回書記の講習會を開催し、組合業務上の取扱方並に組合に關する簡易なる學術を授けて事務能率の擧揚に努めてゐる。

四　組合の業務調査

組合の業務調査を分ちて(1)文書による調査と(2)實地調査の二つに大別するが文書による調査は主として公文

は第五章に於てなすこと、しこゝには主として實地の調査に關して說述することにするも原より金融組合聯合會の所屬組合に對する指導は單に定期に文書を提出せしめ又は照會を發して回答せしむるのみでは完璧を望まれないので、年一回以上は必らず實地調査を行ふことに定められてゐる。抑々聯合會の組合に臨むや、懇切周到なるべきは勿論であり、若し散漫にして不徹底であつたならば、資金の供給を受くる殖產銀行の積極的金融援助も覺束なきに至るべく、又一面聯合會が組合の自治的共同監査機關として、組合の社會的信用をも支持し一般預金者、債權者等の利害關係者に保證する責務をも全うし得られざるに至る重大な結果に陷るを以て、實地調査は細密に之を行ひ、寸毫遺漏なきを期してゐる。

（大正十三年三月十二日財務局長通牒）

一、聯合會ノ所屬組合ニ對スル業務ノ實地調査指導ハ其ノ營業方針ヨリ一般事務ノ內容取扱手續ニ至ル迄網大漏ナク周到ニ行フヲ必要トスルモ就中記帳計算上ノ誤謬及不正詐欺ハ概シテ組合ノ職員少數ニテ其ノ會計組織單純ナルカ爲メ動モスレハ內部牽制力薄弱トナリ最モ發生シ易キニ付之カ發見竝再發防止ニ關シテハ寸毫遺漏ナキヲ期スルヲ要ス、而シテ之カ實地調査ニ當リテハ最初ヨリ猜疑ヲ以テ臨ムカ如キ元ヨリ深ク戒メサル可ラサル所ナルモ、會計事務全般ニ亙リ克ク冷靜ナル判斷ト周到ナル注意ニ依リ其ノ計算上ノ正否ハ勿論實質的當否ヲ徹底的ニ査閱シ苟モ其ノ調査ヲ曖昧ニ附スルカ如キコトナキヲ要ス

一、實地調査ノ報告ハ組合ノ事務整理上糊塗彌縫ノ惡風ヲ助長シ、又職員ノ士氣ヲ殊緩シ不注意惹慢ノ弊ヲ生セシメ、延ヒテハ不正詐欺ヲモ誘發スルニ至ル惧アルニ付當分之ヲ絕對ニ廢止スヘシ

一、實地會計調査ハ單ニ調査當時ノ貸借對照表諸勘定殘高、倉庫保管貨物現在高等ノ貸借勘定以外ノ物件

ノ實在及其ノ評價ノ當否ヲ吟味スルニ止マラス，原則トシテ各貸借勘定ニ付遡及シ當該期間内ノ各種帳簿ノ合計額及轉記ノ正否査閲ヲ行フハ勿論，取引全部ニ付諸帳簿記入ノ正否，記入落ノ有無ヲ關係記錄證憑書類ニ照査吟味スルヲ要ス

尚媒介貸付金及取立手形其ノ他ノ諸取立金ハ取引先銀行ニ就キ檢證スヘシ

一貸借勘定中預リ金貸出金預ケ金ノ照査ハ左記ニ依リ遺漏ナキヲ期スルヲ要ス

1各種預リ金ノ元帳及記入帳ニ於ケル拂戻ハ之ヲ預ケ主ヨリ徴セル貯蓄預金受取書，小切手，預金證書等ノ拂戻證符日記帳若ハ傳票ノ記載ト對査スルコト，又第三者ヲシテ保管セシメ居レル動產擔保物件，登記又ハ訴訟ノ爲他人ヘ預託シ居レル權利證書類ニ關シテハ其ノ全部又ハ一部ヲ之カ保管者ニ就キ調査スルコト

金融組合理事の組合員家庭訪問

3預ケ金ニ付テハ總勘定元帳又ハ預金補助帳簿ノ各受拂ヲ預金通帳，預金證書，振替貯金ノ受拂通知票及拂出書原符，當座預金入金票，小切手引出通知書ノ各原符等ノ證憑書類ト照査スルコト，但シ補助帳簿ニ依リ照査ヲ行フ場合ハ豫メ當該期間内日々ノ殘高ヲ總勘定元帳殘高ト照合スルヲ要ス，對照スヘキ證憑書類缺如スル等預ケ金ノ受拂ヲ確認シ難キ場合ハ直ニ直接預金先ニ照會スルコト

2貸付金元帳，手形割引元帳等ニ於ケル各貸出金殘高ハ之ヲ手形，債券證書類ト照査シ，收入利息及割引料ハ領收證書原符，當座預金入金票，小切手引出通知書ノ各原符等ノ證憑書類ト照査スルコト，但シ補助帳簿ニ依リ照査ヲ行フ場合ハ豫メ當該期間内日々ノ殘高ヲ總勘定元帳殘高ト照合スルヲ要ス，對照スヘキ證憑書類缺如スル等預ケ金ノ受拂ヲ確認シ難キ場合ハ直ニ直接預金先ニ照會スルコト

一照査ヲ了セル帳簿ノ各記錄關係各證憑書類ニ對シテハ調査員ニ於テ凡テ照査濟ノ印ヲ付スルヲ要ス

照査濟ノ印ハ二種ヲ用キ照合セル證憑書類ノ完備セルモノトヲ以テ分チテ之ヲ付シ次回調査ノ簡捷ヲ圖ルヘシ

一前各項ニ依ル取引ノ遡及精査ニ付テハ平素ノ報告調査等ニ依リ之カ全部ニ亙リ行フ要ナシト認メ得ル場合ハ定期預金以外ノ預リ金貸出金，組合員出資金利息割引料及配當ヲ含ム）及雜益中組合貸付金ノ擔保鑑定料出資拂込過怠金ヲ限リ關係元帳ノ各口座ニ就キ調査當日ヨリ一箇月間乃至數箇月間遡リテ照査シ，且適宜一部分ノ口座ヲ選擇シテ前回調査日迄遡リ照査檢算ヲ行フニ止ムルコトヲ得

右拔調査ノ口座ハ普遍的ニ之ヲ選定スヘシ，但シ帳簿ノ記入ニシテ金額其ノ他ノ記載事項ニ不明書入又ハ改描ノ形跡アル等不備アルモノ又ハ對照スヘキ筆蹟印鑑ヲ缺如シ若ハ之ト相違セルモノニ付テハ必要ト認ムル場合ハ遲滯ナク相手方ニ就キ適宜ノ方法ニ依リ檢證スヘシ

（大正十三年十一月六日　大正十五年十一月三日　財務局長通牒）

第五章　所屬組合の連絡其の他の事業

聯合會と所屬組合との連絡を圖るといふことは、實に重要なことであつて常に聯合會に於ては組合の業務狀態並に組合職員の動靜等が鏡に寫すが如く明瞭でなかつたならば、是れが指導機關としての完全なる任務を遂行し難きは言を須ひざる所である。殊に資金運用のごときに至つては、債權銀行に對する保證的の立場にある以上、更らに肝要のことであらねばならぬ。今連絡に關する主なるものに就て之を略述したい。

(イ)　日報に於ての連絡

聯合會の設立以來所屬組合との連絡に關しては相當留意を爲し來つたのであるが、大正八年四月二日理第七四一號を以て業務上の連絡に關して度支部長官より通牒する處があつた、今參考の爲め之を揭記すれば左の如くである。

金融組合聯合會ト所屬金融組合トノ連絡ニ關シ別紙手續ニ依リ取扱ハシメ度候ニ付貴管下聯合會各組合ニ對シ夫々御示達ノ上成ルヘク速ニ實施セシメラレ度及通牒候也

追テ實施ノ際ハ各組合ノ貸付金現在高ヲ組合員毎ニ第二項ニ依リ傳票ヲ作製シ聯合會ニ提出セシメラルル樣致度申添候也

一、金融組合ハ左ノ樣式ニ依リ日報ヲ作製シ每日組合ノ業務其ノ他ノ狀況ヲ聯合會ニ報告スルコト

金融組合カ聯合會ニ對シ質疑又ハ照會スル事項ハ成ルヘク日報ヲ利用スルコト

二、日報ニハ出納ニ關スル傳票ノ複寫ヲ添附スルコト

傳票ニハ當該組合員ノ番號及其ノ出納金額ニ對シ計算ノ基ク所ヲ明記スルコト、尙貸付金ノ出金傳票ニハ返濟期日、利率、用途、當該組合員ノ信用程度、點數、擔保品ノ種類、數量、價格及保證人(組合員ナルトキハ其ノ番號、組合員外ナルトキハ其ノ信用見込ヲ附記ス)ヲ記載スルコトヲ要ス

組合員ノ番號ハ一組合員ニ對シ一號宛トシ番號ノ見出帳ヲ設ケ、出資元帳、貯蓄預金通帳及貸付金等總テ此ノ番號ヲ以テ整理スルコト

三、聯合會ハ各組合ノ日報及傳票ヲ調査シ其ノ報告事項其ノ他ニ付執務ノ參考トナルヘキモノハ每月一回以上之ヲ各組合ニ通報スルコト

日報ニ記載シタル金融組合ノ質疑又ハ照會ニ對シテハ、其ノ回答案ヲ當該日報ニ朱書シ原議ヲ省略スルコト

四、聯合會ハ調査濟ノ日報ヲ各組合每ニ順次編綴シ之ヲ保存スルコト

五、聯合會ハ日報ニ添附シタル傳票ノ內貸付金ニ屬スルモノハ之ヲ臺紙ニ貼付シ各組合每ニ組合員番號順ニ整理シ常ニ組合員ニ對スル資金貸付ノ狀態ヲ調査スルコト

其ノ他ノ傳票ハ各組合每ニ各科目別又ハ組合員番號順ニ編綴シ之ヲ保存スルコト

六、聯合會ハ所屬組合現況記入帳ヲ設ケ各組合每ニ口座ヲ別チ金融組合ヨリ提出スル每月實際報告表ニ依リ之ヲ記入スルコト

七、聯合會ノ貸付金元帳ニハ當該組合ノ借入金認可申請額、認可年月日、認可金額及其ノ期間ヲ記入スルコト

八、從來金融組合カ道廳ニ提出シタル業務ニ關スル旬報又ハ月報等ハ今後之ヲ廢止スルコト

日報ノ樣式

組合長　印
理事　印

何々金融組合日報

年　月　日

科目	入金		出金		業務概況
	口數	金額	口數	金額	
出資金					組合員ノ増減預金及貸付金消長ノ事情其ノ他組合業務ニ付キ平常ト異リタル事項ニ付其ノ理由等ヲ記載スルコト
拂込濟出資金					
貯蓄預金					
何々					
何々					
合計					
殘高	前日		本日		

通知照會	雜件	人事往復	庶務ノ要件
金融組合聯合會ニ對シ質疑照會又ハ物品ノ購買等ヲ委託スル場合其ノ要件其ノ他ノ通知事項ヲ記載スルコト	天候ノ激變物價ノ騰落金利ノ昂低其ノ他特殊ノ出來コトヲ記載スルコト	職員ノ任免、勤怠、出張發着及來訪者等ニ關スル事項ヲ記載スルコト	總會、評議員會ノ開催及其ノ議決シタル事項ノ大要監督官廳ノ命令通達等ニ依リ執行シタル事項其ノ他緊要ナル處務ノ要件ヲ記載スルコト

(ロ)　會報の發行

一道内に於ける金融組合業務の消長或は研究施設等を發表し又組合役職員の動靜等を通報せむが爲め各道金融組合聯合會に於ては夫々機關雜誌として會報を發行してゐる。この會報は體裁等は兎も角として內容に於ては頗る金融組合役職員に智的刺戟を與へ、各地方的特色を有して居つて、業務區域内の產業方面に關聯した金融事情を滿載する向もあり、眞に實際の組合運動に資するところ尠からざるを信ずるものである。

(ハ)　共同購入

金融組合の業務を指導する上に於て、是非とも共同的に必要なる帳簿用紙の如きは、聯合會に於て統一して供給することは便利であり、且つ廉價に而も良品を得る爲めに共同購入をなすは、組合の連絡上に於ても必要なる事なるが故に、相當各道聯合會に於ても努力し來つたところであるが金融組合協會設立後は聯合會の仲介によつて、協會がこの任に當り全鮮的に調辨事業を取扱ふに到つた。

組合と組合間の連絡

而て尙組合と組合間の連絡に關しては從來特記すべきものがなかつたのであるが、昭和四年金融組合令の改正によりて金融組合は朝鮮總督の認可を受け、他の金融組合の業務を代理するの道が開かれ、玆にその缺陷が補足せらるゝに至り今後の利便は蓋し見るべきものが尠くないであら

うと信ずる

第五編　金融組合令、金融組合業務監督規程及定款案

第一章　概況

茲に說述せむとするは金融組合令、金融組合業務監督規程及び之に關聯する金融組合及金融組合聯合會の定款案の改廢制定に就て、其の變遷の狀況を述べ、併て法の精神とする處を推斷し、之が運用の局に當るものの參考に供し度いと思ふ。

およそ金融組合法規の改正を窺知するに過去二十有春秋、時勢の進展につれて內容外觀に於て著しく變化の跡があるが、何れも組合事業の發達に適應せるものであることは云ふまでもない、而して現在に於ける社會相を通觀すれば我が朝鮮にありても、金融組合運動に成功するかしないかの問題は、中小產階級の生活に極めて深く關係があり、此の成否は政治的にも經濟的にも重大なる因緣があるに依つて常に調査研究が遂げられ、始めて光武十一年五月地方金融組合規則が制定發布せられ、大正三年五月地方金融組合令の發布を見、爾來大正七年六月第一回の改正。昭和四年四月第二回の改正が行はれ現今に到つた。

第二章　金融組合令

第一節　地方金融組合規則の發布

金融組合令は金融組合の根本的法規であつて、其の沿革は明治四十年(光武十一年)五月三十日勅令第三十三號を以て發布せられ即日施行せられた地方金融組合規則を以て其の前身とする。即ち此の地方金融組合規則は金融組合法典の最初のものであつて、大正三年五月金融組合令發布以前は總て此の規則に依つたのであるが、其の趣旨とする處は、農工銀行等の金融機關なき地方邊隅にあつて、細民階級の農民の爲めに、金融を與ふると同時に、農業の發達を圖り、兼ねて舊貨の引上新貨の散布を爲さしめむが爲め發布せられたものである。當時に於ける農民の生活狀態に就ては既に說述した如く、多年虐政の下に苦められ困窮筆舌に盡すこと能はざる程であつて、僅かに糊口と稱する小人數の組合式のもの行はれ居たるもいふに足らず、また社倉の制度が其の形骸を存して居つたとはいへ、弊害多くして行はれず、地主或は高利貸によりて辛じて其の生計を繼けたる有樣であつたので、地方金融組合の設立によつて彼等の金融を圖り、其の窮狀より救出せむことを企圖せられたのである。今茲に其の規則の全文を掲記せば次ぎの如くである。

地方金融組合規則（光武十一年五月三十日勅令第三十三號）

第一條　地方金融組合ハ農民ノ金融ヲ緩和シ農業ノ發達ヲ企圖スルヲ目的トスル社團法人ナリ

第二條　地方金融組合ハ一郡又ハ數郡內ニ住所ヲ有シ農業ヲ營ム者ヲ以テ之ヲ組織ス但シ其設立區域ハ第十三條ノ規定ニ依ル

第三條　地方金融組合ノ責任ハ其財產ヲ以テ限度トス

第四條　地方金融組合ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス

一、組合員ニ對シ農業上ノ必要ナル資金ノ貸付ヲ爲スコト

二、組合員ノ爲メニ其生產シタル穀類ヲ倉庫ニ保管スルコト

前二項ニ揭クル外地方金融組合ハ左ノ業務ヲ兼營スルコトヲ得

一、組合員ニ對シ種苗肥料農業上ノ材料ヲ分配又ハ貸與スルコト

二、組合員ノ爲メニ其ノ生產物ノ委託販賣ヲ爲スコト

第五條　前條第一項第二號ノ業務ヲ執行スル爲メ地方金融組合ハ郡衙附屬ノ倉庫ヲ使用スルコトヲ得

第六條　地方金融組合ニ組合員ノ選擧シタル組合長一名評議員若干名ヲ置ク

第七條　地方金融組合資金ニ充ツル爲政府ハ若干ノ金額ヲ之ニ下附スルコトアルヘシ

前項ノ下附金ヲ受ケタル組合ニ對シテハ度支部大臣ハ其推薦シタル理事一名ヲシテ組合ノ常務ヲ執行セシムルモノトス

第八條　地方金融組合ハ其ノ經費ニ充ツル爲メ各組合員ヨリ毎年金貳圓以下ノ組合費ヲ徵收スルコトヲ得

第九條　地方金融組合ハ業務ノ必要ニ應シ起債ヲナスコトヲ得

第十條　地方金融組合ノ利益ハ組合ノ共同基本金トシテ之ヲ積立ツルコトヲ要ス

第十一條　地方金融組合ノ業務成績及損益計算ハ毎年一回之ヲ組合員總會ニ報告スルコトヲ要ス

第十二條　地方金融組合ノ業務ハ度支部大臣ノ監督ニ屬ス
第十三條　地方金融組合ノ設立ニ關スル方法ハ度支部大臣之ヲ定ム
第十四條　本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
右規則中明治四十三年八月二十九日韓國併合に及び同條文中度支部大臣とあるを朝鮮總督と改正せられた。

第二節　地方金融組合令の發布

明治四十年地方金融組合規則の發布以來、朝鮮産業開發に對する政府の施設進捗すると共に、世運は駸々として一日も息まず、殊に經濟の發展に伴ひ、金融組合業務は次第に繁劇を加ふるに至り其の成績大に見るべきものあるに至つたので、政府は茲に組合規則の改正を企て、大正三年五月二十二日制令第二十二號を以て地方金融組合令を公布し、同年九月一日より施行することゝなつた蓋し各機關の機能を發揮せしめ、經濟の發達に貢獻せしむる上に於て、安當なる措置たるは疑はないところである。

茲にその金融組合令を發布するに至りたる理由について、當時の度支部長官荒井賢太郎氏は次ぎの如く之に說明を與へてゐる。

抑々少産者が多數協力合同し相互扶助の精神に依り團體を組織して生活費の累增と金融上の壓迫とに對抗し、能く生産者たるの地位を保持し、て國産業の開發上最も有力なる基礎を形成するに至りしは實に近代に於ける産業組織の特色にして現時歐洲諸國に於て此組織の下に活動せる金融機關は其の勢力實に驚嘆すべきものあり朝鮮の地方金融組合は從來朝鮮に行はれたる稧の制度と歐洲諸國の組合制度とを參酌し、疲弊せる農民に低利資金を供給して、之が金融を緩和し、農事の改良發達を企圖する爲め創設せられたものにして明治四十年舊韓國政府の下に其の設立に着手し爾來追年增設せられ、現時組合數二百十、組合員數八萬餘人貸付金額二百二十萬圓、積立金約五十萬圓を算するの盛況を呈し地方金融を疏通し産業開發上に稗益せし所なるべきを信ず、然れども從來の組合は名は組合たりしと雖も組合員の權利義務とし て認むべきものなき

地方金融組合令制定の決裁案

扱を開始して貯蓄を奬勵し以て村落銀行たらしむることを期せり。

以上長官の說明書に明白であるが、更らに其の改正の諸項を詳細に亘つて檢討して見ると、左記の如き刷新の內容が窺はれる

一、組合員に內地人農業者をも含ましめたること
二、組合員の權利義務を明確にしたること
三、組合に於て預金業務を取扱ふに至れること

先づ組合員に內地人農業者を含ましむるに至れることに就ては、近時朝鮮內に內地人小農業者の歡漸次增加して來たので、此等をも組合運動の裡に參加せしむる必要があるに至つたからである。單に內鮮人平等主義を表現するのみでなく、農村に於て農業耕作法、其の他調製上に關する智識の進歩を促し、亦金融組合の相互扶助を中心主義とする內鮮融和上にも與つて偉大なる効力があるに至るであらうと信ずる。

次ぎに從來の組合員は、小許の加入金を出してゐるのみで、組合員たる證據を爲して居つた外組合と組合員の間には何等の權利義務の存在して居るものがなかつた。組合は組合員の團結に依つて組合員各自の經濟上の地位向上を圖るにあるが故に、組合員は組合に對し相當の義務と權利を有せしむるは、金融組合精神を喚起する上に於て必要缺くべからざることである。之今回の組合令に於て組合員に一口拾圓の出資義務を負擔せしめた所以である。

尤も十圓なる金額は決して一時に拂込を爲さしむるものではなく、數回に分割して拂込ましむるのであるから、地方に於ける中農以下の者も左程の苦痛を感じないであらう。是と同時に組合員の權利として、持分に對する權利、總會招集請求權、總會決議取消請求權、書類閲覽請求權、議決權、剩餘金配當請求權も生じ從來の組合に比して、一段の進歩を示し、組合員の責任も亦重きを爲すに至つた次第である。

組合に於て預り金業務を爲すに至りしは金融組合として、當然のことであつて、從來金融組合の發達今日の如くではなかつたが爲めに、僅かに農工銀行の取次貯蓄預金を取扱つたに過ぎぬのは吾人の寔に遺憾としてゐた所である。されば此度の組合令にありては、組合員に對し貯蓄の奬勵を爲さしむるのみならず、支障なき限り之を組合員外に及ぼし、一面には運轉資金の充實を計ると共に、一般地方庶民階級の爲めに貯蓄の便宜を得せしむるの趣旨である。卽ち金融組合が地方貯蓄機關としての任務に服することゝなつた譯である。然し乍ら金融組合の貸付金は農業資金の性質上商業資金の如く短期に回收し得べきものではないので從つて、當座預金通知預金の如き類の預り金を爲さしめず、定期及び貯蓄の兩種に限定せられたのであらう。

而して預り金業務は這回初めてのことでもあり、多少危險を伴ふべきものなるが故に成績優良の組合より開始することになつたのは蓋し當然である、從つて當局の方針は

A. 全く預金を取扱はざる組合
B. 組合員のみの預金を取扱ふ組合
C. 組合員は勿論一般公衆の預金をも取扱ふ組合

以上三樣の組合が生じた譯である。然し整大正四年二月二十六日各道長官宛左記の官通牒に依つて全部の組合をして組合員の預り金業務を取扱せしむること、なり、從つて前記(A)項の組合は存せざるに至つた。

地方金融組合預リ金業務取扱ニ關スル件

度支部長官

從來一部地方金融組合ニ對シテハ組合員ノ爲ニ預リ金ヲ爲スコトヲ制限セラレ居候處今後ハ全部ノ組合ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトニ決定相成リ候條此段及通牒候也

於テ定款變更ノ手續ヲ取計ハシメラレ度依命通牒候條末之ヲ取扱ヲ爲サヽル組合ニ於テハ最近ノ總會ニ

次ぎに金融組合は小農民の金融機關として充分なる機能を發揮せしめ活動を促さんとするには、之が聯絡機關として一道毎に或は全鮮を通じての中央聯合組合の如きもの、要否につき識者間に於て論議せられたのであるが、未だ其の時期にあらずとして當分は農工銀行と提携し農工銀行の業務を援助すると共に、運轉資金の充實を圖る爲めには農工銀行よりの借入金に依らしむることに止められた。

之を要するに朝鮮に於ける地方金融組合は、創設以來七箇年を經、其の活動に依つて農民の金融を緩和し、地方の開發に貢獻し來つたのであるが、時勢の要求に伴ひ、之に關する法規の改正を促すに至り、組合をして其の効果を一層顯著ならしめ、村落銀行の實を擧げしむる上に於て一步を進めたものと謂するも敢て過言ではない。

左に地方金融組合令の全文を揭上して對照の便宜としよう。

地方金融組合令（大正三年五月二十二日制令第二十二號　大正三年九月一日ヨリ施行ス）

第一章　總則

第一條　地方金融組合ハ農民ノ金融ヲ緩和シ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖スル社團法人トス

第二條　地方金融組合ノ組合員ハ其ノ業務區域內ニ於テ一年以上引續キ住所ヲ有スルモノニシテ農業ニ從事シ獨立ノ生計ヲ營ムモノニ限ル

第三條　地方金融組合ノ住所ハ主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノトス

第四條　地方金融組合ノ名稱中ニハ地方金融組合ナル文字ヲ用ウルコトヲ要ス

地方金融組合ニ非スシテ其ノ名稱中ニ地方金融組合タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

第五條　地方金融組合ハ左ノ業務ヲ營ム者トス

一、組合員ニ農事上必要ナル資金ヲ貸付スルコト

二、組合員ノ爲ニ預リ金ヲ爲スコト

三、組合員ノ爲ニ種子、種苗、肥料、農具其ノ他農業上必要ナル材料ヲ購入シ又ハ分配スルコト

四、組合員ニ農具其ノ他農業上必要ナル材料ヲ貸付スルコト

五、組合員ノ委託ニ依リ其ノ生產物ヲ販賣スルコト

六、組合員ノ爲ニ其ノ生產物ヲ倉庫ニ保管シ又ハ之ニ對シ倉荷證券ヲ發行スルコト

七、組合員共同ノ利益ノ爲ニ農事上ノ施設ヲ爲スコト

前項ノ倉荷證券ニハ商法中倉荷證券ニ關スル規定ヲ準用ス

第六條　地方金融組合ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ組合員ニ非サル者ノ預リ金ヲ爲スコトヲ得

第七條　地方金融組合ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ農工銀行ノ業務ヲ代理シ又ハ其ノ業務ノ媒介ヲ爲スコトヲ得

第八條　地方金融組合ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ借入金ヲ爲スコトヲ得

第二章　金融組合

第九條　業務上ノ餘裕金ハ一時國債證券若ハ地方債證券ヲ買入レ又ハ朝鮮總督ノ指定シタル銀行ニ預ケ金ヲ爲スノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十條　地方金融組合ハ業務ノ爲必要ナル物件ヲ取得シ又ハ債務辨濟ノ爲物件ヲ引受クル場合ヲ除クノ外動產又ハ不動產ヲ所有スルコトヲ得ス

第十一條　地方金融組合ハ本令ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ朝鮮總督ノ命令在リタルトキハ地方金融ノ調節ニ關スル業務ヲ營ムコトヲ得

朝鮮總督ハ必要ト認ムルトキハ地方金融組合ノ業務ヲ制限スルコトヲ得

第十二條　本令ニ定ムルモノノ外地方金融組合ノ業務ノ取締ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二章　設立

第十三條　地方金融組合ヲ設立セムトスルトキハ定款ヲ作リ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ

第十四條　定款ニハ本令ニ規定アルモノノ外左ノ事項ヲ記載シ設立者之ニ署名捺印スヘシ

一、目的
二、名稱
三、業務區域
四、主タル事務所ノ所在地
五、出資拂込ノ方法
六、第一回拂込ノ金額
七、準備金積立ノ方法
八、組合員ノ加入及脫退ニ關スル規定
九、存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

第十五條　地方金融組合ノ設立ヲ許可スル爲必要アリト認ムルトキハ朝鮮總督ハ既設組合ノ業務區域及事務所々在地ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十六條　地方金融組合ハ組合員ノ數ヲ限定スルコトヲ得ス

第十七條　出資一口ノ金額ハ十圓トス

第十八條　地方金融組合カ其ノ設立ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ二週間內ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スヘシ爲サシムヘシ

第十九條　前條ノ拂込アリタルトキハ二週間內ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スヘシ一、第十四條第一號乃至第三號、第五號及第九號ニ揭ケタル事項
二、主タル事務所
三、出資ノ總口數及拂込タル出資ノ總額
四、設立許可ノ年月日
五、組合長理事及監事ノ氏名住所

前項ニ揭ケタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ二週間內ニ其ノ登記ヲ爲スヘシ但シ前項第三號ノ事項ニ付テハ每事業年度ノ末日ノ現在ニ依リ年度終了後一月內ニ登記ヲ爲スコトヲ得

第二十條　前條ノ登記前ニ在リテハ組合ノ設立又ハ登記事項ノ變更ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス

第二十一條　行政區劃ノ名稱ニ變更アリタルトキハ登記簿ニ記載シタル行政區劃ノ名稱ハ當然之ヲ變更シタルモノト看做ス

前項ノ變更アリタルトキハ地方金融組合ハ遲滯ナク之ヲ登記所ニ通知スヘシ

前項ノ通知アリタルトキハ登記所ハ登記簿ノ記載ヲ變更スヘシ

第一項ノ規定ハ業務區域及事務所々在地ニ關スル定款ノ規定ニ之ヲ準用ス

第二十二條　民法第四十七條及第四十八條ノ規定ハ地方金融組合ニ之ヲ準用ス但シ同法第四十八條中一週間トアルハ二週間トス

第三章　組合員ノ權利義務

第二十三條　組合員ハ出資一口以上ヲ有スヘシ

第二十四條　組合員ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

第二十五條　組合員ハ拂込ムヘキ出資ニ付相殺ヲ以テ組合ニ對抗スルコトヲ得ス

第二十六條　組合員ハ組合ノ承諾アルニ非サレハ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得ス

組合員ニ非サル者ニシテ持分ヲ讓受ケムトスルトキハ第五十七條第一項ノ例ニ依ルヘシ

組合員ノ持分ハ質權ノ目的トナスコトヲ得ス

第二十七條　組合員ハ持分ヲ共有スルコトヲ得ス

第二十八條　持分ノ讓受人ハ其ノ持分ニ付讓渡人ノ權利義務ヲ承繼ス

第二十九條　組合員ハ總組合員五分ノ一以上ノ同意ヲ得總會ノ目的及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總會ノ招集ヲ組合長ニ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタル時ハ組合長ハ二週間内ニ總會ヲ招集スヘシ

第三十條　組合員總會ノ招集手續又ハ其ノ決議ノ方法カ法令又ハ定款ニ違反スト認ムルトキハ決議ノ日ヨリ一月内ニ其ノ決議ノ取消ヲ地方長官ニ請求スルコトヲ得

第四章　管　理

第三十一條　地方金融組合ニ組合長一人理事一人監事二人以上及評議員七人以上ヲ置ク組合長ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

前項ノ選任ハ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

理事ハ朝鮮總督之ヲ任免ス

監事及評議員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

組合設立當時ノ組合長及監事ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第三十二條　監事ハ組合長其ノ他組合ノ職員ト相兼ヌルコトヲ得ス

第三十三條　組合長ノ任期ハ三年トシ監事及評議員ノ任期ハ二年トス但シ任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸長スルコトヲ得

第三十四條　組合長及監事ノ選任ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第三十五條　組合長ハ理事ト共同シテ地方金融組合ヲ代表ス理事ニ對シテ爲シタル意思表示ハ組合ニ對シテ其ノ効力ヲ生ス

組合長ハ總會及評議員會ノ議長トナル組合長事故アルトキハ理事之ヲ代理シ缺員ノ場合其ノ職務ヲ行フ

第三十六條　理事ハ地方金融組合ノ業務ヲ執行ス

第三十七條　監事ハ地方金融組合ノ財產及業務執行ノ狀況ヲ監査ス監事ハ組合ノ財產狀況又ハ業務ノ執行ニ付不整ノ廉アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ地方長官ニ具申スヘシ

第三十八條　評議員ハ評議員會ヲ組織ス

評議員會ハ組合長之ヲ招集ス

評議員會ハ本令又ハ定款ニ定メタル事項ヲ決議ス其ノ決議ノ方法ハ定款ノ定ムル所ニ依ル

評議員ハ組合ノ業務ニ關シ組合長ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得

第三十九條　定時總會ハ毎年一回定款ニ定メタル時期ニ於テ組合長之ヲ招集ス

第四十條　臨時總會ハ必要アルトキ組合長之ヲ招集ス

第四十一條　總會ノ招集ハ少クモ十日前ニ其ノ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ各組合員ニ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第四十二條　總會ニ於テハ豫メ通知ヲ爲シタル事項ニ付テノミ決議ヲ爲スモノトス

第四十三條　總會ノ決議ハ本會又ハ定款ニ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外出席シタル組合員ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第四十四條　組合員ノ議決權ハ平等トス

第四十五條　組合員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス

代理人ハ組合員ナルコトヲ要ス

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ差出スヘシ

第四十六條　理事ハ定時總會ノ會日ヨリ一週間前ニ財產目錄貸借對照表事業報告書及剩餘金處分案ヲ監事ニ提出シ且ツ之ヲ主タル事務所ニ備フヘシ

組合員及組合ノ債權者ハ前項ニ揭ケタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第四十七條　組合長及理事ハ前條第一項ニ揭ケタル書類及監事ノ意見書ヲ定時總會ニ提出シテ承認ヲ求ムヘシ

組合長及理事ハ前項ノ承認ヲ得タルトキハ二週間內ニ其ノ書類ヲ朝鮮總督ニ提出シ且貸借對照表ヲ公告スヘシ

第四十八條　定款ハ總會ノ決議ヲ經朝鮮總督ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第三十四條ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第四十九條　地方金融組合ハ定款ヲ各事務所ニ備ヘ置キ且組合員名簿ヲ主タル事務所ニ備ヘ置クヘシ

組合員及組合ノ債權者ハ前項ニ揭ケタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第五十條　組合員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、各組合員ノ氏名住所

二、組合員ノ出資口數

三、出資各口ニ付拂込ミタル金額及其ノ拂込ノ年月日

四、出資各口ノ取得ノ年月日

第五十一條　地方金融組合ノ事業年度ハ一年トス

第五十二條　地方金融組合ハ損失ヲ塡補シタル後ニ非サレハ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第五十三條　地方金融組合ハ缺損補塡準備金トシテ其ノ出資總額ニ達スルマテ毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツヘシ

剩餘金ハ拂込出資額ニ應シ年七分以下ノ割合ヲ以テ配當ヲ爲スコトヲ得但シ組合員カ其ノ出資ノ拂込ミヲ終ル迄ハ之ニ配當スヘキ剩餘金ハ其ノ拂込ニ充ツルコトヲ要ス

第五十四條　地方金融組合ハ組合員ノ持分ヲ取得スルコトヲ得ス

第五十五條　組合長及理事ハ定款又ハ總會ノ決議ニ依リテ禁止セラレサルトキニ限リ或ル種類又ハ特定ノ事項ニ付他人ヲシテ代理セシムルコトヲ得

第五十六條　地方金融組合ハ組合長、理事又ハ前條ノ代理人カ其ノ職務ヲ行フニ付他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第五章　加入及脫退

第五十七條　組合員ノ加入ハ評議員會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

新ニ組合員トナリタルモノハ定款ノ定ムル所ニ依リ直ニ第一回ノ出資拂込ヲ爲スヘシ

第五十八條　組合員ハ事業年度ノ終リニ於テ脫退ヲ爲スコトヲ得但シ三月前ニ豫告ヲ爲スコトヲ要ス

第五十九條　組合員ハ左ノ事由ニ因リ脫退ス

一、組合員タル資格ノ喪失

二、死亡

三、破産

四、禁治產

五、除名

第六十條　除名ノ事由ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム

除名ハ評議員會ノ決議ニ依ル但シ除名シタル組合員ニ其ノ旨ヲ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ其ノ組合員ニ對抗スルコトヲ得ス

第六十一條　脫退シタル組合員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ持分ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得

持分ノ拂戻ハ脫退當時ノ如何ニ拘ラス其ノ拂込出資金ヲ超ユルコトヲ得ス

第一項拂戻ノ請求權ハ二年間之ヲ行ハサルニ依リテ消滅ス

第六十二條　持分ノ計算ヲ爲スニ當リ組合ノ財產ヲ以テ其ノ債務ヲ完濟スルニ足ラサルトキハ脫退シタル組合員ハ出資額ヲ限度トシ其ノ負擔ニ歸スヘキ金額ヲ拂込ムヘシ

第六十三條　脫退シタル組合員カ組合ニ對スル債務ヲ完濟スル迄ハ組合ハ其ノ持分ノ拂戻ヲ停止スルコトヲ得

第六章　監督

第六十四條　地方金融組合ハ朝鮮總督及地方長官之ヲ監督ス

第六十五條　監督官廳ハ何時ニテモ地方金融組合ヲシテ其ノ業務及財產ノ狀況ヲ報告セシメ又ハ之ヲ檢査スルコトヲ得

第六十六條　監督官廳ハ地方金融組合ノ業務又ハ財產ノ狀況ニ依リ組合ニ對シ財產ノ供託ヲ命シ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第六十七條　地方金融組合カ定款、本令、本令ニ基キテ發スル命令若ハ處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害スルノ虞アルトキ又ハ組合ノ事業ノ繼續困難ナルトキハ監督官廳ハ總會ノ決議ヲ取消シ、組合長、監事ノ改選ヲ命シ又ハ組合ノ事業ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ朝鮮總督ハ組合ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第七章　解散

第六十八條　地方金融組合ハ左ノ事由ニ因リ解散ス

一、定款ニ定メタル存立時期ノ滿了又ハ事由ノ發生

二、總會ノ決議

三、合併

四、組合員ノ缺亡

第二章　金融組合令

五、破　産

六、前條ノ第二項ノ命令

第六十九條　第三十四條ノ規程ハ解散及合併ノ決議ニ之ヲ準用ス

前項ノ決議ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第七十條　地方金融組合令第六十八條第一號第二號又ハ第四號ノ事由ニ因リ解散シタルトキハ二週間内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ

第七十一條　地方金融組合カ合併ノ決議ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ認可書到達ノ日ヨリ二週間内ニ財産目錄及貸借對照表ヲ作ルヘシ

地方金融組合ハ前項ノ期間内ニ其ノ債權者ニ對シ異議アルトキハ一定ノ期間内ニ之ヲ述ヘフキ旨ヲ催告スヘシ但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ス

第七十二條　債權者カ前條第二項ノ期間内ニ合併ニ對シテ異議ヲ述ヘサリシ時ハ之ヲ承認シタルモノト看做ス

債權者カ異議ヲ述ヘタルトキハ地方金融組合ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ合併ヲ爲スコトヲ得ス

第七十三條　地方金融組合カ合併ヲ爲シタルトキハ二週間内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ合併後存續スル組合ニ在リテハ變更ノ登記ヲ爲シ合併ニ依リテ消滅シタル組合ニ在リテハ解散ノ登記ヲ爲シ合併ニ依リテ設立シタル組合ニ在リテハ第十九條第一項ノ登記ヲ爲スヘシ

第七十四條　合併後存續スル組合又ハ合併ニ依リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

第七十五條　地方金融組合カ其ノ債務ヲ完濟スルコト能ハサルニ至リタルトキハ裁判所ハ組合長及理事若ハ債權者ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ破產ノ宣告ヲ爲ス

前項ノ組合ニ於テ組合長及理事ハ直ニ破產宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

第七十六條　解散シタル地方金融組合ノ債務ヲ完濟シタル殘餘ノ財產ハ組合員ノ拂込出資額ニ應シテ之ヲ分配スルモノトス

第八章　清　算

第七十七條　地方金融組合解散シタルトキハ合併又ハ破產ノ場合ヲ除クノ外本章ノ規定ニ依リ清算ヲ爲スコトヲ要ス

第七十八條　地方金融組合ノ清算ハ朝鮮總督ノ監督ニ屬ス

朝鮮總督ハ清算事務及財產ノ狀況ヲ檢查シ財產ノ供託ヲ命シ其ノ他監督ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七十九條　清算人ハ朝鮮總督之ヲ任免ス

第八十條　清算人ハ就職後二週間内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ其ノ氏名住所ノ登記ヲ爲スヘシ

前項ノ登記事項ニ變更アリタルトキハ清算人ハ二週間内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ

第八十一條　清算人ハ就職後遲滯ナク組合財產ノ狀況ヲ調查シ財產目錄及貸借對照表ヲ作リ總會ヲ招集シ之ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第八十二條　清算人ハ組合ノ債務ヲ辨濟シ又ハ辨濟ニ必要ナル金額ヲ供託スルニ非サレハ組合ノ財產ヲ分配スルコトヲ得ス

第八十三條　清算事務カ終リタルトキハ清算人ハ遲滯ナク決算報告書ヲ作リ總會ヲ招集シ之ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第八十四條　清算カ結了シタルトキハ清算人ハ遲滯ナク主タル事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ清算人ハ清算ノ顚末ヲ朝鮮總督ニ報告スヘシ

第八十五條　第四十三條乃至第四十五條及民法第七十三條乃至第七十八條乃至第八十一條ノ規定ハ地方金融組合ノ清算ニ之ヲ準用ス

第九章　登記

第八十六條　地方金融組合ノ登記ニ付テハ主タル事務所所在地ヲ管轄スル地方法院又ハ其ノ支廳若ハ出張所ヲ以テ管轄登記所トス

第八十七條　登記所ニ地方金融組合登記簿ヲ備フ

第八十八條　第十九條第一項ノ登記ノ申請書ニハ定款ヲ添附スヘシ

第八十八條　主タル事務所ノ移轉又ハ變更ノ登記ノ申請書ニハ其ノ移轉又ハ變更ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第九十條　組合解散ノ登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ヲ記載シ且ツ總會ノ決議又ハ合併ニ因リテ解散シタルトキハ總會ノ決議錄ヲ添附スヘシ

合併ニ因ル解散ノ登記ノ申請書ニハ前項ノ外第七十一條第二項ノ催告ヲ爲シタルコト若異議ヲ述ヘタル債權者アルトキハ之ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第九十一條　地方金融組合カ朝鮮總督ノ命令ニ因リテ解散シタルトキハ登記所ハ其ノ囑託ニ因リテ登記ヲ爲スヘシ

第九十二條　地方金融組合ニ關シ登記シタル事項ハ裁判所遲滯ナク之ヲ公告スヘシ

第九十三條　非訟事件手續法第百四十一條乃至第百四十三條第百四十七條乃至第百四十九條第百五十條ノ二第百五十一條乃至第百五十一條ノ四第百五十一條ノ六乃至第百五十七條及第百七十五條乃至第百七十八條ノ規定ハ地方金融組合ノ登記ニ之ヲ準用ス但シ司法大臣トアルハ朝鮮總督地方裁判所長トアルハ地方法院長トス

第十章　罰則

第九十四條　第四條第二項ノ規定ニ違反シタルモノハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十五條　左ノ場合ニ於テハ地方金融組合ノ組合長理事監事又ハ清算人ヲ五圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

一、監督官廳ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケサルトキ

二、登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

三、官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

四、第九條乃至第十一條、第十八條、第二十一條第二項、第二十九條第二項、第三十九條、第五十二條、第五十三條、第七十一條又ハ第七十五條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

五、第四十六條第一項若ハ第四十九條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ第四十六條第一項若ハ第四十九條第一項ニ揭ケタル書類ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス、不正ノ記載ヲ爲シ若ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ閱覽セシメサルトキ

六、第四十七條、第六十五條又ハ第八十四條第二項ニ規定スル報告ヲ爲サス又ハ書類ヲ提出セサルトキ

七、公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

八、清算ノ場合ニ於テ第八十一條乃至第八十三條民法第七十九條若ハ第八十一條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ債權申出期間滿了前ニ債權者ニ對シ辨濟ヲ爲シタルトキ

九、監督官廳ノ檢査ヲ拒ミ、之ヲ妨ケ若ハ忌避シ又ハ當該官吏ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ陳述ヲ爲シタルトキ

十、監督官廳ノ處分ニ從ハサルトキ

第九十六條　非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附　則

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

舊令ニ依リ設立シタル地方金融組合ハ本令ニ依リ設立シタルモノト看做ス

前項ノ地方金融組合ハ本令施行後三月以內ニ定款ヲ改正シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ第十八條及第十九條ノ規定ニ準シ出資ノ拂込及登記ノ手續ヲ爲スヘシ

裁判所前項ノ登記ヲ爲シタルトキハ從前ノ登記ヲ抹消スヘシ

第三節　地方金融組合令の改正

大正三年地方金融組合令の發布せられてから金融組合業務も著しく繁忙を呈して來た、其の原因は奈邊に在りやと言へば金融組合令によりて組合業務の擴充を來し、彈力性を帶びるに至つた故であるが、一面歐洲大戰の影響に依り朝鮮經濟界が近來目覺ましく活況を呈して來たことも與つて力あるは論ずるまでもない。如斯金融組合業務が躍進的に發展すると共に環境の事業は駸々として開拓せられ地方産業の勃興等擧げて數ふることが出來ない、於此金融組合も亦昔日の金融組合ではないと同時に更らに百尺竿頭一歩を進めて、更らに時代の進運に順應すべく法典の改正を要する時機が到來したのである。就中多年の懸案であつた組合員の資格を擴張して周く小商工業者に及ぼし、都市農村等しく中産階級以下のものに恩惠を與ふるの要望は日に大なるに至つた、遂に大正七年六月二十七日制令第十三號を以て金融組合令の改正を見たのは寔に邦家の爲め同慶の至りとせねばならぬ。

地方金融組合令改正ニ御裁下の指令

當時の度支部長官鈴木穆氏の說明を判讀せば自ら改正の理由を詳細に知るを得るであらう。

以來漸次各地に設立されたものであつて、其の後世運の進歩に伴ひ、大正三年五月新に地方金融組合令を發布し相當改良を加ふる所あり、以て今日に及んだものである。然るに今回更らに其の改正を見るに至りたる所以のものは、組合多年の經驗に基き長を採り短を補ひ以て將來の發達に資せむとするにあるは勿論であるが、更らに時勢の進運に鑑み、戰時戰後の經濟界に處せんとするにあるは云ふまでもない。

抑々朝鮮に於ける地方金融組合は、地方農民の金融を緩和し農事の改良發達を企圖する爲め舊韓國政府の下に明治四十年

今回地方金融組合の現況を見るに、大正七年四月末に於て組合數二百六十個、組合員數十二萬餘人を算し、拂込出資金五十一萬圓、預り金七十五萬圓、貸付金三百九十一萬圓に達し、各組合孰れも概して良好の成績を收め、地方產業の開發に貢献する所鮮少ならずとするも、尙ほ仔細に之を觀察する時未だ必らずしも遺憾の點がないでもない、先づ組合事業普及の點より見るも地方金融組合の組合員數は僅かに朝鮮農家戶數の百分の四半に當り、其の貸付金は農家一戶當り一圓四十二錢に過ぎぬ。之を內地產業組合の一戶當り貸付金五圓三十錢に對比するときは未だ其の三分の一にも達せざる狀態であつて、前途尙遼遠の感がある。思ふに其の農業者たると商工業者たるとを問はず、其の民力を培養し、基礎的產業の堅實なる發達を遂げしむることは、實に朝鮮開發根本義とする所であつて、此等農商工業者の金融を緩和するが爲めに、朝鮮に於ける金融機關の整理改善を圖ることは實に刻下の急務である。而して其の改善の手段として現在の六農工銀行を合同統一して、更に資本金を增大し產業發展の狀況に對比して經濟界の躍進的趨向に應ずべく、曩に朝鮮殖產銀行令を發布し、目下之が設立準備中であるが、然し此の種の銀行に依つて資金の融通を受け得るものは相當の資力信用を有する資產階級に限られて居るが故に、下層金融機關たる地方金融組合令を改善して、小商工業者に對する金融疏通の利便を拓き、兩々相俟つて其の十全を期することが必要である。然るに現行の地方金融組合令に於ては其の組合員は專ら農民に限定されてゐるが爲めに、小商工業者殊に市街地に於ける小商工業者は全く之に加入するの途なく、さりとて之等の資產、信用の薄弱なる者は普通銀行に寄つて金融を求むる事は、一層困難とする事情もあつて、殆んど金融圈外に孤立するかの觀がする。而かも彼等の金融は量において多額ならずとするも切實にして、急に迫るものが尠なくない。從つて之等の小商工業者は日夜刻苦、精勵其の業に從ふに拘らず、資金の苛責に堪へ得ず故に質屋、賴母子講又は高利貸金業者に寄り、甚だしき不利益の下に金融を求むるの已むなき狀態であつて、而かも諸國に於けるよりも幾層深酷なる程度に於て生業の壓迫を受けつゝあることは社會上より觀るも、經濟上より察するも、輕々には觀過し能はざる重大問題であつて、近時中小產業者保護問題の喧傳せらるゝ所以である。されば之等小商工業者に對する金融機關を設立して一層容易に、且つ低利に資金融通の途を拓き中產以上の階級者と同く金融の利便を享受せしめて、其の獨立向上を計らしむることは實に喫緊の急務である。殊に戰時戰後の我が財界發展の時機に際し其の必要は更らに剴切なるものがある。今回組合令の改正を見るに至つた所以も亦實に玆にあることゝ思ふ。

現行の地方金融組合令に於ては、其の組合員は全く農民に限定されてゐるが改正令は此資格を擴張して商工業者其の他の一般下層民にも及ぼし得ることゝて、市街地にあてりは主として小商工業者の爲めに都市組合の特設を認め、更らに之等の金融機關の提携及上級金融機關との連絡を圖る爲めに金融組合聯合會を設置し、以て益々下層金融の設備を全からしむることになつた。こは組合事務に於ける一個の大なる改革と見るべきものであつて、組合の活動範圍は擴大せらるゝに至つたのである。」

以上の如き理由に依つて其の改正を斷行せられたのであるが、先づ其の要點とも認むべきもの

地方金融組合令中改正の件公布に關する決裁書

は次ぎの七項に分つことが出來る。

一、名稱　二、組合員の資格　三、設立　四、業務　五、出資一口の金額　六、管轄　七、金融組合聯合會

今是を順に說明を加へて行けば

(一)名稱。組合の名稱は從來何々地方金融組合と稱せられて居たが改正令に於ては地方なる文字を削除した。

(二)組合員の資格。組合員の資格は從來金融組合の業務區域內に於て一年以上引續き住所を有し、獨立の生計を營む農民に限られて居たが、時勢の要求は小商工業者の加入を必要とするに至り、等く金融の便宜を得せしめなくてはならなくなつたので、改正令にありては農民たる資格を撤廢し、組合區域內に住所を有する帝國臣民は何人と雖も組合員たることを認むるに至つた。

(三)設立。金融組合の設立は原則としては自由主義であり、また理想として自發的に組織せしむるを可とするものではあるけれども、農村組合は未だ人文の發達上其の域に達せず、從來の如く監督官廳斡旋の下に設立し、都市金融組合は主として小商工業者を組合員とし、地方篤志家をして自由に設立せしむることゝしして、組合の相互扶助の眞髓を發揮せしむることゝなつたのである。

(四)業務。金融組合に於ける業務は、實に多岐多樣であつて充分なる効果を擧揚し難い點がないとしない。就中委託販賣、共同購入の如き業務になるべく之を制限する方針を採つて主力を

貸付金、貯金に注ぐことゝする。然し農村の組合にあつては、俄かに之を廢止することを避けて當分間は、之を營むことを得ることとし、組合員の利便を考慮すること。貸付金は從來必らず農事上必要なるものに非ざれば貸付爲し得ざることに限定せられて居たのであるが、改正令に依りて農民以外の小商工業者が加入し得ることになつたので苟も組合員の經濟發達に必要なる資金は、貸付し得ることゝなつた。又組合の一組合員に對する貸付金額は、五十圓を限度とし特殊の用途で不動產を擔保とするものに限つて二百圓迄の貸出を認められて居たが、之を擴大し、都市金融組合にありては商取引の敏活を期する爲め手形割引の業務を加ふるに至つた。

(五)出資一口の金額　都市金融組合に於ては別に政府より資金を下附するわけではなく、其の運轉資金は自己の信用より吸收すべき預金及借入金と出資金であるのみならず、經濟力にありても農村とは趣を異にし、農村組合と同一に定むる必要毫もなく、其の限度を高むるを以て適當と認められる。故に改正令に於ては其の金額は總ての組合を通じて、十圓以上五十圓以內とし定款を以て農村組合は十圓、都市組合は五十圓迄の適當額を定めしむることとなつたのである。

(六)管理。農村の金融組合に於ては、朝鮮總督の任命せる理事が其の事務を執行して居るのであるが、都市組合に於ては、その自治の完備を爲さしむる必要上、理事は他の役員と共に總會に於て組合員中より選任することゝし、業務執行に對しては組合長及理事が責任を負ふことになな

つたのである。從來の組合令にては組合長は理事と共同して組合を代表し、理事は業務執行の任に當つたのであるが今回は都市、村落を通じ組合長も亦定款に依つて業務の執行を爲し得ることとなつたのである。且つ組合長に對して爲したる意思表示も組合に對して効力があることとなつた。又特種の事情ある都市組合は朝鮮總督が理事を任命することとした。

(七)金融組合聯合會。金融組合聯合會は今回新に認められたる機關であつて、一道を業務區域とし、其の區域内の金融組合及産業に關する法人を以て組織し、所屬組合に資金を貸付し預り金を爲し所屬組合相互の聯絡及便宜を圖るを目的とする其の業務は朝鮮總督の任命する理事長及理事の執行する所で所屬組合の出資金預り金及政府よりの貸下金に依つて運轉して行くのである。理事長は當分の間官吏たる各道財務部長(當時第二部長と云ふ)を以て之に充て、理事は金融組合理事中より拔擢する方針をとられた。

尙左に改正箇條をあげて參考に供することとする

地方金融組合令中左ノ通リ改正ス。(大正七年六月二十七日制令第十三號)

「地方金融組合令」ヲ「金融組合令」ニ改ム

地方金融組合令中「地方金融組合」ヲ「金融組合」ニ改ム

第一條中「農民」ヲ「組合員」ニ改ム

第二條　金融組合ノ組合員ハ組合ノ區域内ニ於テ住所ヲ有スルモノニ限ル

第五條　金融組合ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス

一、組合員ニ對シ其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付スルコト

二、組合員ノ爲ニ預リ金ヲ爲スコト

府又ハ朝鮮總督ノ指定スル市街地カ組合ノ區域ニ屬スル金融組合ハ前項第一號ノ資金ノ爲手形ノ割引ヲ爲スコトヲ得

金融組合ハ左ノ業務ヲ兼營スルコトヲ得但シ前項ノ金融組合カ之ヲ兼營セムトスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ヘシ

一、組合員ノ爲ニ産業上必要ナル材料ノ貸付若クハ共同購入ヲナシ又ハ組合員ノ委託ニ依リ其ノ生産物ヲ販賣スルコト

二、組合員ノ爲ニ其ノ生産物ヲ倉庫ニ保管シ又ハ之ニ對シ倉荷證券ヲ發行スルコト

前項ノ倉荷證券ニハ商法中倉荷證券ニ關スル規定ヲ準用ス

第七條中「農工銀行」ヲ「銀行」ニ改ム

第九條中「又ハ」ノ下ニ「金融組合聯合會若ハ」ヲ加フ

第十一條ノ二　金融組合ニハ本令ニ別段規定アルモノヲ除クノ外商法及商法施行法中商人ニ關スル規定ヲ準用ス

第十四條中「業務區域」ヲ「區域」ニ「出資拂込ノ方法」ヲ「出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

十業務ノ執行ニ關スル規定

第十五條中「業務區域」ヲ「區域」ニ改ム

第十七條　出資一口ノ金額ハ十圓以上五十圓以下トシ均一ニ之ヲ定ムヘシ

第二十一條中「業務區域」ヲ「組合區域」ニ改ム

第三十一條中第二項以下ヲ左ノ如ク改ム

組合長、理事、監事及評議員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ朝鮮總督ノ指定スル理事ハ朝鮮總督之ヲ任免ス

組合長及理事ノ選任ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

組合設立當時ノ組合長、理事及監事ハ定款ヲ以テ此ヲ定ムヘシ但シ第二項但書ノ理事ハ此限ニアラス

第三十二條及第三十四條中「組合長」ノ下ニ「理事」ヲ加フ

第三十五條中「理事ニ對シテ」ヲ「組合長及理事ニ對シテ」ニ改ム

第三十六條　組合長及理事ハ定款ノ定ムル處ニヨリ金融組合ノ業務ヲ執行ス

第四十五條第二項中「組合員」ヲ「組合員又ハ同居ノ家族」ニ改ム

第四十六條中「理事」ヲ「組合長」ニ改ム

第五十ノ二　金融組合カ出資一口ノ金額ノ減少ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ財産目錄及貸借對照表ヲ作ルヘシ

組合ハ前項ノ期間内ニ其ノ債權者ニ對シ異議アルトキハ一定ノ期間ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ定款ノ定ムル方法ニ從ヒテ公告シ且ツ知レタル債權者ニ各別ニ之ヲ催告スヘシ但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ス

第五十條ノ三　債權者カ前條第二項ノ期間内ニ出資減少ニ對シテ異議ヲ述ヘサル時ハ之ヲ承諾シタルモノト見做ス

債權者異議ヲ述ヘタルトキハ組合ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ出資ヲ減少スルコトヲ得ス

第六十七條中「組合長」ノ下ニ「理事若ハ」ヲ加フ

第七十一條、第五十條ノ二及第五十條ノ三ノ規定ハ金融組合ノ合併ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十二條　削除

第七十六條　解散シタル金融組合債務ヲ完濟シ殘餘ノ財産アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ處分スルモノトス

第八十九條ノ二　出資一口ノ金額減少ノ登記ノ申請書ニハ其ノ事實ヲ證スル書面ノ外第五十條ノ二第二項ノ規定ニヨリ催告ヲ爲シタルコト若ハ異議ヲ述ヘタル債權者アルトキハ之ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第九十條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前條ノ規定ハ合併ニ因ル解散ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九章ノ二　金融組合聯合會

第九十三條ノ二　金融組合ハ左ノ目的ヲ以テ道ノ區域ニヨリ金融組合ノ聯合會ヲ設立スルコトヲ得

一、所屬組合ニ必要ナル資金ヲ貸付スルコト

二、所屬組合ヨリ預リ金ヲ爲スコト

三、所屬組合ニ對シ業務上ノ指導ヲ爲スコト

四、所屬組合相互ノ聯絡及業務上ノ便宜ヲ圖ルコト

金融組合聯合會ハ金融組合ノ外朝鮮總督ノ指定シタル產業ニ關スル法人ヲ加入セシムルコトヲ得

第九十三條ノ三　金融組合聯合會ハ社團法人トス

第九十三條ノ四　出資一口ノ金額ハ五百圓トス

第九十三條ノ五　金融組合聯合會ニ理事長一人、理事一人、監事二人以上ヲ置ク

理事長及理事ハ朝鮮總督之ヲ任免ス監事ハ所屬金融組合及第九十三條ノ二第二項ノ法人ノ役員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選任ス

監事ノ任期ハ二年トス但シ任期中最終ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸張スルコトヲ得

第九十三條ノ六　理事長ハ金融組合聯合會ヲ代表シ其ノ業務ヲ執行ス

理事ハ理事長ヲ補佐シ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第九十三條ノ七　金融組合又ハ第九十三條ノ二第二項ノ法人カ金融組合聯合會ニ加入シ又ハ脫退セムトスルトキハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第九十三條ノ八　金融組合聯合會ハ所屬金融組合又ハ第九十三條ノ二第二項ノ法人ノ業務及財產ノ實況ヲ調査スルコトヲ得

第九十三條ノ九　登記所ニ金融組合聯合會登記簿ヲ備フ

第九十三條ノ十　第三條、第四條、第八條乃至第十四條、第十六條、第十八條乃至第三十條、第三十二條、第三十四條、第三十七條、第三十九條乃至第五十條、第五十一條乃至第五十六條、第五十七條、第二項、第五十八條、第五十九條、第六十一條乃至第七十條、第七十五條乃至第八十六條、第八十八條、第八十九條、第九十條、第一項及第九十一條乃至第九十三條ノ規定ハ金融組合聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第四十七條、第五十五條、第五十六條及第七十五條中組合長及理事トアルハ理事長トス

第九十五條中「又ハ清算人」ヲ「若ハ清算人又ハ金融組合聯合會ノ理事長、監事若ハ清算人」ニ同條第四號中「第

三十九條ヲ」第三十九條第五十條ノ二第五十條ノ三第二項」ニ改ム

附　則

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

從前ノ規定ニ依ル地方金融組合登記簿ハ本令ニ依ル金融組合登記簿ト看做シ其ノ登記簿中地方金融組合トアルハ金融組合ニ變更セラレタルモノト見做ス

第四節　金融組合令の改正

昭和三年に於ける金融組合令の改正

昭和三年十二月二十四日制令第八號を以て金融組合令中一部改正を見たが右は貯蓄銀行令の發布せられたる爲め貯蓄銀行開業の曉金融組合聯合會をして貯蓄銀行より預り金を爲さしめ以て地方金融の調節に便ならしめむとする意圖であつた。

改正條項は左記の如くである。

第九十三條ノ二第一項第二號ヲ左ノ如ク改ム

二、所屬組合又ハ貯蓄銀行ヨリ預リ金ヲ爲スコト

昭和四年に於ける金融組合令の改正

大正七年六月金融組合令の改正以來、年を經ること十年此の間金融組合及金融組合聯合會の業務の進展は、殊に顯著なるものがあると共に、組合員の權利、機關、監督の諸項に亘り改正を要する點

が尠からざるに至つた。依つて其の重要事項に付ては昭和四年一月上旬朝鮮金融制度調査會の審議を經、愼重考究を重ねて遂に這回の改正を見るに至つたのである。

編者が卷頭序說に於て、金融組合の現狀は今や第三期の終末に在りて、何等かの變革あるべきを記述した所以であり、本史の稿將に成らむとする晩春四月三十日愈々改正令の發布せられたるは同慶の至に堪えぬ所である。之に依りて恰も萬木欣々として榮に向ふが如く、金融組合が第四期の彼岸に邁進して更に一大活躍を試みむとする規範が示されたと稱し得べきである。

茲に改正理由の說明と

年地方金融組合令制定さるゝに及び、略現行制度を備ふるに至つた、其の後大正七年金融組合令と改稱し一部改正を行つたのである、創設以來金融組合の發展は著しきものあり、朝鮮の庶民金融地方開發に貢獻する所鮮少ならざるものがあつたのであるか、尙組合の恩惠に浴せざるもの多數を占むるのみならず、組合の組織並に業務の內容實情に適應せざるものがあり又一般頂金者の保護も十全とは言ひ難き者があるので、金組合令改正の必要を認め、昭和二年より金融制度準備調査委員會に於て、之が調査研究に當つたのであるが成案を得たので、昭和四年一月金融制度調査會を開き朝鮮に於ける斯界の權威を委員に擧げ官民協力してこれが審議に當り、其の結果に基づき金融組合令全般に亙り改正を加へたのであるが、其の根本方針は大體の三點にあり舊令に比し相當面目を一新し、金融組合をして其の機能を充分に發揮せしめ朝鮮の經濟的發展に對し大いに寄與せしむることが出來る樣になつたと信ずるのであるが、所期の理想を實現し得るや否やは主として其の運用の如何に依り存するものであるから、組合事業に從事する人々、組合員は勿論一般の人々に於ても新法令の精神を體得して今後朝鮮に於ける庶民金融の健全なる發達を期するが爲一層の御努力を切望する次第である。

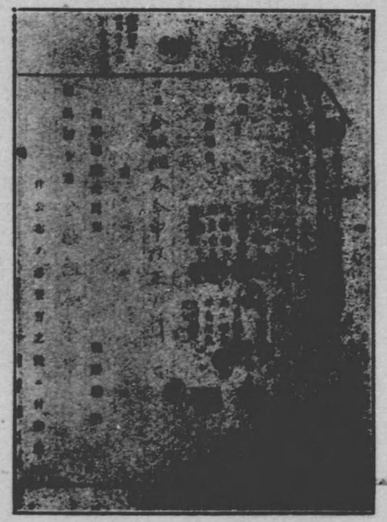

金融組合令中改正の決裁案

一、金融組合の活動を普遍的に擴充せしむること

二、金融組合の健全なる發達を助長すること

三、金融組合の發達に付銀行產業組合等他の機關との業務上の調節を圖ること

金融組合令改正御裁下の指令

財務局長の要旨は以上の如くであるが、更らに之に基づき改正の重要點を詳說すれば左の如

くである。

(甲)金融組合に關する事項

一、業務

(イ)兼營業務の一部を廢止せしこと

組合員に對しては現在金融業務の外、産業材料の貸付及共同購入、組合員の生産物の委託販賣及倉庫保管の各業務の兼營を認め來たのであるが、倉庫保管を除く以外のものは、兩三年來殆んど休止せる狀態にあるのみならず、曩に大正十五年一月朝鮮農會令及朝鮮産業組合令公布せられ農會及毎年增設せられつつある産業組合に於て之を取扱ふことと爲れるに付、總て之を兼營業務中より削除することゝした。而して倉庫業務に關しては組合の所有倉庫現在多數に上り、組合員に依り相當利用せられ居れる一面總て其の規模小にして、之を兼營せしむるも組合の業務を特に繁多ならしむるの弊害も認められざるを以て、之を存續せしむることとする。但し組合所在地に倉庫業者の經營倉庫存するが如き場合は、可成之が兼營を避けしむる方針の下に、村落組合に付ても之が兼營は總督の認可を受けしむることゝ(第五條第三項、附則第二項及第五項)

(ロ)非組合員預金の種類を制限したこと

組合の非組合員の預金は、現在其の運轉資金構成の重要分子となり居れるが、就中都市組合にありては、其の預金概して多額に上り、預金業務上普通銀行と競爭するの勢を馴致せる狀

況である。

組合に於ける非組合員預金の受入は其の資金充實を最先の目的として之を認めたるものにして、今日組合の資金狀態に鑑み、非組合員預金の受入は、依然今後之を繼續せしむるの要あるも、普通銀行の預金業務との調和を考慮し、普通銀行との分野を立てしむる爲、預金の種類を主として貯蓄的預金に制限し、曩に公布せし貯蓄銀行令に基き將來設立を見るべき貯蓄銀行と相俟つて、一般庶民階級の零細貯金の奬勵に資せしめ、尙貯蓄銀行の受入るゝ、公共團體及産業組合の預金をも受入れしむることとした。而して之が爲組合に於ける預金吸收に依る資金の調達は多少困難となるべき虞あるも從來組合の資金借入に對しては、殖産銀行及聯合會を通じ大藏省預金部資金等の低利資金を今後引續き一層多額に供給を受けしむる途あるを以て、組合の收支經濟の蒙る打擊は憂ふるに足らざるべしと認められる(第六條及附則第五項)

(ハ)組合相互間の業務の代理を認めたこと

組合の金融業務の發達に伴ひ、手形代金の取立、抵當權設定の登記等の事務に關し、組合間に之が代辨を行はしむるの必要迫らるるに至つたが、現在組合に於ては銀行業務の代理及媒介をも爲し居れるに付、組合相互間の業務代理をも併て認めたのである(第七條)

(ニ)地方金融の調節に關する命令業務の條文を修正したこと

村落組合(本令第五條第二項以外の組合)中、大正元年制令第一號(大正十一年改正)供託に關する件に依る供託金の保管業務の取扱を必要とする向尠くないのであるが、本業務は、地方金融の調節」に該當せざるに付之が取扱を必要とする組合を限り、命令に依り供託金業務を行はしめ得る樣、條文を修正した(第十一條第一項但書)

二、從たる事務所の所在地に於ても登記を爲さしめ登記事項を增加したこと

組合の登記は現在主たる事務所の所在地のみに於て行はしむるに止め居れるが、近來從たる事務所の設置著しく增加し、加ふるに其の所在地主たる事務所と遠隔せるもの多きのみならず、永久的に設置せらるるもの亦尠からざる狀況に在るを以て、今後從たる事務所の所在地に於ても登記を爲さしめ、且つ其の登記事項中に從たる事務所等を附加し、組合の對外的の取引其の他の一般事務執行の圓滑を圖らしめんとするにある(第十九條、第二十條、第二十二條、第七十條、第七十三條、第八十條、第八十四條、第八十六條、第八十九條第九十三條及附則第三項)

三、脫退組合員に對する持分拂戻制限を緩和したこと

脫退組合員に對する持分拂戻は、現在脫退原因の如何を問はず、一律に之を其の拂込出資額に制限し居れるのであるが、近來脫退組合員に於て持分の全額拂戻を要望する者比年增加しつつある狀勢である、本要望は金融組合にありては存立期間を定めざるを常態とし、一面又組合員脫退する場合、組合の損失其の財產を超過するときは、之を分擔して拂込ましむる關係(本令第六十二條)存するに鑑み、强て失當と言ひ難く現行制限は嚴に失する嫌あり、之が爲組合員の

組合に對する經濟的結合をも反つて薄弱ならしむる傾向あるを以て、制限の規定を撤去し除名以外の法定脫退等不得已事情に因る脫退者に對しては、定款の定に依り其の出資拂込額を超へて持分の拂戻を行はしむることとした。但し組合の法定準備金は組合の基礎を鞏固にし、一般債權者を保護する爲之に對する持分の拂戻を認めず、之を組合に保留し組合を解散したる場合に於て、解散當時の組合員に之を分配(第七十六條)せしむることに本令を以て規定したのである(第六十一條第一項但書及第二項)

四、法定準備金の使用の制限緩和

組合の法定準備金は前項に述べしが如く之に對する持分を脫退組合員に拂戻さしめず、組合に留保せしむる方針を採らんとするものであつて、從つて損失の補塡以外の目的には之を使用し得ざることとなるも、近年組合の增設に基き區域を分割せしむるに當り、割讓せらるる地域內に居住する組合員に於て其の一部を新設組合へ割讓すべしと主張し、區域の分割にも反對する者多き狀態にある、惟ふに金融組合の增設は、特殊の事情を有し割讓せらるゝ地域內在住組合員の發動に因らず、官廳の意圖に出づる場合多く、此等組合員の要望を排斥し飽迄新設組合をして其の法定準備金を固持せしむるは、組合員の權利を蹂躙する嫌あるのみならず、組合の增設にも支障を招くを以て、組合の區域が他の金融組合の區域となりたる場合に於ては總督の認可を受け他の金融組合に其の財產の一部を讓與する爲法定準備金を使用するを得せしむるの途を開いたのである(第五十三條ノ二)

五、機關

(イ)組合理事の民選を廢し官選に統一したこと

金融組合は獨特の沿革を有し、其の設立に當りては各組合に對し政府より厚き援助を與へ又總て之を金融組合聯合會に加入せしめて、其の指導支援の下に健全なる發達を爲さしむるに努め、又整理を要する組合に對しては、政府及聯組會より特別の資金援助を加へ整理を達成せしめつつある狀態である而して都市組合は創設當時(大正七年の組合令改正)より其の理事を組合員中より自選せしむる方針を採り來れるも、自治的訓練に馴れざるもの多く爲に却つて種種弊害を生じ立法の趣旨を實現し得られざる狀況である依つて實情に則し弊害を未然に防がんが爲官選に統一し、組合の順調なる發達を期せしめんとするのである(第三十一條第二項、第三項及第四項、第三十三條、第三十四條、第六十七條及附則第六項)

(ロ)組合の常務に關し理事の單獨組合代表を規定したこと

組合の業務執行に付ては、現在組合長及理事の共同代表制度を採り、組合長事故あるときは理事之を代理し得ることに規定し居れるも、組合長が組合に出勤せざる事實を以て、直に「組合長事故アルトキ」(本令第三十五條第四項)と解し難きが爲め、組合の業務執行上不便支障尠らず、而も共同代表に關する規定が施行規定なる爲、定款を以て實狀に合致する特段の規定を設けしむることを得ざる事情にあるを以て、組合の常務は理事をして單獨に代表し得ることに規定を改正したのである(第三十五條第一項)

(ハ)組合に副理事の增置を認めたこと

組合は年を逐ふて、組合員增加し、業務繁忙に趨きつつあるに加へ、區域尙廣汎なるもの多く此等の組合にありては理事一人にては事務の處理に忙殺せられ、業務執行に支障を蒙じ居れる狀況である、殊に從たる事務所に於ける業務に付ては內部委任に依り使用人をして之を取扱はしむるの外なく、之が爲取引者に不安を與ふるのみならず、從たる事務所職員の不正行爲に基く組合の被害に付理事に直接其の責を負はしむるは酷に失する嫌がある依つて理事に代り組合を代表すべき副理事(組合長の權限の複代理は之を認めず)を增置し取引の圓滑を圖ると共に、理事の負擔を輕減せんとするのである。但し副理事の設置は經費の增嵩するを免かれざるを以て、總督の認可に依り之を取締ることとし、尙之が選任方法に付ては、理事と同じく之を官選と爲し、總督之を任免することとする(第十九條、第一項第五號、第二十一條第一項及第二項、第三十五條、第六項第三十五條ノ二、第三十七條ノ二、第九十四條ノ二及第九十五條)

(ニ)監事の權限を擴張したこと

組合の監事の權限は、現在組合の財產及業務執行狀況の監査を主とするに止まり居れるが組合と組合長、理事又は副理事との間の契約及訴訟に付ては、理事又は副理事、組合長と共同して組合を代表する場合にありても、又單獨代表する場合に於ても、民法第百八條に抵觸する嫌あるを以て、玆に勅令を以て制定せられたる關東州及南滿洲鐵道附屬地金融組合令に

倣ひ、此の場合は監事をして組合を代表せしむることとし、又組合員總會の招集に關し、組合長及理事共に事故ある場合若は組合長及理事が組合員の總會招集請求(本令第二十九條第一項)に正當の理由なくして應せざる場合に於ては監事をして之が招集を行はしむることとし權限を擴張したのである(第三十七條ノ二、第三十七條ノ三、第三十五條第三項及第九十四條ノ二)

(ホ)組合員總會に代るべき總代會の設置を認めたこと

近年組合員數著しく增加し、組合員總會の開催及其の議事に困難を感ずる組合多きを加へ居れるを以て、組合の狀況に依り組合員總會に代はるべき總代會の設置を認め、總代の員數任期及選任方法等は府令を以て定款に之を規定せしむることとした。而して組合の解散及合併は事重大なるを以て總代會を設くる場合と雖之が決定は組合員總會の決議に依らしむることとなしたのである(第四十五條ノ二)

(六)非組合員預金者の保護を厚からしめたこと

組合の運轉資金は前述の如く非組合員の預金多額を占め、而も此等預金の內容を見るに都市組合、村落組合を通じ零細貯金尠らず然るに之が保護に付ては、本令第十二條の規定に基き府令を以て單に組合員の預金と一括して其の預り金總額の二割の拂戻準備を強制し、拂戻の圓滑を期せしめ居れるに過ぎず、保護不充分なる憾がある。依つて貯蓄銀行令及內地產業組合法の規定を參酌し、保護を厚からしむる樣法制を改めたのである。而して金融組合は總て聯合會より周密なる監査指導を受けしめ居れること(本令第九十三條ノ二)其の餘裕金の運用を嚴重に制限せること(本令第九條)貸付金業務に關しては一人當融通額擔保の種類等に嚴重の制限を加へ居れること(本令第十二條に依り府令を以て規定)組合の代表及業務執行機關中重要の地位に在る理事を官選するの方針を採ること(本令第三十一條第二項の改正等に鑑みるときは特に預金の運用を制限する必要乏しきも、一面組合の代表及業務執行機關は組合長及理事の二名に止まり、其の內理事は概ね其の資產多からず、又組合長は日常組合業務に干與せざる者多くして實際上業務執行上の責任を負はしめ難きこと等の特殊の事情存するを以て、組合破產の場合に於ける預金債務の辨償責任を業務執行者に負はしむること困難である依つて本令に左記の如く規定を設け保護の適實を圖つたのである

非組合員預金受入額の三分の一以上の金額を確實に管理せしめ非組合員預金者をして之に對し先取特權を有せしむること(第五十三條の三及第九十五條第四號)

七、其の他の事項

前記各號の外都市組合に對し手形の割引を認むる法制(第五條第二項及附則第二項)組合餘裕金を運用(第九條定款の記載要件(第十四條)土地の名稱變更に關する規定(第二十一條)組合員出資口數の制限(第二十三條第二項及附則第四項)組合員の相續人の持分の承繼(第二十八條ノ二)監事及評議員の任期(第三十三條)總會及評議員會の議長(第三十五條第三項)組合と或組合員評議員又は總代との關係に付決議を爲す場合に關する規定(第四十五條ノ三)組合の組合員に對

する通知又は催告第四十九條ノ二法定準備金の名稱及積立額(第五十三條)監督事項(第六十七條等に關し改正を加へたのである。

(乙)金融組合聯合會に關する事項

一、理事を增員し及其の權限を擴張したこと

聯合會の理事は現在一名に之を限定せるも業務繁忙を加へ增員を必要とするに至れるに付各聯合會の業務狀況に應じ之を增員せしむることとしたのである而して現在理事長缺けたる場合其の職務の執行を理事に認め居らざるも、實際上往往支障を招く場合あるを以て、右增員と同時に理事の權限を擴張して、理事長の職務をも行はしむることに改め、理事長を代理し又は其の職務を行ふ者を定款に依り定めしむることとしたのである(第九十三條ノ五第一項及第九十三條ノ六第三項)

二、聯合會に對する監督を總督府に統一したこと

從來組合に對する行政監督に付ては、組合數の增大したること、其の業務方針等は之を各地方の產業經濟狀態に適應せしむる樣指導するを必要とすること等の事情に因り、本府は大綱を統ぶるに止め、細密の監督は漸次道に移讓するの方針を採つたのであるが、聯合會に對する監督に至りては如斯事情を有しない其の數も道を區域として十三箇を有するに止まり、又其の人事、業務に關し各道個々に之が監督指導を行はんこと事實上困難なるが爲、現在其の監督指導は殆んど擧げて總督府に於て掌理し居り、道に於ては府令に定むる認可、許可等特定の監督事項の處理以外には何等積極的監督を加へ居らざる狀態にある、依つて實情に則し朝鮮產業組合令に倣ひ本令の規定を整理し、聯合會の監督權を總督府に統一し、道に對しては速決を要するが如き一部の監督事務を擔當せしむることとしたのである(第九十三條ノ九、第九十三條ノ十一)

三、其の他の事項

前項の外聯合會に準用する前記組合に關する規定の變更に依り諸事項に亙り改善を加へ、尙監事の任期(第九十三條ノ五第四項)總會の議長(第九十三條の六第二項)等の點に付改正を加へたのである。

茲に改正條項を揭記すれば左の通である、

金融組合令中左ノ通改正ス　(昭和四年四月二十七日制令第四號)

第五條　金融組合ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

一、組合員ニ對シ其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付スルコト

二、組合員ノ爲ニ預金ヲ受入レ又ハ期限ヲ定メテ一定金額ノ給付ヲ爲スコトヲ約シ定期ニ若ハ一定ノ期間內ニ於テ數回ニ金錢ヲ受入ルコト

府又ハ朝鮮總督ノ指定シタル市街地カ組合ノ區域ニ屬スル金融組合ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ前項第一號ノ資金ノ爲手形ノ割引ヲ爲スコトヲ得

金融組合ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ組合員ノ爲ニ其ノ貨物ヲ倉庫ニ保管シ又ハ之ニ對シ倉荷證券ヲ發

行スルコトヲ得前項ノ倉荷證券ニハ商法中倉荷證券ニ關スル規定ヲ準用ス

第六條　金融組合ハ組合員ニ非サル者ノ爲ニ貯蓄銀行令第一條第一項若ハ第五條第一號ノ業務ヲ爲シ又ハ同令第五條第五號ノ業務ヲ爲スコトヲ得

第七條中「銀行」ヲ「他ノ金融組合若ハ銀行」ニ「其ノ業務」ヲ「銀行ノ業務」ニ改ム

第九條　業務上ノ餘裕金ハ金融組合聯合會若ハ朝鮮總督ノ指定シタル銀行ニ預入シ、郵便貯金ト爲シ又ハ國債證券、地方債證券其ノ他朝鮮總督ノ認可シタル有價證券ヲ買入ルルノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十一條第一項ヲ左ノ如ク改ム

金融組合ハ本令ニ記載セサル業務ヲ行フコトヲ得ス但シ朝鮮總督ノ命令アリタルトキハ供託又ハ地方金融ノ調節ニ關スル業務ヲ行フコトヲ得

第十四條中「主タル事務所」ヲ「事務所」ニ改メ同條第十號ヲ第十三號、第九號ヲ第十二號、第八號ヲ第十一號トシ同條第七號ノ次ニ左ノ三號ヲ加フ

八、剩餘金ノ處分ニ關スル規定

九、組合員タル資格ニ關スル規定

十、組合員持分ノ計算方法ニ關スル規定

第十九條中「主タル事務所ノ所在地」ヲ「各事務所ノ所在地」ニ「第九號」ヲ「第十二號」ニ「主タル事務所」ヲ「事務所」ニ「理事」ヲ「理事副理事」ニ改メ同條第二項左ノ如ク改ム

金融組合ノ設立ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス

第二十條　前條第一項ニ掲ケタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ二週間內ニ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ但シ前條第一項第三號ノ事項ニ付テハ每事業年度末日ノ現在ニ依リ年度終了後一月內ニ登記ヲ爲スコトヲ得

前項ノ登記前ニ在リテハ登記事項ノ變更ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス

主タル事務所以外ノ事務所ノ所在地ニ於テ登記スヘキ事項ヲ登記セサリシトキハ前項ノ規定ハ其ノ事務所ニ於テ爲シタル行爲ニ付テノミ之ヲ適用ス

第二十一條第一項ヲ左ノ如ク改ム

行政區劃又ハ土地ノ名稱ニ變更アリタルトキハ登記簿ニ記載シタル其ノ名稱ハ當然之ヲ變更シタルモノト看做ス

第二十二條中民法第四十七條ヲ「民法第四十五條第三項、第四十七條」ニ「同法第四十八條中」ヲ「期間ニ付」ニ改ム

第二十三條ニ左ノ一項ヲ加フ

組合員ノ有スヘキ出資口數ハ百口ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十八條ノ二　死亡ニ因リテ脫退シタル組合員ノ相續人ハ第五十七條第一項ノ例ニ依リ被相談人ノ持分ヲ承繼スルコトヲ得

前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ持分ヲ承繼シタル相續人ニ付之ヲ準用ス

第三十條、第三十七條及第六十四條中「地方長官」ヲ「道知事」ニ改ム

第三十一條　金融組合ニ組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上ヲ置ク但シ必要アル場合ニ於テハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ副理事一人又ハ數人ヲ置クコトヲ得

組合長、監事及評議員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任シ理事及副理事ハ朝鮮總督之ヲ任免ス

組合長ノ選任ハ道知事ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

組合設立當時ノ組合長及監事ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第三十二條中「理事」ノ下ニ「副理事」ヲ加フ

第三十三條　組合長ノ任期ハ三年トス但シ定款ヲ以テ任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸長スルコトヲ得

監事及評議員ノ任期ハ二年トス但シ定款ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第三十四條中「理事」ヲ削ル

第三十五條　組合長ハ理事ト共同シテ金融組合ヲ代表ス但シ組合ノ常務ニ付テハ理事單獨ニ之ヲ代表スルコトヲ得

組合長又ハ理事ニ對シテ爲シタル意思表示ハ組合ニ對シテ其ノ効力ヲ生ス

組合長ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外總會及評議員會ノ議長トナル

組合長事故アルトキハ理事之ヲ代理シ缺員ノ場合ハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ總會及評議員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

副理事ハ組合長及理事ヲ補佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ理事ノ職務ヲ代理ス

第三十五條ノ二　副理事ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第三十七條ノ二　金融組合カ組合長、理事又ハ副理事ト契約ヲ爲ス場合ニ於テハ監事組合ヲ代表ス組合長、理事又ハ副理事トノ間ニ於ケル訴訟ニ付亦同シ

第三十七條ノ三　組合長及理事事故アルトキ又ハ缺員ノ場合ニ於テハ總會ノ招集ハ監事之ヲ行フ

組合長及理事カ第二十九條第一項ノ規定ニ依ル請求アリタル日ヨリ二週間内ニ正當ノ事由ナクシテ總會招集ノ手續ヲ爲ササルトキハ監事ハ其ノ總會ヲ招集スヘシ

第三十八條中「本令」ノ下ニ「本令ニ基キテ發スル命令」ヲ加フ

第四十五條中「家族」ヲ「戸主若ハ家族」ニ改ム

第四十五條ノ二　金融組合ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ總會ニ代ルヘキ總代會ヲ設クルコトヲ得

總會ニ關スル規定ハ前條ノ規程ヲ除クノ外前項ノ總代會ニ之ヲ準用ス但シ總代會ニ於テハ解散及合併ノ決議ヲ爲スコトヲ得ス

第四十五條ノ三　金融組合ト或ル組合員評議員又ハ總代トノ關係ニ付決議ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ組合員評議員又ハ總代ハ議決權ヲ有セス

第四十六條中「組合長」ノ下ニ「及理事」ヲ加フ

第四十七條中「朝鮮總督」ヲ「道知事」ニ改ム

第四十九條ノ二　金融組合カ其ノ組合員ニ對シテ爲ス通知又ハ催告ハ組合員名簿ニ記載シタル組合員ノ住所又ハ其ノ者カ組合ニ通知シタル住所ニ宛ツルヲ以テ足ル前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スヘカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

第五十三條第一項ヲ左ノ如ク改ム

金融組合ハ定款ヲ以テ定メタル準備金ノ額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツヘシ

第五十三條ノ二　前條第一項ノ準備金ハ左ノ場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

一、損失ノ補塡ニ充ツルトキ

二其ノ金融組合ノ區域カ他ノ金融組合ノ區域ト爲リタル場合ニ於テ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ其ノ財産ノ一部ヲ他ノ金融組合ニ讓與スルトキ

第五十三條ノ三　金融組合ハ第六條ノ規定ニ依リ受入レタル金額ノ三分ノ一以上ノ金額ヲ左ノ方法ニ依リ管理スヘシ

一、金融組合聯合會若ハ朝鮮殖産銀行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金

二、國債證券又ハ地方債證券ノ金融組合聯合會又ハ朝鮮殖産銀行ヘノ保護預ケ

前項ノ受入金額ハ毎年三月及九月ノ各末日現在ニ依リ之ヲ定ム

第六條ノ規定ニ依ル預金者及給付金ノ債權者ハ其ノ預金及給付金ニ關シテハ第一項ノ規定ニ依リテ管理シタル預ケ金、國債證券及地方債證券ニ付他ノ債權者ニ先ヲ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第五十五條中「組合長及理事」ヲ「組合長、理事又ハ副理事」ニ改ム

第五十六條中「理事」ノ下ニ「副理事」ヲ加フ

第六十一條中「第一項拂戻」ヲ「前項ニ規定スル拂戻」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左ノ但書ヲ加ヘ同條第二項ヲ削ル

但シ第五十三條第一項ノ準備金ニ對スル持分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六十七條中「總會」ヲ「總會若ハ評議員會」ニ、「組合長、理事若ハ監事」ヲ「組合長、監事若ハ評議員」ニ、「事業ヲ停止スルコトヲ得」ヲ「事業ノ停止ヲ命スルコトヲ得」ニ改ム

第七十條中「主タル事務所」ヲ「各事務所」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

第二十條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ解散ノ登記ニ之ヲ準用ス

第七十三條中「主タル事務所」ヲ「各事務所」ニ改ム

第八十條中「主タル事務所」ヲ「各事務所」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

第二十條第二項及第三項ノ規定ハ前二項ノ清算人ニ關スル登記ニ之ヲ準用ス

第八十四條中「主タル事務所」ヲ「各事務所」ニ改ム

第八十六條中「主タル事務所」ヲ「其ノ事務所」ニ改ム

第八十九條　事務所ノ移轉其ノ他登記事項變更ノ登記ノ申請書ニハ移轉其ノ他變更ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第九十三條中「第百五十條ノ二、第百五十一條乃至第百五十一條ノ六、乃至第百五十七條ノ二」ヲ「第百五十條ノ二乃至第百五十一條ノ六、第百五十四條乃至第百五十七條」ニ改ム

第九十三條ノ五中「理事一人ヲ」ヲ「理事一人又ハ數人ヲ」ニ改メ同條第四項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ定款ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第九十三條ノ六第二項ヲ左ノ如ク改ム

理事長ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外總會ノ議長ト爲ル

理事ハ理事長ヲ補佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長事故アルトキハ之ヲ代理シ缺員ノ場合ハ其ノ職務ヲ行フ

第九十三條ノ九　金融組合聯合會ハ朝鮮總督之ヲ監督ス但シ必要アリト認ムルトキハ道知事ヲシテ其ノ監督權ノ一部ヲ行ハシムルコトヲ得

第九十三條ノ十　登記所ニ金融組合聯合會登記簿ヲ備フ

第九十三條ノ十一　第三條、第四條、第八條乃至第二十八條、第二十九條、第三十條、第三十二條、第三十三條、第三十四條、第三十七條ノ三、第三十九條乃至第四十五條、第四十五條ノ三乃至第五十條、第五十一條乃至第五十三條ノ二、第五十四條乃至第五十六條、第五十七條第二項第五

十八條、第五十九條、第六十一條乃至第六十三條、第六十五條乃至第七十條、第七十五條乃至第八十六條、第八十八條、第八十九條、第九十條第一項及第九十一條乃至第九十三條ノ規定ハ金融組合聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第四十六條第一項、第四十七條及第七十五條中組合長及理事トアルハ理事長、第十九條第一項第五號、第三十二條、第三十七條ノ二、第五十五條及第五十六條中組合長、理事、副理事トアルハ理事長、理事、第三十條、第三十七條第二項及第四十七條第二項中道知事トアルハ朝鮮總督トス

第九十五條中「理事」ヲ「理事、副理事」ニ、「理事長」ヲ「理事長、理事」ニ「第五十三條」ヲ「第五十三條、第五十三條ノ三」ニ「監督官廳ノ處分」ヲ「本令ニ基キテ發スル命令又ハ處分」ニ改ム

附　則

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

本令施行ノ際現ニ組合員ニ貸付スル資金ノ爲メ手形ノ割引ヲ爲シ又ハ組合員ノ爲ニ其ノ生產物ヲ倉庫ニ保管シ若ハ之ニ對シ倉荷證券ヲ發行スル金融組合ハ別ニ第五條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依ル朝鮮總督ノ認可ヲ受ケスシテ其ノ業務ヲ繼續スルコトヲ得

本令施行ノ際現ニ存スル金融組合及金融組合聯合會ハ本令ノ施行ニ伴ヒ登記スヘキ事項ヲ本令施行後三月內ニ第二十條第一項ノ規定ニ準シ登記スヘシ

本令施行ノ際現ニ組合員ノ有スル出資口數カ百口ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ百口ヲ超ユル部分ニ付テハ第二十三條第二項ノ規定ヲ適用セス

本令施行前金融組合ノ爲シタル契約ニシテ本令ニ依リ金融組合ノ爲スコトヲ得サル業務ニ屬スルモノニ付テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍ホ其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ得

本令施行ノ際現ニ在職スル理事ニシテ總會ニ於テ選任セラレタルモノハ第三十一條第二項ノ規定ニ依リ朝鮮總督ノ任命シタルモノト看做ス

第三章　金融組合業務監督規程

第一節　地方金融組合監督規程の發布

金融組合監督規程は明治四十四年十二月初めて發布せられたものなるが其の以前既に隆熙二年(明治四十一年)七月十三日地方金融組合監理內規なるものが通達せられ又現行業務監督規程の如く貸付金の限度、期限、擔保書式等を定めたものとしては地方金融組合業務執行內規なるものがあつた、此等內規に關しては第一編第三章第一節に揭記したるを以て茲に詳記を避くるも組合創立後日尙淺く諸般の法規未だ整備せざる時代なりしを以て極めて簡單であつて僅かに監督の要綱を示すものに過ぎなかつた。然るに組合數の增加と業務の發達に依りまた日韓合併後にあつては諸法規の改廢を促し茲に明治四十四年十二月之を廢止し新に監督規程を制定し組合定款の變更起債積立金の使用其の他二三重要事項を除くの外組合業務の指導監督は略地方長官の權限に屬せしめたのである。爾來數年間大正三年八月地方金融組合業務監督規程の發布を見るに至る迄は組合監督の方法及範圍を定めたるものとして頗る重要なるものであつた今茲に地方金融組合監督規程の全文を揭げて參考としよう。

地方金融組合監督規程（明治四十四年十二月十九日朝鮮總督府令第一五二號）

第一條　地方金融組合ハ左ノ場合ニ於テハ地方長官ヲ經由シ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

第三章　金融組合業務監督規程

一定款ヲ變更セムトスルトキ
二改府ヨリ下附シタル資金ヲ缺損處分ノ爲メ使用セムトスルトキ
三組合債ヲ起サントスルトキ
四積立金ヲ使用セントスルトキ
五組合用土地建物ヲ買ヒ入レ又ハ新築セントスルトキ

第二條　地方金融組合ハ毎事業年度ニ於テ施行スヘキ利息保管料及手數料ノ最高率ヲ豫定シ年度開始前ニ地方長官ヲ經由シテ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第三條　地方金融組合ハ毎事業年度ノ業務報告書(第一號樣式)ヲ作成シ年度經過後一月以内ニ地方長官ヲ經由シテ朝鮮總督ニ提出スヘシ

第四條　朝鮮總督ハ必要ト認ムルトキハ部下ノ官吏ヲシテ地方金融組合ノ業務ヲ檢査セシムルコトアルヘシ

第五條　地方長官ハ地方金融組合ノ重要ナル業務ニ付其ノ執行前之カ承認ヲ受ケシムルコトヲ要ス

第六條　地方長官又ハ其ノ命ヲ受ケタル官吏ハ何時ニテモ地方金融組合ノ業務ノ實況ヲ檢査スルコトヲ得

第七條　地方長官ハ地方金融組合ノ業務監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ地方金融組合ヲシテ諸般ノ報告書ヲ提出セシムルコトヲ得

第八條　地方長官ハ毎年一回以上所轄地方金融組合ノ理事ヲ召集シ理事會議ヲ開催スヘシ

第九條　地方長官ハ毎月末日地方金融組合ニ於ケル現況報告表(第二號樣式)ヲ調製シ翌月二十日マテニ之ヲ朝鮮總督ニ提出スヘシ

第十條　地方長官ハ第五條乃至第八條ニ依リ執行シタル事項ニ關シテハ毎月一回之ヲ朝鮮總督ニ報告スヘシ但シ緊急事件ト認ムルモノハ卽時報告スルコトヲ要ス

第十一條　地方金融組合職員ノ任免ハ別ニ規定アルモノヲ除クノ外地方長官ノ承認ヲ經テ組合長之ヲ行フ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二節　地方金融組合業務監督規程の發布

大正三年八月新に地方金融組合令の發布に伴ひ組合令改正の趣旨に順應し其の運用の完きを期せむが爲め前述の地方金融組合監督規程を廢して府令第百十五號を以て初めて浩瀚なる地方金融組合業務監督規程が制定せられた全く金融組合の初期時代より轉じて第二期活動の域に進展せる證左であつて亦經濟界の進運並に諸官制の改正に伴はむが爲めの順當なる改正である今其の要點を列擧せば左の如きものであつて順次之に說明を與へて置こう。

一貸付金の限度擴張

貸付金の限度は從來一人五十圓であつたが、使途に依つて一人に付百圓までの限度を認めたることである、勿論當時地方の中產階級以下の農民にありては五十圓の金額は寧ろ大金であつて右金額範圍内に於て肥料及簡單なる農具等は購入し得るのであるが、種類に依りては購入し能はざ

るものもあるが故、特に朝鮮總督の認可を受けたる用途に於ては百圓まで貸付を爲し得ることを認められたのである。

二、倉庫保管の寄託物に對し倉荷證券を發行すること

從來金融組合倉庫を利用するも概ね委託販賣等の場合に限られて居たかの觀があり、商法の規定に依れる倉荷證券を發行することは認められなかつた、然るに組合令竝に監督規程に依り倉荷證券の發行を爲し之に依つて寄託者をして農工銀行より資金の融通を得るの便を開いた、固より組合員の生產したる貨物に限ることは云ふを要しない。

三、事業年度の更新

從來金融組合の事業年度は一月に始まり十二月に終了したのであるが、這回の規程に依り四月一日に開始し翌年三月末日に終了することに改正せられた、金融組合の如きは銀行と決算期を同じくする必要もなく事ろ諸般の點特に基本金の下附補助金の關係もあり、官廳年度と同一にするを比較的便宜としたに依るものであらう。

四、其の他

本規程に於て特に著しきものは預り金業務取扱に關する制限等であるが這回初めて該業務を開始したるものであるから嚴格なる規程の定められたのは當然とする其の他金錢出納時間の微に至るまで詳細に之を整してゐる。

地方金融組合業務監督規程（大正三年八月四日總督府令第一一五號）

第一章　總　則

第一條　組合カ其ノ業務ヲ開始シタルトキハ直ニ朝鮮總督ニ届出ツヘシ

組合設立ニ關スル費用ハ組合成立ノ後組合費ヲ以テ支辨スヘシ

第二條　組合カ主タル事務所以外ニ事務所ヲ設置セムトスルトキハ其ノ名稱場所及業務ノ種類ヲ定メ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ業務ノ種類ヲ變更シ又ハ事務所ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ

前項ノ事務所ニ於テ業務ヲ開始シタルトキハ直ニ朝鮮總督ニ届出ツヘシ

第三條　組合ノ金錢出納時間ハ午前九時ヨリ午後四時迄トス

組合ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項ノ時間ヲ變更スルコトヲ得

第四條　組合ノ休日ハ一月一日、祭日、祝日及日曜日竝各事務所ノ所在地ニ於ケル定例ノ休日トス但シ事務所々在地ニ於ケル市場開設日ニ相當スルトキハ其ノ他業務上ノ計畫ヲ定メ年度始迄ニ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

前項ノ外休業ノ必要アルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第五條　組合ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第六條　組合ハ毎事業年度ニ於ケル資金ノ運轉其ノ他業務上ノ計畫ヲ定メ年度始迄ニ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第七條　組合ハ毎事業年度ノ經費豫算書ヲ調製シ年度始迄ニ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第八條　組合ハ毎事業年度ニ於テ實施スヘキ預リ金及貸付金ノ利子歩合ヲ定メ年度始迄ニ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第九條　左ノ場合ニ於テハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

第三章　金融組合業務監督規程

一、業務、給與、服務及懲戒ニ關スル諸規則ヲ制定シ又ハ變更セムトスルトキ
二、缺損補填準備金又ハ特別準備金ヲ使用セムトスルトキ
三、組合用土地建物ヲ取得シ又ハ處分セムトスルトキ
四、組合用建物ヲ新築、改築又ハ增築セムトスルトキ
五、國債證券、地方債證券ヲ買入レ又ハ賣却セムトスルトキ

第十條左ノ場合ニ於テハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
一、組合用建物ノ修繕ヲ爲サムトスルトキ
二、訴訟ヲ提起セムトスルトキ
三、本令ニ規定スルモノヲ除クノ外假拂ヲ爲サムトスルトキ
四、理事業務區域外ニ出張ヲ爲サムトスルトキ
五、事務員ヲ採用シ又ハ罷免セムトスルトキ

第十一條　地方長官ハ前條ニ揭クルモノノ外朝鮮總督ノ承認ヲ受ケ必要アリト認ムル事項ニ付組合ヲシテ其ノ認可ヲ受ケシムルコトヲ得

第十二條　組合長、監事及評議員ハ定款ニ依ルニ非サレハ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

第十三條　缺損補填準備金ハ國債證券若ハ地方債證券ヲ買入レ、地方金融組合令第九條ニ依リ朝鮮總督ノ指定シタル銀行ニ預入レ又ハ組合員ニ對シ不動產ヲ擔保トシテ貸付クルノ外之ヲ運用スルコトヲ得ス

第十四條　組合ハ第一號樣式ニ依リ毎月實際報告表ヲ調製シ翌月五日迄ニ地方長官ニ提出スヘシ
地方長官ハ前項ノ報告ニ基キ第二號樣式ノ現況報告表ヲ調製シ翌月二十日迄ニ朝鮮總督ニ提出スヘシ

第十五條　財產目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ハ第三號樣式ニ依リ作成スヘシ
財產目錄ニ於ケル動產、不動產、債權其ノ他ノ財產ノ價額ハ財產目錄調製ノ時ニ於ケル價額ニ超ユルコトヲ得ス

第十六條　組合ノ公告ハ所轄地方廳ノ發行スル道報及組合事務所ニ於ケル揭示場ニ之ヲ爲スヘシ

第十七條　地方金融組合令第十九條第一項第二號及第五號ノ登記事項ニ變更ヲ生シタルトキハ之ヲ朝鮮總督ニ屆出ツヘシ主タル事務所以外ノ事務所ノ名稱又ハ場所ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十八條　合併ノ認可申請書ニハ總會ノ決議錄、合併契約書、財產目錄、貸借對照表及合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リテ設立スル組合ノ定款ヲ添附スヘシ

第十九條　組合カ破產ノ宣告ヲ受ケタルトキハ直ニ朝鮮總督ニ屆出ツヘシ

第二十條　組合ノ淸算人ハ地方金融組合令第八十一條ニ依リ總會ノ承認ヲ得タルトキハ財產目錄及貸借對照表ヲ朝鮮總督ニ差出スヘシ

淸算人ハ毎月淸算事務報告書及貸借對照表ヲ調製シ翌月十日迄ニ朝鮮總督ニ差出スヘシ

第二十一條　地方長官ハ地方金融組合令第六十六條又ハ第六十七條ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ報告スヘシ

第二章　貸付

第二十二條　貸付金ノ種類左ノ如シ
一、信用貸付
二、不動產ヲ擔保トスル貸付

三、動産ヲ擔保トスル貸付

第二十三條　前條ノ貸付ハ資金ヲ左ノ用途ニ使用スルモノニ限ル

一、開墾排水灌漑其ノ他土地ノ改良資金

二、自作用土地ノ買入資金

三、種子種苗肥料農具其ノ他農業材料ノ買入資金

四、住宅以外ノ農業用建物ノ新築改築増築又ハ修繕ニ要スル資金

五、人夫傭入費農具ノ賃借費等ノ農事費

六、耕作期間中ノ糧食資金

七、家畜家禽ノ買入其ノ他副業ニ必要ナル資金

前項第六號ノ貸付ニ使用スル資金ハ運轉資金總額ノ二割ヲ超過スルコトヲ得ス

第二十四條　一組合員ニ對スル貸付金ノ總額ハ五十圓ヲ超過スルコトヲ得ス但シ貸付金ノ用途ニ付朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ特ニ百圓迄貸付スルコトヲ得

第二十五條　貸付ノ期間ハ十月以內トス但シ相當ノ事由アルトキハ貸付金ノ一部ヲ返還シ且利子ノ支拂ヲ怠ラサルモノニ限リ其ノ期間ヲ更新スルコトヲ得

第二十六條　組合ハ組合員ノ信用狀態ヲ調査シ信用程度表ヲ作リ異動ノ都度之ヲ整理スヘシ

貸付金額ハ信用程度表ニ基キ資金ノ用途ヲ斟酌シテ之ヲ決定スヘシ

第二十七條　信用貸付ハ保證人一人以上アルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

組合員ヲ保證人ト爲スニハ其ノ組合ニ對スル主タル債務ト保證債務トヲ合セテ前條ノ信用程度表ニ依ル信用程度ヲ超過セサル場合ニ限ル

第二十八條　組合カ缺損補塡準備金以外ニ積立タル特別金ハ前準備條ノ貸付ニ之ヲ運用スヘシ

第二十九條　不動產ヲ擔保トシテ貸付クル金額ハ組合ニ於テ鑑定シタル價額ノ三分ノ二以內動產ヲ擔保トシテ貸付クル金額ハ其ノ十分ノ八以內トス

第三十條　不動產ノ評價ハ實地ニ就キ其ノ所在等級面積收穫量等ヲ調査シ且ツ附近ノ實際賣買價額ヲ斟酌シテ決定スヘシ

第三十一條　不動產ヲ擔保トシテ徵スル場合ハ抵當權又ハ典當權設定ノ登記又ハ證明ヲ省略スルコトヲ得

第三十二條　建物及永續スヘキ確實ナル收益ノ見込ナキ土地ハ擔保トシテ之ヲ徵スルコトヲ得ス

第三十三條　貸付ノ擔保トシテ徵スル動產ハ組合ニテ保管シ又ハ確實ナル第三者ヲシテ保管セシムルコトヲ要ス

第三十四條　組合ハ印鑑證明規則ニ依リ證明ヲ受ケタル組合員ノ印鑑ヲ備ヘ貸付ノ都度借主ノ印章ト照合スヘシ

第三十五條　貸付金ノ利子ハ日割ヲ以テ計算シ毎月之ヲ徵スヘシ但シ特別ノ事情アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第三十六條　組合員カ貸付ノ目的ニ反シ貸付金ヲ使用シタルトキハ償還期間前ト雖貸付金ノ償還ヲ請求スルコトヲ得

第三十七條　組合カ一部若ハ全部缺損ニ歸スヘキ債權ヲ整理セムトスルトキ又ハ債務辨濟ノ爲引受タル物件ヲ處分セムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第三章　預　リ　金

第三十八條　預リ金ノ種類ハ定期預金及貯蓄預金トス

第三十九條　定期預金ハ金額二十圓以上期間六月以上ノモノニ限ル

定期預金ノ利子ハ期間滿了後ハ之ヲ附セス

第四十條　貯蓄預金ノ利子ハ十五日以前ニ預入シ又ハ十六日以後ニ拂戻スモノニ在リテハ半月分ヲ附シ十六日以後ニ預入シ又ハ十五日以前ニ拂戻スモノニ在リテハ其ノ月分ヲ附セス

第四十一條　貯蓄預金ノ利子ハ毎年二月及八月ニ之ヲ計算シ元加ト爲スヘシ

第四十二條　貯蓄預金一回ノ最低額ハ十錢トス

第四十三條　組合員ニ非サルモノノ預リ金ハ一人ニ付總額五百圓ヲ超過スルコトヲ得ス

第四十四條　組合ハ預リ金ノ拂戻準備トシテ預リ金總額ノ十分ノ二以上ヲ備ヘ置クヘシ

前項ノ拂戻準備金ハ國債證券若ハ地方債證券ヲ買入レ又ハ地方金融組合令第九條ニ依リ朝鮮總督ノ指定シタル銀行ニ預入ヲ爲スノ外之ヲ運用スルコトヲ得ス

第四十五條　預リ金總額ヨリ前條拂戻準備金ヲ控除シタル殘額カ缺損補塡準備金ニ超過スルトキハ其ノ超過額ハ之ヲ地方金融組合令第九條ニ依リ朝鮮總督ノ指定シタル銀行ニ預入スヘシ但シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ超過額ノ一部ヲ組合員ニ對シ不動產ヲ擔保トシテ貸付クルコトヲ得

第四章　購入、分配及貸與

第四十六條　組合員ノ爲ニ購入スル農業材料ノ種類及數量ハ豫メ依賴者ヨリ申込ヲ爲サシメ購入費用ノ概算額ノ全部又ハ一部ヲ徵シ現品引渡ノ際之カ精算ヲ爲スヘシ

第四十七條　無償ニテ分配又ハ貸與スル農業材料ハ組合ニ於テ贈與ヲ受ケタルモノ又ハ特ニ其ノ普及ヲ必要ト認メタルモノニ限ル

第四十八條　農業材料ノ貸付ハ成ルヘク多數ノ組合員ニ使用セシムルノ目的及方法ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第四十九條　貸與品ヲ紛失又ハ毀損シタルトキハ其ノ代價若ハ修繕料ヲ辨償セシムヘシ

第五十條　農業材料ノ貸付料ハ取得價額ヲ償却シ得ル範圍ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第五章　販賣及保管

第五十一條　販賣ノ委託ヲ受ケタル物品ハ三月內ニ之ヲ賣却スヘシ

第五十二條　委託販賣品ノ荷造運搬其ノ他ニ要スル費用ハ組合ニ於テ一時立替支拂ヲ爲スコトヲ得

第五十三條　委託販賣手數料ハ販賣價額ノ千分ノ十五以內トス

第五十四條　委託販賣品ノ引渡ヲ受ケタルトキハ時價十分ノ八以內ニ於テ代金ノ前渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ前渡金ハ一組合員ニ對シ總額百五十圓ヲ超過スルコトヲ得ス

第一項ノ前渡金ニ對シテハ動產ヲ擔保トスル貸付金ト同率ノ利子ヲ徵スヘシ

第五十五條　立替金及手數料並前渡金及其ノ利子ハ販賣代金ノ精算ヲ爲ストキ之ヲ差引計算スヘシ

第五十六條　左ニ揭クル貨物ハ寄託ヲ受クルコトヲ得ス

一、滅失、毀損、腐敗又ハ變色シ易キモノ

二、他ノ貨物ニ損害ヲ及ホス虞アルモノ

三、危險ノ虞アルモノ

第五十七條　保管貨物ニ對シテハ火災保險ヲ付スヘシ

保險料ハ組合ノ負擔トス

第三章　金融組合業務監督規程

第五十八條　組合ハ毎事業年度ニ於テ資施スヘキ貨物保管料ノ率ヲ定メ年度始迄ニ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第五十九條　引渡ヲ受ケタル委託販賣品ニ付テハ保管料ヲ徴スルコトヲ得ス

第六十條　組合ハ保管貨物ノ種類ニ依リ其ノ保管期間ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

附　則

本令ハ地方金融組合令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

舊令ニ依リ設立シタル組合ノ積立金ハ地方金融組合令施行ノ際總テ缺損補塡準備金ト看做ス

舊令ニ依リ設立シタル組合ノ事業年度ハ大正三年度ニ限リ一月ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第三節　地方金融組合業監督規程の改正

前記の如く大正三年創めて朝鮮總督府令に依る地方金融組合業務監督規程が發布せられたが爾來時代の進運に伴ひ之が改正は左記の如く屢行はれたが何れも組合業務の發達上當然の要求である。

一、大正六年に於ける地方金融組合業務監督規程の改正

一、大正七年に於ける地方金融組合業務監督規程の改正

一、大正八年に於ける金融組合業務監督規程の改正

一、大正九年に於ける金融組合業務監督規程の改正

一、大正十年に於ける金融組合業務監督規程の改正

一、大正十一年に於ける金融組合業務監督規程の改正

一、大正十五年に於ける金融組合業務監督規程の改正

一、昭和四年に於ける金融組合業務監督規程の改正

大正六年に於ける地方金融組合業務監督規程の改正

大正三年地方金融組合令の實施に伴ふて發布せられた業務監督規程は、大正六年十二月朝鮮總督府令第九十二號を以て其の一部の改正を見るに至つた。是れ亦社會の進歩組合業務の長足なる發達に隨伴して以て、組合使命を達成せしむるが爲めに當然且つ必要とする處であらねばならぬ。就中舊債の償還資金貸付を認めたるが如きは一新機軸を開いたもので、朝鮮の實情に適切で且つ緊要のことに屬するものと言はざるを得ない。朝鮮に於て經濟殊に農民經濟を攪亂し彼等の膏血を搾取して止まざるものは高利貸であつて、其の惡辣は言語に絶してゐる。若し小農民で彼等の毒牙にかゝつたならば、悲慘なる暗底に陷るを常とする。然し乍ら金融組合に於て是等を救濟しようとしても其の使途に制限せられ金額に拘束せられて、補手傍觀の止むなき有樣であつたが、幸に此改正に依つて彼等を救濟し得る道が開けたのである。其の他概觀して曩日の期待に背かず、組合事業に進展を齎すべく機宜を得たものであるといはなければならぬ。

今當時の理財課長有賀光豐氏の業務監督規程改正の要旨を揭記して參考に供せむ。